

第114期定時株主総会招集ご通知に際しての
法令および定款に基づく書面交付請求株主への
交付書面に含まれない事項

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要
「連結計算書類」及び「計算書類」の各注記
イオン株式会社の定款
イオン株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

事業年度	2024年3月 1日から
(第114期)	2025年2月28日まで

イオンモール株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに
対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定事項

① 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役又は使用人がその職務の執行をするにあたり必要とされる決裁書、会議議事録その他の文書を当社の社内規定に従い作成します。

作成した文書（電子媒体含む）は、その保存媒体に応じた適切かつ確実な検索性の高い状態で保存及び管理を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持します。

また、それら記録の管理については、「文書管理規則」に定められた主管部門が社外漏洩を防止します。

② 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、リスク管理の最高責任者を代表取締役社長（以下「社長」という。）、各ユニットの責任者を担当役員とし、事業の継続と人命の安全を確保するための体制と環境を整えます。

当社グループは、危機の未然防止及び危機発生時の迅速な対応、被害最小化を目的とした「経営危機管理規則」を策定し、リスクの減少及び被害の低減に努めます。また、リスク項目ごとに主管部門を定め、当社グループ全体の損失の危険を管理することを通じて企業価値の向上にも努めて参ります。

また、組織的、人的、物理的、技術的な各側面から情報資産の保護、管理を可能とすることを目的として、当社グループを含め「情報セキュリティ管理規則」を制定し、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、当社が取り扱う情報や情報システムのセキュリティレベルの維持、向上に努めます。

当社は、管理担当役員を委員長とするリスク管理委員会を設け、当社グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題、対応策の審議を行い、その議事については経営会議に報告します。また、重要案件については取締役会に報告するとともに、年間報告を行います。

内部監査担当部門は、リスクマネジメントの実効性を高めるべく、「内部監査規則」に基づき、年度監査計画を策定し内部監査を行います。なお、年度監査計画については取締役会に報告します。

③ 当社取締役及び当社子会社の取締役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「子会社取締役等」という。）の職務執行の効率性を確保する体制

当社は、取締役会を月1回以上開催するほか、社長決裁以上の当社グループに重大なリスクの生じる恐れのある意思決定事項に関しては、経営会議にて審議を行ったうえで、社長決裁ないし取締役会決議を行います。

また、社長の諮問機関として、経営戦略諮問委員会を設け、重要な政策や経営課題からテーマを設定し、その考え方や取り組みの方向性、具体的計画や進捗状況等についての議論、意見交換を原則月1回行い、独立社外役員からの意見や助言を踏まえて政策実現や経営課題解決の推進を図ります。

業務執行については、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、執行役員制度を設け、監督機能と業務執行機能を分離し経営の意思決定の迅速化を図り、職務執行の効率化を確保します。また、予め定められた「職制管理規則」、「業務分掌規則」、「権限規則」等により、それぞれの業務執行において必要となる権限を付与し経営責任を明確化します。

子会社取締役等の職務執行の効率性を確保するための体制として、当社の取締役会は、子会社を含めたグループ中期経営計画、年度経営目標及び予算配分等を承認し、四半期ごとに、それらに沿った事業戦略及び諸施策の進捗状況を検証するとともに、その他重要な情報について報告を受けます。

④ 当社取締役及び使用人並びに子会社取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

地域社会の持続的な発展に貢献し、企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス経営を重視します。また、ハラスメント未然防止のため「ハラスメント防止規則」を定め教育、啓蒙し、贈賄行為を未然に防止すべく「贈賄防止基本規則」に基づき、当社グループの社内体制の整備、教育を行います。

当社は、管理担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設け、法令及び社内規定を遵守するために、個人の意識啓発や教育体制の構築等を行うことを目的とし、コンプライアンス遵守にかかわる問題点の指摘及び改善策の審議を行い、その議事については経営会議に報告します。また、重要案件については取締役会に報告するとともに、年間報告を行います。

また、内部通報窓口としてヘルプライン「イオンモールホットライン」を設置（当社労働組合においても「組合110番」を設置）し、子会社には、当社の仕組みに準じたヘルプラインを設置します。このヘルプラインの利用者のプライバシーの保護及び不利益な扱いを受けることのないよう周知徹底するとともに、報告や通報があった場合はその内容を精査し、違反行為があれば社内規定に基づき必要な処置をしたうえで、再発防止策を策定し、全社的に実施し、コンプライアンス委員会に報告します。

⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役が、自己又は親会社、子会社、その他イオングループ各社等第三者のために当社と利益が実質的に相反する恐れのある取引や競業関係に立つ取引を行う場合、経営会議で審議したうえで、取締役会の承認を得てから実施します。

イオングループ各社と取引を行う場合は、「関連当事者取引管理規則」に則り、市場価格に基づいた適正な条件により取引を行い、年1回関連当事者取引先各社との年間取引実績の増減率等の報告を取締役にを行い、取引の合

理性及び相当性を精査します。

また、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役のみで構成するガバナンス委員会を設け、組織再編に関する事項や、親会社及びイオングループ各社との重要な取引につき、当社の企業価値向上の観点から当該取引の公正性及び合理性の審議を行い、その議事については取締役会に答申します。また、取締役会での審議の際は特別利害関係を除外したうえで決議し、手続の公正性を確保します。

なお、当社グループにおいても、取引の公正性及び合理性を確認したうえで決裁します。

子会社取締役等の職務の執行に係る事項の報告体制として、子会社に対し、当社が定める「関係会社管理規則」に基づき、経営会議への報告を義務付けます。

内部監査担当部門は、当社及び子会社の業務が適正に運営されているか、「内部監査規則」に基づき、当社及び子会社の監査を実施し、「内部監査報告書」にて社長及び常勤監査役に報告します。また、定期的に監査結果を取締役に報告します。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに補助使用人の当社取締役からの独立性に関する事項及び補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の補助使用人を、監査役会との協議のうえ、人選し配置します。補助使用人は取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとします。

また、補助使用人の人事評価については監査役の協議によって行い、人事異動、懲戒に関しては監査役の事前の同意を得るものとします。

⑦ 当社の監査役への報告に関する体制

当社取締役及び使用人並びに子会社取締役等及び使用人は、経営、事業及び財務の状況並びに内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況を、監査役が参加する取締役会もしくは経営会議にて報告します。

また、当社取締役及び使用人並びに子会社取締役等及び使用人は、当社及び子会社の業務又は業績に影響を与える事項、法令違反その他コンプライアンス上の問題で、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したとき、又はこれらの者から報告を受けた者は報告を受けたとき、当社の監査役会に速やかに報告します。

当社及び子会社は、これらの報告をした者に対してこれを理由とする不利益な扱いを禁止し、当社取締役及び使用人並びに子会社取締役等、監査役及び使用人に周知徹底します。

⑧ 当社の監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役から会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求を受けたときは、社内の規定に基づき速やかに当該費用の支給を行うものとします。また、担当部門は毎期この支給に必要な予算措置を講じるものとします。

⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査担当部門は、内部監査の内容について適時に監査役と打ち合わせる等して監査役会と緊密に連携を図り、効率的な監査役監査に資するように協調して監査業務を進めます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は前項に記載の「業務の適正を確保するための体制についての決定事項」に基づいて、適切に内部統制システムが運用されていることを確認しています。

当事業年度における主な運用状況は次の通りです。

業務執行においては、2023年5月より執行役員制度を導入し、監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会における業務執行に対する監督・モニタリング機能を強化しております。また、親会社及びグループ各社との利益が相反する取引が発生する場合の対応については、「関連当事者取引管理規則」に則り、取引の合理性や取引条件の相当性を審議しています。特に取締役会付議の重要議案につきましては、独立社外取締役のみで構成するガバナンス委員会にて当該取引の公正性及び合理性の審議を行い、取締役会へ答申しています。また、年1回、関連当事者取引先各社との年間取引実績の増減率等の報告を行い、取引の合理性及び相当性を精査しています。

リスクマネジメント体制については、リスクサーベイの結果と、発生した重大なインシデントおよび新たな事業領域・環境への対応を踏まえ、影響度に応じてリスクのレベル分けを行い、主管部門の取組み内容をリスク管理委員会で集中的に議論することで、より実効性の高い管理体制を構築しています。また、リスクのレベル分けについては、毎事業年度定期的にかつ必要に応じ見直しており、事業環境の変化に素早く対応する体制としています。

リスクサーベイの実施以外にも、経営戦略リスクの検討体制の見直し、新規事業への着手に伴う新規リスクの検討と対策、各部門または各社員におけるリスク管理能力やリスク感度の向上へ向けた教育を行い、更なるリスク管理体制の実効性向上へつなげています。

当社子会社である株式会社OPA・中国・ベトナム・カンボジア・インドネシアのリスク管理体制は当社に準じて自律的に推進する体制を整備し、当社と同様にそれぞれリスク管理委員会を設置しリスク対策の議論を行っています。また、直近各社で行われたリスクサーベイに基づき最新のリスクへ更新し、当社グループ全体でのリスク管理体制の実効性向上にも取り組んでいます。

コンプライアンス体制については、国内子会社及び海外法人もコンプライアンス委員会に参加し、グローバルにコンプライアンスを推進する体制を整備するとともに、役員研修、幹部研修、一般研修をそれぞれ実施し、全従業員の推進意識の浸透を確実に進めています。

内部監査体制については、内部監査部門が改善状況の進捗管理を行い、半期に一度、経営会議及び取締役会に監査報告を実施しています。また、内部監査部門は常勤監査役と月1回のミーティングを実施し、連携を図っています。

～反社会的勢力排除に向けた取り組み～

1. 基本的な考え方

コンプライアンス経営の徹底、企業防衛の観点から、反社会的勢力とは関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度で対応し、排除することは、企業の社会的責任であることを認識しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ① 万一反社会的勢力による不当請求があった場合には、個人的対応は行わず、民事及び刑事の法的対応を含め、外部専門家や捜査機関とも緊密な連携を構築し、組織的対応をしています。
- ② 「(財)千葉県暴力団追放県民会議」に加盟し、平素から警察、防犯協会等と緊密に連携して、反社会的勢力に関する情報収集に努め、各事業所を含めた全社的な情報を担当部門に集約して、社内啓蒙活動をしています。
- ③ 「取引管理規則」に基づき、取引先が反社会的勢力との関わりがないか調査し、反社会的勢力の排除を徹底しています。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益力向上による株主の皆さまへの利益還元を重要な経営政策と認識しており、利益配分は、株主の皆さまへの安定的な配当継続を重視するとともに、内部留保金は事業基盤強化のための成長事業、新規事業、経営体質強化のために投資していくことを基本方針としています。

また、毎事業年度における配当の回数につきましては、中間配当と期末配当の年2回とし、これらの配当の決定につきましては、会社法第459条第1項に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を定める旨を定款で定めています。配当性向については、海外事業がキャッシュ・フローを創出できるステージに入っており、連結配当性向30%以上とし、成長ステージに応じた長期・継続的な増配をめざします。

【当期剰余金の配当について】

当期の剰余金の期末配当は、2025年4月11日開催の取締役会決議により、1株当たり普通配当25円とさせていただきました。これにより、中間配当25円と合わせた当期の年間配当金は1株当たり50円となります。

なお、期末配当金の支払開始日(効力発生日)は2025年5月2日(金曜日)とさせていただきました。

以 上

「連結計算書類」及び「計算書類」の各注記

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 60社

主要な連結子会社の名称

AEON MALL (CHINA) BUSINESS MANAGEMENT CO., LTD.、AEON MALL (CAMBODIA) CO., LTD.、PT. AEON MALL INDONESIA、AEON MALL (GUANGDONG) BUSINESS MANAGEMENT CO., LTD.、PT. AMSL INDONESIA、AEON MALL LONG BIEN CO., LTD.、AEON MALL VIETNAM CO., LTD.、PT. AMSL DELTA MAS、AEON MALL (CHINA) CO., LTD.、AEON MALL DIANYA (TIANJIN) BUSINESS MANAGEMENT CO., LTD.、株式会社OPA

なお、AEON MALL HIMLAM Company LIMITEDは2024年5月30日付でAEON MALL LONG BIEN CO., LTD. に社名変更しております。

当連結会計年度においてAEON MALL (HUNAN) XIANGJIANG NEW AREA BUSINESS MANAGEMENT CO., LTD.、Kunshan Mall Investment Limited、KUNSHAN MALL REAL ESTATE DEVELOPMENT CO., LTD. を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法適用会社の名称 株式会社マリモ

持分法適用会社の事業年度は連結会計年度と異なりますが、当該会社の財務諸表を基礎として持分法を適用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、AEON MALL (CHINA) BUSINESS MANAGEMENT CO., LTD. 他51社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。また、AEON MALL MYANMAR CO., LTD. 他1社の決算日は、3月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、12月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日までに発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

②デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（使用権資産を除く）

経済的耐用年数に基づく定額法

各資産別の主な経済的耐用年数は以下の年数を採用しております。

建物及び構築物 2年～39年

機械装置及び運搬具 3年～17年

工具、器具及び備品 2年～20年

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 使用権資産

定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

契約期間等による均等償却（償却年数2年～50年）

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費については支出時に費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

営業未収入金等の債権の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員及びフレックス社員（パートタイマー）に支給する賞与に備え、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

③ 役員業績報酬引当金

役員に支給する業績報酬に備え、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

④ 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉店に伴い発生する損失に備え、店舗閉店により合理的に見込まれる中途解約違約金等の閉店関連損失見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。なお、当社グループの主要な取引である顧客との出店契約に基づく不動産賃貸取引に係る履行義務については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき収益を認識しております。

出店契約に基づく共益費収入等

当社グループは、テナントとの出店契約に基づき、当社グループが運営する商業施設の管理者として、保安警備、清掃業務、植栽管理等の施設管理業務、電気水道等の設備に関する維持管理業務、またテナントの便益となる効果的な販売促進活動等を実施する義務を負っております。当該サービスは、これらの履行義務の充足につれてテナントへサービスが提供されるため、テナントとの契約期間にわたり、主に時の経過に基づき収益を認識しております。

また、電気水道等の設備に関する維持管理義務等については、従量制による変動対価が含まれております。当該変動対価は、変動性のある支払の条件が、テナントによる電気水道等の使用実績等に関連しており、契約における履行義務及び支払条件を考慮した結果、変動対価の額のすべてを当該変動対価に関連する履行義務に配分しております。

なお、テナントからの対価は、通常、履行義務の充足前にテナントから收受し又は履行義務の充足時点から概ね1カ月以内に回収しており、重要な金融要素を含んでおりません。

PM運営受託手数料

当社グループは、顧客との運営受託契約に基づき、商業施設における運営方針の立案、警備・清掃等の施設管理業務、テナントリーシング業務等の運営に係る業務全般を実施する義務を負っております。当該サービスは、履行義務の充足につれて顧客へサービスが提供されるため、顧客との契約期間にわたり、主に時の経過に基づき収益を認識しております。

また、運営受託契約には、インセンティブ手数料として商業施設の経営実績に基づく変動対価が含まれております。当該変動対価は、変動性のある支払の条件が、商業施設の経営実績に関連しており、契約における履行義務及び支払条件のすべてを考慮した結果、変動対価の額のすべてを当該変動対価に関連する履行義務に配分しております。

なお、顧客からの対価は、通常、履行義務の充足から概ね1カ月以内に回収しており、重要な金融要素を含んでおりません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算しております。在外子会社の換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

③ ヘッジ方針

当社グループ規定に基づき金利スワップは金利変動リスクを回避する目的で行っております。

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取り扱い」（実務報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法・・・特例処理によっております。

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

ヘッジ取引の種類・・・金利変動リスクを回避するもの

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(8) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異はその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	1,370,241百万円
無形固定資産	3,586百万円
長期前払費用	50,028百万円
減損損失	7,179百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、固定資産の減損会計の適用にあたり、原則として、モール事業における店舗を最小単位としてグルーピングをしたうえで、国内の固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」等に従い、資産又は資産グループに減損の兆候が把握された場合、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は、固定資産の正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額により算定しております。

海外子会社の固定資産については、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」に従い、国際財務報告基準に準拠しているため、資産又は資産グループに減損の兆候が把握された場合、当該資産又は資産グループから得られる割引後将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額により算定しております。

固定資産の減損損失の認識と測定における将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、経営者が承認した事業計画に基づき、事業計画を超える期間については一定の成長率等をもとに算出した予測値を利用しております。事業計画の主要な構成要素である営業収益は、主にテナントからの固定賃料、歩合賃料及びその他の収入から構成され、将来の変動可能性を考慮し、事業計画に反映させております。

また使用価値の見積りに用いる割引率については、入手可能な外部データに基づき算定しており、必要に応じて企業価値評価の専門家の助言を得ています。各セグメントで使用した割引率の値については、「(連結損益計算書に関する注記) 2. 減損損失」をご参照ください。正味売却価額(国内の場合)及び処分コスト控除後の公正価値(海外子会社の場合)については、不動産鑑定評価額等に基づき算定しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

資産又は資産グループ毎の将来キャッシュ・フローを見積もるにあたっての主要な仮定は、市場成長率の予測、店舗周辺地域の開発状況等の変化、店舗のリニューアル及びテナント誘致並びに販促活動等の施策の効果、専門店売上や賃料の変化、賃金水準等の予測などであり、市場成長率、店舗周辺地域の開発状況

等の変化については、入手可能な外部データや公表情報をもとに見積もっております。店舗のリニューアル及びテナント誘致並びに販促活動等の施策の効果については、当社の意思決定やテナント等との契約締結をもとに見積もっております。専門店売上や賃料の変化については、類似の他店舗における過去実績などをもとに見積もっております。賃金水準等については、労使交渉の状況等を加味して見積もっております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損損失の認識及び測定は、上記の主要な仮定に基づき見積もられています。したがって、テナントの退店や個人消費の低迷により賃料収入が減少し、または物価変動等により費用が増加することで各店舗の損益が悪化した場合や金利変動等により割引率が上昇した場合には、翌連結会計年度において減損損失が生じる可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 営業未収入金のうち顧客との契約から生じた債権の金額、及びその他（流動負債）のうち契約負債の金額は、「（収益認識に関する注記） 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報」に記載しております。

2. 担保に供している資産

建物及び構築物	5,342百万円
土地	2,331
計	7,674

同上に対応する債務

1年内返済予定の長期借入金	476百万円
長期借入金	2,380
計	2,857

3. 有形固定資産の減価償却累計額 701,892百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

建物及び構築物	313百万円
工具、器具及び備品	15
解体撤去費用	1,063
その他	10
計	1,403

2. 減損損失

当連結会計年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）において、当社グループは以下の資産グループについて、減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額 (百万円)
大阪府	店舗	建物等	531
宮城県	店舗	建物等	1,045
海外(中国)	店舗	使用権資産等	3,954
海外(ベトナム)	開発物件	建設仮勘定	1,104
海外(カンボジア)	倉庫	建物等	299
海外(ミャンマー)	開発物件	建設仮勘定	243
合計			7,179

当社グループは、モール事業における店舗を最小単位としてグルーピングを行っております。なお、遊休資産については、各々の資産を単位としてグルーピングをしております。また、共用資産については、共用資産とその共有資産が将来キャッシュ・フローの生成に寄与しているグループを含むより大きな単位でグルーピングしております。

上記の資産グループについては収益性が著しく低下したこと、または、回収可能価額を著しく低下させる変化があったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額もしくは処分コスト控除後の公正価値により算出しております。一部の店舗の使用価値については将来キャッシュ・フローが見込めないことから、零として評価しております。海外（中国）の店舗の使用価値については将来キャッシュ・フローを9.36%で割引いて算出しております。上記の減損損失合計額の内訳は、建物及び構築物1,798百万円、機械装置及び運搬具2百万円、工具、器具及び備品30百万円、使用権資産3,034百万円、建設仮勘定1,347百万円、長期前払費用962百万円、その他3百万円であります。正味売却価額又は処分コスト控除後の公正価値は、不動産鑑定評価額等に基づき算定しております。

3. 一部の施設についてリース期間の変更によるリース契約変更益を計上しております。

4. 一部の施設について、管理・運營業務終了を決定したこと等により、減損損失および店舗閉鎖損失引当金繰入額を計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)	摘要
発行済株式	普通株式	227,560,939	10,200	—	227,571,139	(注) 1
自己株式	普通株式	4,796	100	—	4,896	(注) 2

(注) 1. 発行済株式の増加10,200株は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り100株による増加分であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年4月9日 取締役会	普通株式	5,688	25.00	2024年2月29日	2024年5月7日
2024年10月8日 取締役会	普通株式	5,688	25.00	2024年8月31日	2024年10月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2025年4月11日開催の取締役会において、次のとおり決議を予定しております。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	5,689	利益剰余金	25.00	2025年2月28日	2025年5月2日

3. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 27,400株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、イオンのディベロッパー事業の中核として、モール事業を行っており、一般テナントのほかゼネラル・マーチャンダイズ・ストアを営むイオンリテール株式会社及びイオングループの各社に対して当社モールの店舗を賃貸しております。当該事業を行うため、資金運用については、主として安全性の高い定期性預金等の金融資産やイオン株式会社に対する資金の預託預け入れに限定し、資金調達については、銀行借入等による間接金融のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化による直接金融によっております。デリバティブ取引は、資金調達及び海外連結子会社向けの資金貸付及び借入に係る金利又は為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

関係会社預け金は、親会社であるイオン株式会社との金銭消費寄託契約に基づく、同社に対する寄託運用預け金であります。

投資有価証券は、主として業務上の関係を有する会社の株式であり、市場価格の変動リスク及び信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である営業未払金は、主に1年以内の支払期日であります。

短期借入金、コマーシャル・ペーパー、リース債務、長期借入金及び社債は、主に営業取引及び設備投資等に係る資金調達であります。また、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しておりますが、返済時期又は償還時期を分散させることにより流動性リスクの回避を図っております。また、その一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、新規の借入につきましては金利スワップを利用してヘッジしております。

長期預り保証金は、テナント賃貸借契約等に係る敷金及び保証金であります。

デリバティブ取引は、長期債務に係る金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引及び為替変動リスクを回避するための通貨スワップ取引、または為替予約を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (7) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社グループは、当社グループ規程に従い、営業未収入金等の営業債権について、営業部門及び財務経理部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。

投資有価証券のうち、市場価格のある株式については四半期ごとに時価の把握を行い、市場価格のない株式等については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

差入保証金の一部については、抵当権、質権を設定するなど保全措置を講じております。

デリバティブの利用に当たっては、契約先は、いずれも信用度の高い金融機関としているため、信用リスクは僅少であると認識しております。

②市場リスクの管理

当社グループは、借入金に係る支払い金利の金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引及び海外連結子会社向け貸付金及び借入金の為替変動リスクを回避するための通貨スワップ取引、または為替予約を利用しております。当該デリバティブ取引については、借入金及び貸付金の実施等に係る社内決裁手続において、個別案件毎に決定されます。取引の実行及び管理は財務経理部門が行っております。

投資有価証券等については、市場動向、時価及び発行体（取引先企業）の財務状況等を定期的にモニタリングして経営陣に報告するとともに、保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務経理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該時価が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(*1)を参照ください。）。また、「現金及び預金」、「営業未収入金」、「関係会社預け金」、「営業未払金」、「未払法人税等」、「専門店預り金」、「預り金」、「設備関係支払手形」、「設備関係電子記録債務」、「設備関係未払金」については、現金であること、または、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券(*1)	1,526	1,526	—
(2) 差入保証金 (流動資産「その他」 (1年内回収予定の差入保証金)を含む)	53,306	45,818	(7,487)
資産計	54,833	47,345	(7,487)
(1) 社債 (1年内償還予定の社債を含む)	(455,000)	(437,061)	17,938
(2) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借 入金を含む)	(214,905)	(210,335)	4,569
(3) リース債務 (流動負債及び固定負債)	(146,172)	(144,993)	1,179
(4) 長期預り保証金 (流動負債「その他」 (1年内返還予定の預り保証金)を含む)	(156,462)	(151,823)	4,639
負債計	(972,540)	(944,213)	28,326
デリバティブ取引(*2) ヘッジ会計が適用されていないもの	142	142	—

(*1) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (百万円)
投資有価証券 (投資その他の資産「その他」を含む)	7,599
合計	7,599

(*2) 負債に計上されているものについては、() で示しております。また、デリバティブ取引によって生じたデリバティブ資産及びデリバティブ負債は純額で表示しており、デリバティブ負債については、() で示しております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の回収予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	61,699	—	—	—
営業未収入金	14,119	—	—	—
関係会社預け金	29,000	—	—	—
差入保証金(*)	26	—	—	187

(*) 差入保証金については、回収予定が確定しているもののみ記載しており、回収期日を明確に把握できないもの(53,092百万円)については、回収予定額には含めておりません。

(注) 2. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
社債	63,000	329,500	37,500	25,000
長期借入金	31,495	144,933	38,476	—
リース債務	29,105	74,753	40,955	1,357
長期預り保証金	0	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定にかかるインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルの時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	1,526	—	—	1,526
デリバティブ取引 通貨関連	—	142	—	142
資産計	1,526	142	—	1,669

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	45,818	—	45,818
資産計	—	45,818	—	45,818
社債（1年内償還予定の社債を含む）	—	437,061	—	437,061
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	210,335	—	210,335
リース負債（流動負債及び固定負債）	—	144,993	—	144,993
長期預り保証金 （流動負債「その他」（1年内返還 予定の預り保証金）を含む）	—	151,823	—	151,823
負債計	—	944,213	—	944,213

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

合理的に見積もった償還予定時期に基づいて算出した将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関からの提示価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負債

社債（1年内償還予定の社債を含む）

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。社債の時価は、市場価格があるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）及びリース債務（流動負債及び固定負債）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金（流動負債「その他」（1年内返還予定の預り保証金）を含む）

合理的に見積もった返還予定時期に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを、リスクフリーレートで割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

モール用土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年から39年、割引率は0.0%から2.2%を採用しております。

3. 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	18,910百万円
時の経過による調整額	204
見積りの変更による増減額(△は減少)	12
期末残高(1年内履行予定分を含む)	19,127

(賃貸等不動産に関する注記)

当社及び一部の連結子会社では、全国各地域及び海外(中国・アセアン地域)において、不動産賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設等を所有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産(自社保有物件及び海外マスターリース物件をいい、国内マスターリース及びプロパティマネジメント等により運営しているモールを含まない。以下同様)に関する賃貸損益は56,168百万円(主な賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は営業費用に計上)、固定資産売却損は58百万円(特別損失に計上)、固定資産除却損は751百万円(特別損失に計上)、減損損失は6,787百万円(特別損失に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

用途	連結貸借対照表計上額(百万円)			当連結会計年度末の時価 (百万円)
	期首残高	期中増減額	期末残高	
賃貸商業施設等	1,301,231	30,815	1,332,046	1,781,427

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度の主な増加額は不動産取得(70,538百万円)、為替換算差額(44,010百万円)であり、主な減少額は固定資産除却(855百万円)、減損損失(6,787百万円)、減価償却費(76,269百万円)であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、主に鑑定会社より鑑定評価書等を取得し、算出した金額であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	日本	中国	ベトナム	カンボジア	インドネシア	その他 (海外) (注) 1	合計
付帯収入 (注) 2	112,354	24,968	5,016	2,714	4,208	—	149,261
その他収入 (注) 3	8,617	19	357	60	—	—	9,055
顧客との契約から生じる収益	120,971	24,987	5,374	2,774	4,208	—	158,316
その他の収益 (注) 4	224,158	43,153	11,947	6,534	5,643	—	291,436
外部顧客に対する営業収益	345,129	68,141	17,321	9,308	9,852	—	449,753

(注) 1. その他（海外）は、ミャンマー等であります。

2. 付帯収入の主な内訳は、テナントとの出店契約に基づく共益費収入です。

3. その他収入の主な内訳は、PM運営受託手数料です。

4. その他の収益の主な内訳は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）およびIFRS第16号「リース」に準じて計上した、テナントとの出店契約に基づく不動産賃貸収入です。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権 11,250百万円

連結貸借対照表上「営業未収入金」に計上しております。

契約負債 5,249百万円

連結貸借対照表上「その他（流動負債）」に計上しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当該履行義務は、テナントとの出店契約に基づく共益費収入等であり、実際の契約期間に応じて収益を認識します。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,192円52銭
2. 1株当たり当期純利益	62円66銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	62円66銭
(注) 算定上の基礎	
親会社株主に帰属する当期純利益	14,260百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益	14,260百万円
普通株式の期中平均株式数	227,558,204株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数	33,469株

(重要な後発事象に関する注記)

当社及び当社の完全子会社かつ特定子会社である株式会社横浜インポートマートは、2024年12月24日開催の取締役会において、株式会社横浜インポートマートを当社が吸収合併することを決議し、2025年3月1日に実施いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称：株式会社横浜インポートマート

事業の内容：商業施設の管理・運営及び開発

(2) 企業結合日 2025年3月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、株式会社横浜インポートマートを消滅会社とする吸収合併であります。

(4) 結合後企業の名称

イオンモール株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループにおける管理・運営業務のより一層の効率化を図ることを目的としております。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等 会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として 会計処理を行う予定であります。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

経済的耐用年数に基づく定額法

各資産別の主な経済的耐用年数は以下の年数を採用しております。

建 物 2年～39年

構 築 物 2年～39年

機械及び装置 3年～17年

工具、器具及び備品 2年～20年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

契約期間等による均等償却（償却年数2年～50年）

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費については支出時に費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

営業未収入金等の債権の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員及びフレックス社員（パートタイマー）に支給する賞与に備え、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 役員業績報酬引当金

役員に支給する業績報酬に備え、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異はその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。

(5) 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉店に伴い発生する損失に備え、店舗閉店により合理的に見込まれる中途解約違約金等の閉店関連損失見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。なお、当社の主要な取引である顧客との出店契約に基づく不動産賃貸取引に係る履行義務については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき収益を認識しております。

出店契約に基づく共益費収入等

当社は、テナントとの出店契約に基づき、当社が運営する商業施設の管理者として、保安警備、清掃業務、植栽管理等の施設管理業務、電気水道等の設備に関する維持管理業務、またテナントの便益となる効果的な販売促進活動等を実施する義務を負っております。当該サービスは、これらの履行義務の充足につれてテナントへサービスが提供されるため、テナントとの契約期間にわたり、主に時の経過に基づき収益を認識しております。

また、電気水道等の設備に関する維持管理義務等については、従量制による変動対価が含まれておりません。当該変動対価は、変動性のある支払の条件が、テナントによる電気水道等の使用実績等に関連しており、契約における履行義務及び支払条件を考慮した結果、変動対価の額のすべてを当該変動対価に関連する履行義務に配分しております。

なお、テナントからの対価は、通常、履行義務の充足前にテナントから収受し又は履行義務の充足時点か

ら概ね1カ月以内に回収しており、重要な金融要素を含んでおりません。

PM運営受託手数料

当社は、顧客との運営受託契約に基づき、商業施設における運営方針の立案、警備・清掃等の施設管理業務、テナントリーシング業務等の運営に係る業務全般を実施する義務を負っております。当該サービスは、履行義務の充足につれて顧客へサービスが提供されるため、顧客との契約期間にわたり、主に時の経過に基づき収益を認識しております。

また、運営受託契約には、インセンティブ手数料として商業施設の経営実績に基づく変動対価が含まれております。当該変動対価は、変動性のある支払の条件が、商業施設の経営実績に関連しており、契約における履行義務及び支払条件のすべてを考慮した結果、変動対価の額のすべてを当該変動対価に関連する履行義務に配分しております。

なお、顧客からの対価は、通常、履行義務の充足から概ね1カ月以内に回収しており、重要な金融要素を含んでおりません。

6. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象・・・借入金

(3) ヘッジ方針

社内規定に基づき金利スワップは金利変動リスクを、為替予約は為替変動リスクを回避する目的で行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップ及び振当処理によっている為替予約については有効性の評価を省略しております。

8. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	802,055百万円
無形固定資産	2,830百万円
長期前払費用	16,547百万円
減損損失	531百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類の「(会計上の見積りに関する注記) 固定資産の減損 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報」に記載しております。

2. 関係会社株式及び関係会社出資金の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	285,902百万円
関係会社出資金	142,940百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、関係会社株式及び関係会社出資金については、実質価額が取得価額に比べて50%程度以上低下した場合は、回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、実質価額まで評価減を実施しております。実質価額は、原則として、各関係会社の財務諸表を基礎とした1株(持分)当たりの純資産額に所有株式(持分)数を乗じた金額としておりますが、経営者が承認した対象会社の事業計画等に基づき算定する場合があります。

事業計画等に基づいて実質価額を見積もるにあたっての主要な仮定は、市場成長率の予測及び出店数などです。市場成長率については、入手可能な外部データや公表情報をもとに見積もっております。また、出店数については当社の意思決定をもとに見積もっております。

事業計画の主要な仮定と将来の実績とが乖離した場合、翌事業年度の財務諸表に計上される関係会社株式及び関係会社出資金の評価に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物及び構築物	5,342百万円
土地	2,331
計	7,674

同上に対応する債務

1年内返済予定の長期借入金	476百万円
長期借入金	2,380
計	2,857

2. 有形固定資産の減価償却累計額 436,705百万円

3. 貸出コミットメント

当社は、連結子会社であるAEON MALL INVESTMENT (COMBODIA) CO., LTD. に対して、運転資金及び設備投資を行うことを目的とした貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	19,445百万円	(130百万米ドル)
貸出実行残高	15,795百万円	(105百万米ドル)
差引額	3,650百万円	(24百万米ドル)

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	859百万円
長期金銭債権	1,064百万円
短期金銭債務	4,844百万円
長期金銭債務	495百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

建物	142百万円
工具、器具及び備品	15
解体撤去費用	763
その他	0
計	921

2. 関係会社との取引高

営業取引	
営業収益	1,994百万円
営業原価	1,726百万円
販売費及び一般管理費	5,908百万円
営業取引以外の取引	2,811百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	固定資産 圧縮積立金	オープン イノベーション 促進税制積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
2024年3月1日 首残高	390	37	28,770	349,171	378,369
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△11,377	△11,377
当期純利益				22,923	22,923
固定資産 圧縮積立金の積立	—			—	—
固定資産 圧縮積立金の取崩	△7			7	—
オープンイノベーション 促進税制積立金の積立		79		△79	—
当事業年度中の変動額合計	△7	79		11,473	11,545
2025年2月28日 期末残高	383	116	28,770	360,644	389,914

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)	摘要
普通株式	4,796	100	—	4,896	(注)

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り100株による増加分であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税等	354百万円
賞与引当金	594
店舗閉鎖損失引当金	1,181
有形固定資産	9,955
資産除去債務	5,417
長期前払費用	1,559
関係会社株式有償減資	2,110
関係会社株式及び出資金評価損	2,366
貸倒引当金	22
補助金	45
その他	1,981
小計	<u>25,589</u>
評価性引当額	<u>△3,283</u>
合計	<u>22,305</u>
繰延税金負債	
建設協力金等	0
資産除去債務に対する除去費用	2,947
固定資産圧縮積立金	168
その他有価証券評価差額金	367
その他	191
計	<u>3,675</u>
繰延税金資産の純額	<u>18,630</u>

2. 決算日後における法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律一三）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が新設されることとなりました。

これに伴い、2027年3月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は30.5%から31.4%に変更されます。変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が453百万円が増加し、法人税等調整額（借方）が464百万円、その他有価証券評価差額金（貸方）が10百万円それぞれ減少します。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. ファイナンス・リース取引 (借主側)

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借主側)

1年内	58,788百万円
1年超	277,073
合計	335,861

(貸主側)

1年内	3,708百万円
1年超	18,411
合計	22,120

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の被所有 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員兼任等	事業上の関係				
親会社	イオン(株)	220,007	純粋持株会社	直接58.24 間接 0.59	1名	-	資金の寄託	20,143	関係会社預け金	29,000
							資金の寄託運用			
							利息の受取	64	流動資産のその他(未収収益)	31

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	
					役員兼任等	事業上の関係					
子会社	AEON MALL INVESTMENT (CAMBODIA) CO., LTD.	10千米ドル	モール事業	直接49.00 緊密な者又は同意している者 51.00	-	-	資金の貸付	資金の貸付	-	関係会社長期貸付金	15,795
								利息の受取	575	流動資産のその他(未収収益)	131
子会社	AEON MALL (CAMBODIA) CO., LTD.	512,925千米ドル	モール事業	100	1名	-	資金の貸付	資金の返済	4,300	関係会社長期貸付金	18,697
								利息の受取	1,162	流動資産のその他(未収収益)	162
子会社	AEON MALL (CHINA) CO., LTD.	515,421千米ドル	モール事業	100	2名	-	資金の借入及び返済	資金の借入及び返済	33,685	関係会社短期借入金	17,705
								利息の支払	504	未払費用	345
子会社	AEON MALL VIETNAM CO., LTD.	729,302千米ドル	モール事業	100	1名	-	増資の引受	17,626	-	-	

3. 同一の親会社を持つ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
					役員兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	イオンリテール㈱	100	ゼネラル・マーチャンダイズ・ストア	-	1名	店舗賃貸及びPM受託	不動産賃貸収入等	38,487	営業未収入金	1,750
									長期預り保証金	10,138
親会社の子会社	イオンフィナンシャルサービス㈱	45,698	金融サービス業	0.23	-	クレジット業務委託	クレジット手数料支払	7,170	未収入金	14,375

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

イオン株式会社に対する資金の寄託運用の金利については、市場金利を勘案し決定しております。なお、取引金額は期中の平均残高を記載しております。

AEON MALL INVESTMENT (CAMBODIA) CO., LTD. 及びAEON MALL (CAMBODIA) CO., LTD. に対する資金の貸付の金利については、市場金利を勘案し決定しております。

AEON MALL (CHINA) CO., LTD. に対する資金の借入の金利については、市場金利を勘案し決定しております。

イオンリテール株式会社に対する店舗賃貸については、経済情勢の変化、公租公課等を考慮し、店舗賃貸借契約毎に3年毎の改定により賃貸料を決定しております。また、同社に対するPM受託については、一般的な取引条件を参考に決定しております。

イオンフィナンシャルサービス株式会社のクレジット業務委託については、一般的な取引条件を参考に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,096円98銭
2. 1株当たり当期純利益	100円73銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	100円72銭
(注) 算定上の基礎	
当期純利益	22,923百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る当期純利益	22,923百万円
普通株式の期中平均株式数	227,558,204株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数	33,469株

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2025年3月1日に株式会社横浜インポートマートを吸収合併する再編を行っております。詳細は連結計算書類の重要な後発事象に関する注記をご参照ください。

イオン株式会社の定款
イオン株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

定 款

イオン株式会社

イオン株式会社 定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、イオン株式会社と称する。
英文では、AEON CO., LTD.と表記する。

(基本理念)

第 2 条 お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する。

イオンは小売業が平和産業であり、人間産業であり、地域産業であると信じ、その使命を果たす企業集団として永続するために、お客さまを原点に絶えず革新し続けてゆきます。

平和は、戦争や災害からの復興にしても、平穏な生活の維持・増進にしても、能動的で意識的な関与なしにはもたらされません。こうした思いの原点には、岡田卓也名誉会長相談役の実体験があります。戦後、チラシを手にして店頭には並べられたお客さまが「戦争が本当に終わったんだな」と涙された姿を見て、小売業の存在こそが平和の象徴であると実感したと言います。そこから、小売業が成り立つためには平和が大前提であり、小売業は平和の維持に貢献していかなければならないと決意したのです。

平和とは、戦争や暴力がないというだけに止まりません。心の安寧に加えて、戦争や災害さらにはさまざまな不幸から立ち上がり、乗り越える力をも含むものです。21世紀になっても戦争は止まず、大震災や異常気象などの自然災害が頻発しています。今こそ平和の価値があらためて問い直されています。平和はそのままでは与えられるものではありません。平和は、わたしたちが能動的で意識的に関与することによってはじめて保たれるのです。

イオンは平和に反することは決して行いません。また、そうした行為や活動には与しません。イオンが目指すのは積極的な平和への貢献です。

人間に関しては、一人ひとりを選び、尊重することで、その人の能力や思いが花開き、さらに人とつながることによって、より幸福な状態が生じます。

岡田名誉会長は、小売業を「人間くさい産業」と呼びました。それは「人の道」を重んじること、すなわち人間を尊重することです。個性、尊厳、自律性の尊重は言うまでもありません。それに加えて、人間が持つ可能性を信じ、仕事や学びを通じて成長し、よりよく人間的になることを後押しすることでもあります。人間はひとりで成長することは困難です。「人とのつながり」のなかで、他者とともによりよく人間的になっていくのです。それは幸福の実現であるとともに、人の間にある規範を求めるものでもあります。小売業は人々の幸福と規範の産業なのです。

地域もまた、地域ごとの多様性と自立性に敬意を払い、その特有のニーズに応え、手入れをし続けることによってはじめて豊かなコミュニティが実現します。

小売業はもともと地域に根ざした産業であり、地域とともに繁栄するものです。地域やそこにおけるコミュニティの豊かさを守っていくためには、不断に手入れを怠らないことが必要です。それは、小売業の重要な使命のひとつです。これからはますます、地域やコミュニティの重要性が増していきます。イオンは、地域に特有の産品を発展させ、地域の人々の豊かな暮らしを促進し、地域やコミュニティの繁栄に能動的に貢献してゆきます。

イオンが目指しているのは、こうした平和への積極的な関与・人間の幸福と規範の下支え・地域の繁栄への貢献です。それが「お客さまを原点に」、すなわちお客さまを第一にするということの重要な基盤なのです。

お客さまを第一にするということは、自分第一ではない、つまり自分たちの都合で考え、動くのではないということです。その反対に、常にお客さまを第一に考え、誠実に行動すること、これがイオンの基本です。これを自分を映す鏡とし、すべてのイオンピープルのあらゆる判断と行動の基準とします。ややもすれば自社や自分にとって有利なこと、都合が良いことに流されがちになりますが、そうした傾向を断固否定し、乗り越えてゆくことが求められています。

そのためには、イオンは革新し続ける企業集団でなければなりません。

企業にとって、成長し存続し続けることは最重要の課題です。しかし、革新し続けることなくしては、企業は衰退し滅亡してしまいます。たとえ現状が続くことが安定的で楽なことであっても、それに安住せず、常に自らを変えていかなければなりません。そして、革新し続けるためには、お客さまの変化やさまざまな社会の変化について、常に先を見る先見性や洞察力が必要です。イオンピープルの一人ひとりは、お客さまの生活や社会が求めるものの進化と変化を先取りしてゆく所存です。

家業から企業へ、そして産業へとイオンは変貌してきました。もともとダイナミックな企業文化を備えているのです。何よりも恐れているのは、ますます激しくなっていく変化の中で、求められる革新や企業家精神を失い、大企業に特有の停滞に陥っていくことです。変化することのない、現状のままが続くような静的な均衡は続きません。より新しい革新に取って代わられないためには、イオンが最大かつ最先端の革新者であり続けるしかありません。それは創業の精神を保持することで常に刷新し続け、時代を先取りした組織であるという覚悟なのです。

イオンは、以上のことの浸透と実践を通じて、平和、人間、地域の維持と発展に貢献しようと信じて、行動してゆきます。

(目的)

第 3 条 当社は、以下の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。

1. 衣料品、食料品、家庭用品、日用品雑貨、電気製品、家具製品、化粧品、装飾品雑貨その他の百貨の小売ならびにこれに関連する物品の製造、加工、卸売および輸出入
2. 米穀、塩、たばこ、郵便切手類、印紙、銃砲刀剣類および古物の販売ならびに宝くじの売りさばき
3. 酒類の小売、卸売および輸出入
4. 医薬品、医薬部外品、化学工業薬品、動物用医薬品、農薬、毒物、劇物、石油、ガス類、肥料、飼料および計量器の販売および輸出入

5. 自動車、自転車、軽車両その他運搬車等の車両、ヨット、モーターボートおよびこれらの部品附属品等の販売、輸出入および賃貸ならびに自動車整備業
6. 映画、レコード、コンパクトディスク、ビデオテープおよびビデオディスク等の製作、販売、輸出入および賃貸
7. 絵画その他美術品、スポーツ用具、医療用具、厨房機器および店舗用設備機器等の販売、輸出入および賃貸
8. 家畜、愛玩動物の飼育および植物の栽培ならびにこれらの販売、輸出入および賃貸
9. カタログによる通信販売業
10. 通信機器の販売ならびに電気通信回線利用の募集およびその利用権促進に関する代理業
11. コンピューターシステムによるデータ入力およびそれに伴う事務処理の受託ならびに文書、磁気テープ等のファイリング分類業務、事務用書類のコピー業務、文書作成・発送代行、ならびに原価計算・仕訳、決算書等の会計・経理処理の請負
12. インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用および保守
13. 情報処理サービス業、情報提供サービス業、労働者派遣事業ならびに電気通信事業およびその代理業
14. 薬局、診療所、飲食店、興行場、遊戯場、公衆浴場、スポーツ施設、文化教室および駐車場の経営
15. 学習塾、結婚式場、展示会場ならびにプレイガイドの経営
16. フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の経営指導
17. ビルメンテナンス業、ビル警備業、クリーニング業およびホテル業
18. 自動車運送事業、貨物運送取扱事業、港湾運送取扱事業および倉庫業
19. 物流センターの管理・運営および物流業務の受託ならびに物流情報の収集処理業務
20. 写真、理髪、美容、旅行斡旋および印刷出版ならびに広告に関する業務
21. 結婚相談および冠婚葬祭に関する情報の提供ならびに仲介斡旋
22. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理および鑑定評価ならびに土木建築工事・造園工事および室内設備装飾の請負業
23. 経営コンサルタント業
24. 地域開発、都市開発、環境整備に関する調査研究・企画・設計・施工・管理業務ならびにテナント募集の代行、土地・建物の有効活用に関する企画・調査・設計およびその受託
25. 金銭の貸付および金銭の貸借の媒介・保証・集金ならびに支払いの代行、有価証券の投資・運用・売買・管理・仲介、クレジットカードの取扱いに関する業務および総合リース業
26. 損害保険代理業および生命保険募集業ならびに損害保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋および支援
27. 金融商品仲介業
28. 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業、特定福祉用具貸与事業、特定介護予防福祉用具販売事業および特定介護予防福祉用具貸与事業
29. 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の売買に関する事業
30. 前各号に関連する一切の業務
31. 銀行業

② 当社は、前項各号(第31号を除く。)の事業および前項各号に関連または付帯する事業を営むことができる。

(本店所在地)

第4条 当社は、本店を千葉市に置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関)

第6条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 指名委員会、監査委員会および報酬委員会
3. 執行役
4. 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数および単元株式数)

第7条 当社の発行可能株式総数は24億株とする。

② 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式の買増)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すべき旨を請求することができる。ただし、当社が当該請求にかかる株式を保有していない場合はこの限りではない。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議をもって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、株式取扱規則に定めるところによる。

第3章 株主総会

(総会の招集)

第11条 当社の定時株主総会は、基準日の翌日より3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

- ② 当社の株主総会は、本店所在地または東京都千代田区もしくはこれらに隣接する地において招集する。ただし、次項に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とする場合はこの限りでない。

- ③ 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。
- ④ 当会社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除くほか、取締役会で選定された取締役が招集する。選定された取締役に事故あるときは、取締役会で定めるところにより他の取締役がこれにあたる。

(基準日)

第12条 当会社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(議長)

第13条 株主総会の議長は、取締役会で定める。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めある場合を除くほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主が代理人によってその議決権を行使しようとするときは、株主総会ごとに委任状を当会社に提出しなければならない。ただし、代理人は当会社の議決権を行使することができる株主に限る。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役は、12名以内とする。

- ② 取締役のうち2名以上は社外取締役とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役の選任は、株主総会においてこれを行う。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、取締役の選任は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。

(取締役会議長)

第20条 取締役会は、その決議により取締役会議長1名を選定する。

(取締役会の権限)

第21条 取締役会は、法令またはこの定款に定める事項のほか会社の業務を決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する。

- ② 取締役会は、法令またはこの定款に定める一定の事項を除き、会社の業務の決定を執行役に委任することができる。

(取締役会の招集)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に對して会日の3日以前にこれを発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

(取締役会の決議)

第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

- ② 当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第24条 取締役会に関する事項は、法令およびこの定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(社外取締役の責任免除)

第25条 当社は、社外取締役との間で当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,500万円以上で予め定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 委員会

(委員の員数)

第26条 各委員会は、取締役3名以上で組織し、その過半数は社外取締役でなければならない。

(委員の選定および解職)

第27条 各委員会を組織する取締役の選定および解職は、取締役会の決議をもって行う。ただし、監査委員会を組織する取締役は当社もしくはその子会社の執行役もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の業務執行取締役を兼ねていない者でなければならない。

(各委員会の権限)

第28条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会の各委員会は、法令に定めある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(各委員会の決議)

第29条 各委員会において決議を要するときは、その決議は、委員会を組織する取締役の過半数が出席し、出席者の過半数をもって行う。

第6章 執行役

(執行役の員数)

第30条 当会社の執行役は、25名以内とする。

(執行役の選任および解任)

第31条 執行役の選任および解任は、取締役会の決議をもって行う。

(執行役の任期)

第32条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が終結した後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

(代表執行役および役付執行役)

第33条 会社を代表すべき執行役は取締役会の決議により選定する。

- ② 取締役会は、その決議により執行役会長、執行役社長各々1名および執行役副会長、執行役副社長、専務執行役、常務執行役各々若干名を選定することができる。

第7章 計 算

(事業年度および決算期)

第34条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とし、事業年度末日をもって決算期とする。

(剰余金の配当)

第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

- ② 当社の期末剰余金配当基準日は、毎年2月末日とする。
③ 当社の中間配当基準日は、毎年8月31日とする。
④ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。
⑤ 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当社はその支払いの義務を免れる。
⑥ 未払いの配当金には、利息を付さないものとする。

以 上

<改正>

1970年4月17日	1978年5月17日	1988年5月17日	1999年5月18日	2003年5月15日	2008年8月21日	2013年5月16日
1971年4月17日	1982年5月17日	1990年5月15日	2001年5月17日	2004年5月19日	2009年3月1日	2022年5月25日
1974年4月19日	1983年5月18日	1991年5月14日	2001年8月21日	2004年10月18日	2009年5月14日	2023年3月2日
1975年4月19日	1984年5月17日	1994年5月17日	2002年5月16日	2006年5月12日	2010年1月6日	2023年5月26日
1977年5月19日	1985年5月17日	1998年5月15日	2002年6月11日	2008年5月15日	2012年5月17日	

本定款は、当社の現行定款であります。

年 月 日

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

イオン株式会社

代表執行役 岡田元也



第100期 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日時: 2025年5月28日(水曜日)
午前9時 受付/ウェブサイト配信開始
午前10時 開会
場所: 千葉市美浜区中瀬2丁目1番地
幕張メッセ 国際展示場 展示ホール5



イオングループ未来ビジョン
一人ひとりの笑顔が咲く
未来の暮らしを創造する

イオン株式会社

証券コード: 8267

ご挨拶

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

世の中では、賃金上昇を上回るペースで物価の上昇が続いており、お客さまの暮らしに大きな影響を与えています。特に、気候変動や災害の影響も相まって、米や野菜、鶏卵といった日々の暮らしに欠かせない食品の価格高騰が目立っており、生活への負担が一層増しているものと思います。足もとでは、地政学リスクも高まっており、お客さまの負担や不安の払しょくには時間を要するものと見ています。

こうした環境の中で、イオンは原材料や人件費の高騰を理由に安易に商品値上げを行うのではなく、常にお客さま目線で考え、品質の高い商品を少しでもお値打ち価格で提供するための企業努力を続けるべきと考えております。

プライベートブランドの「トップバリュ」の取り組みを加速するため、物流の効率化や原料調達の工夫など、イオンが主体となってサプライチェーン全体の改革を進め、品質とお値打ちさの両立を追求してまいります。この我々の取り組みは、お客さまの生活の質を落とさない、「生活の豊かさ」につなげていけるものと感じております。

一方で、こうしたサプライチェーンの改革には大きな投資を要することから、一定以上のスケールを必要とします。生産性向上や省エネルギー化に資する設備投資も同様です。イオングループが持つスケールを戦略的に活用することで、地域のお客さまに対する商品・サービスの向上につなげてまいります。

この度、子会社であるイオン銀行において、行政処分を受ける事態が発生いたしました。株主の皆さまからのご信頼を裏切ることとなり、深くお詫び申し上げます。原因は、内部管理体制の不備やコンプライアンスの徹底不足にあり、早急に改善措置を講じております。本件について、イオンは極めて重大な事案と受け止めており、グループ全体で法令遵守の意識を高め、再発防止を図るとともに、皆さまからの信頼回復に努めてまいります。

昨今のような不確実性が増している環境下においては、企業の根幹である理念に基づく経営がより重要であると考えております。「イオンの基本理念」のもと、時代を先取りした経営の革新に挑戦し、さらなる企業価値向上に取り組んでまいります。

今後とも変わらぬご支援とご理解を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



2025年4月
取締役 代表執行役社長

吉田昭夫

イオンの基本理念

お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する。
イオンは、小売業が平和産業であり、人間産業であり、地域産業であると信じ、
その使命を果たす企業集団として永続するために、
お客さまを原点に絶えず革新し続けてゆきます。

全文はこちら <https://www.aeon.info/company/concept/>



イオンでは、基本理念が企業価値の根幹であり、これを不変のものとするために株主の皆さまにご承認いただき2006年より定款に定めております。基本理念の浸透と実践を通じて、より良い社会づくりに貢献してまいります。

イオングループ未来ビジョン

ビジョンステートメント

一人ひとりの笑顔が咲く 未来のくらしを創造する

イオングループが実現したい未来

お客さまが「明るくなっていく社会」と
「自分らしい幸せ」を実感できることで
「心豊かにくらし、笑顔が広がる」未来

イオングループのありたい姿

くらしの共創をリードし
一人ひとりも社会全体もより豊かにするグループ

大切にする姿勢と誓い

～3つの姿勢～

「想いをもとに、自発的に行動する」
「学び続け、新たな価値を創造する」
「つながりを築き、育み、共創する」

～1つの誓い～

「真摯、誠実であり続ける」

イオングループ未来ビジョン デジタルブックレット <https://www.aeon.info/vision/jp/>



招集ご通知

証券コード 8267

2025年4月30日

株主の皆さまへ

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

イオン株式会社

取締役
代表執行役社長 吉田 昭夫

第100期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第100期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。本株主総会は、会場またはインターネットでご出席いただくことができます。**なお、インターネットでのご出席の場合は、事前登録が必要となります。また会場でのご出席の場合は来場者登録にご協力ください。**ご出席を希望される場合は、本招集ご通知33頁をご確認のうえ、登録をお願いします。また、**当日ご出席されない場合は、インターネットまたは郵送等で、事前に議決権をご行使していただくこともできます**ので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2025年5月27日(火曜日)午後6時までに**議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.aeon.info/ir/>

(※ウェブサイト内の「株主総会」をクリックしご確認ください)



株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/8267/teiiji/>



[インターネット等による議決権行使の場合]

事前のインターネット等による議決権行使に際しては、当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

詳しくは、6頁の「インターネット等による議決権行使」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

1 日 時 2025年5月28日(水曜日)午前10時

2 場 所 千葉市美浜区中瀬2丁目1番地 幕張メッセ 国際展示場 展示ホール5

3 目的事項

- 【報告事項】** 1. 第100期(2024年3月1日から2025年2月28日まで)事業報告、
連結計算書類ならびに計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

【決議事項】 議案 取締役9名選任の件

4 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

当社の新株予約権等に関する事項、会社の体制および方針(業務の適正を確保するための体制および運用状況等)、会社の支配に関する基本方針、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書、個別注記表

- (2) 郵送およびインターネット等の双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとして取り扱います。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、議案に対する賛否の表示をされない場合は、賛の表示があったものとして取り扱います。
- (4) 事前に議決権を行使し、当日、ご出席いただいた場合は、当日、ご出席された際の議決権行使を有効なものとして取り扱います。但し、当日、インターネットでご出席された株主さまが事前に議決権を行使されている場合、事前の議決権行使の効力を取り消さず維持し、当日の採決のタイミングまでに新たな議決権行使があった場合に限り、事前の議決権行使の効力を破棄するものとして取り扱います。

以 上

- 当日、会場でご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載の各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 株主総会の開催、運営について変更が生じる場合がございます。その場合は前頁に記載の当社ウェブサイトでお知らせします。随時更新いたしますので、ご確認ください。

※議決権行使いただいた株主の皆さまに素敵なプレゼントがあります。

(詳しくは、本招集ご通知とあわせてお送りする書類をご確認ください。)

※ご出席をご希望の場合は、33頁および本招集ご通知とあわせてお送りする書類をご確認のうえ事前登録などのお手続きをお願いします。

イオンの株主総会の流れ

開催前

ライブ中継を利用する場合

① 書類を見る



会社法の定める電子提供制度により、株主総会資料の提供は、原則ウェブサイトに掲載します。ただし当社では、本年、参考書類と事業報告の一部を従来通り紙媒体にて株主さまへ提供いたします。

スマートフォンで招集ご通知の主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/8267/>



② 事前に議決権を行使する

行使期限

2025年5月27日(火曜日)
午後6時まで

【ご注意】当日インターネット出席する株主さまにおかれましても、万が一の通信障害やPCの不具合等に備え、議決権の事前行使を推奨いたします。

お手軽にご利用いただける
スマートフォンでの
議決権行使を推奨します。

③ 事前登録をする(必須)

下記ウェブサイト内のご案内をご確認いただき、お申込みください。

事前登録の際は同封の「インターネット株主総会出席方法のお知らせ」に記載のID・パスワードをご入力ください。

お申込み期限 2025年5月14日(水曜日)午後6時まで

事前登録はこちらから

<https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>

※事前質問をご希望の方も上記ウェブサイトからご確認ください。



※ご視聴のみご希望の場合は、事前登録は不要です。

当日会場で出席する場合

② 事前登録をする

会場準備の都合により、来場者数確認のために事前に登録をお願いしております。ご協力のほどお願いします。

事前登録はこちらから <https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>

事前登録の際は同封の「インターネット株主総会出席方法のお知らせ」に記載のID・パスワードをご入力ください。

お電話での申込みも受け付けています。

0120-149-276 (受付時間 午前9時～午後5時)但し最終日は午後6時まで受付いたします。

お申込み期限 2025年5月14日(水曜日)午後6時まで



機関投資家の皆さまへ：インターネットによる議決権の行使のほか、予め申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

開催当日

① インターネット出席する

開始時刻

2025年5月28日(水曜日)午前10時

※配信は、午前9時より開始します。

出席方法

事前登録後に別途送信される出席用URLからアクセスしてください。

※質問は、テキスト形式(200文字まで)でご提出いただけます。

【ご注意】当日インターネットでご出席の株主さまは、必ず事前に登録が必要になります。

② 議決権を行使する

※出席用サイトより、議決権を行使いただけます。
※会場での出席と異なる取り扱い等がありますので、予めご了承ください。

(視聴のみの場合は、「視聴コード」を入力し視聴ください)

総会会場

千葉市美浜区中瀬2丁目1番地
幕張メッセ 国際展示場 展示ホール5

開始時刻

2025年5月28日(水曜日)午前10時

※受付は、午前9時より開始します。

【ご注意】当日ご出席の株主さまは、事前登録へのご協力をお願いします。

当日出席しない場合

(下記の方法で事前に議決権行使をお願いします。)



インターネット等による議決権行使

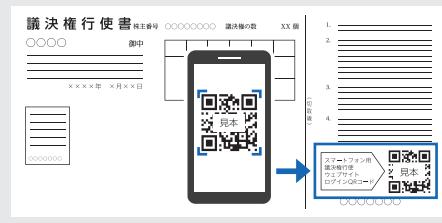
議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年5月27日(火曜日)
午後6時まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



インターネット等による議決権の行使に関するお問い合わせ
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル



0120(652)031

受付時間
9:00~21:00



郵送による議決権行使

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年5月27日(火曜日)
午後6時到着分まで

※当日インターネット出席する株主さまにおかれましても、万が一の通信障害やPCの不具合等に備え、議決権の事前行使を推奨いたします。

議決権行使は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。ご行使いただくことで株主さまのご意思を反映させることができます。ご行使いただけますようお願い申し上げます。なお、株主総会の決議結果に関しましては、2025年5月30日(金曜日)より当社ウェブサイトに掲載の予定です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

議案 取締役9名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役の全員が任期満了となります。つきましては指名委員会の決定に基づき取締役9名の選任をお願いするものです。なお、取締役候補者9名のうち過半数の5名が社外取締役候補者であり、いずれの社外取締役候補者も東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしています。また、当社は、下記の事項を取締役資格要件として定めており、取締役候補者全員は、これらの要件を満たしています。

【社内取締役候補者の指名基準】

1. 取締役としてふさわしい人格・識見を有すること。
2. 当社およびグループの業務に関し十分な経験と知識を有すること、経営判断能力および経営執行能力にすぐれていること。
3. 当社およびグループの基本方針・戦略立案・経営執行に責任を持ち、取締役会への説明責任を果たすことのできる当社の執行役、または子会社社長・社長である者とする。但し、執行役を兼務しない社内取締役を選任する際は、この限りではない。

【社外取締役候補者の指名基準】

1. 取締役としてふさわしい人格・識見を有すること。
2. 当社の基本理念等の考え方を共有いただけること。
3. 最高経営責任者等経営者としての豊富な経験、もしくはそれに準ずる経験・知見を有すること。
4. 当社の経営陣に対し、経営戦略の推進、コーポレートガバナンスの強化、コンプライアンス経営等について、指導・監督できる高い見識や豊富な経験を有すること。

※社外取締役に関しては、上記事項に加え、次に掲げる独立性基準を満たす人物とする。

【社外取締役の独立性基準】

当社の社外取締役は、独立性を保つため、以下に定める要件を満たした者とする。

1. 現在および過去10年間、当社または当社子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、使用人(以下、業務執行者という)ではない者。
2. 本人が、現在または過去3年間において、以下にあげる者に該当しないこと。
 - (1) 当社の大株主(直接・間接に10%以上の議決権を保有する者)、またはその業務執行者。
 - (2) 当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員。
 - (3) 当社の主要な借入先(連結総資産の2%を超える金額の借入先)の業務執行者。

- (4) 当社の主要な取引先(当社グループとの取引が、当該取引先の最終事業年度における年間連結売上の2%を超える金額の取引先)の業務執行者。
- (5) 弁護士、公認会計士または税理士その他コンサルタントであって、当社グループより役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受領している者。
- (6) 非営利団体に対する当社グループからの寄付金が、1,000万円を超え、かつ当該団体の総収入もしくは経常利益の2%を超える金額の団体の業務執行者。
- (7) 上記1. および(1)～(6)の配偶者または2親等以内の親族。

※但し、上記(1)～(7)のいずれかの項目に該当する場合でも、当該人物の人格、識見等に照らし、実質的に独立性を有すると判断した場合には、その理由を対外的に説明することを条件に、社外取締役候補者となることができるものとする。

■取締役候補者の一覧

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	第100期の取締役会への出席状況
1	岡田元也	取締役 取締役会議長 指名委員 報酬委員 代表執行役会長 再任	7回/7回
2	吉田昭夫	取締役 代表執行役社長 再任	7回/7回
3	羽生有希	取締役 執行役副社長 中国担当 再任	7回/7回
4	土谷美津子	取締役 執行役副社長 商品・物流担当 再任	6回/6回
5	塚本隆史	取締役 指名委員会議長 報酬委員会議長 監査委員 再任 社外 独立	7回/7回
6	ピーターチャイルド	取締役 指名委員 報酬委員 再任 社外 独立	7回/7回
7	キャリーユー	取締役 監査委員 再任 社外 独立	7回/7回
8	林真琴	取締役 監査委員会議長 再任 社外 独立	7回/7回
9	リシャル コラス	取締役 監査委員 再任 社外 独立	6回/6回

※1. 取締役候補者の地位および担当は、本招集に伴う取締役会決議時(2025年4月11日現在)のものです。

※2. 土谷美津子氏、リシャル コラス氏の出席状況は、2024年5月29日の取締役就任以降の出席状況になります。

社外・・・社外取締役候補者 独立・・・東京証券取引所に届出予定の独立役員

1 おかだもとや 岡田 元也

再任

生年月日 1951年6月17日
所有する当社の株式数 2,155,096株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 3月 当社入社
1990年 5月 当社取締役
1997年 6月 当社代表取締役社長
2003年 5月 当社取締役 兼 代表執行役社長
2012年 3月 当社取締役 兼 代表執行役社長
グループCEO
2020年 3月 当社取締役 兼 代表執行役会長(現任)

(当社における地位および担当)

取締役 取締役会議長
指名委員
報酬委員
代表執行役会長

(重要な兼職)

イオンモール株式会社 取締役相談役
イオンリテール株式会社 取締役相談役
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス
株式会社 取締役相談役
ウエルシアホールディングス株式会社 取締役
株式会社クスリのアオキホールディングス 社外取締役

第100期の出席状況

取締役会
100% (7/7回)
指名委員会
100% (3/3回)
報酬委員会
100% (3/3回)

取締役候補者とした理由および期待される役割

1997年に代表取締役社長就任以来、経営者として強力なリーダーシップを発揮し、既存事業の発展とM&A等による事業拡大を実現し、当社グループを国内トップの流通企業グループへ成長させてまいりました。小売業をはじめとする当社グループの事業に精通し、広くグループ全体の経営管理を遂行する豊富な経験と見識を有しており、今後の当社グループの成長と持続可能な社会の実現を両立するサステナブル経営を実践できると判断し、候補者としています。

2 よしだ あきお 吉田 昭夫

再任

生年月日 1960年5月26日
所有する当社の株式数 35,000株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社
2011年 3月 イオンモール株式会社
中国本部中国開発統括部長
2014年 5月 同社常務取締役 営業本部長兼中国担当
2015年 2月 同社代表取締役社長
2016年 3月 当社執行役 ディベロッパー事業担当
2019年 3月 当社代表執行役副社長
ディベロッパー事業担当 兼
デジタル事業担当
2020年 3月 当社代表執行役社長
2020年 5月 当社取締役 兼 代表執行役社長(現任)

(当社における地位および担当)

取締役
代表執行役社長

(重要な兼職)

株式会社キャンドウ 取締役

第100期の出席状況

取締役会
100% (7/7回)

取締役候補者とした理由および期待される役割

ディベロッパー事業およびデジタル事業の責任者、また主要な子会社の代表取締役社長を歴任するなど、豊富な経営経験と実績を有しています。2020年3月より代表執行役社長として、中期経営計画を策定し成長戦略を推進するなど、重要な意思決定や取締役会での監督を適切に行っており、今後の当社グループの成長と中長期的な企業価値向上を實踐できると判断し、候補者としています。

3 はぶ ゆ き 羽生 有希

再任

生年月日 1967年12月23日
所有する当社の株式数 15,060株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 4月 当社入社	2017年 3月 当社執行役 中国事業担当
2004年 9月 AEON SOUTH CHINA CO., LTD. 管理本部長	2017年 5月 AEON STORES (HONG KONG) CO., LTD. 主席兼董事総経理
2007年11月 永旺商業有限公司 副総経理	2020年 3月 当社執行役副社長 デジタル・中国担当
2011年12月 永旺(中国)投資有限公司 董事	2021年 3月 当社執行役副社長 デジタル担当
2013年 5月 永旺商業有限公司 総経理	2022年 5月 当社取締役 兼 執行役副社長 デジタル担当
2014年 3月 当社執行役 中国事業最高経営責任者 永旺(中国)投資有限公司 董事長	2025年 3月 当社取締役 兼 執行役副社長 中国担当(現任)

第100期の出席状況

取締役会
100%(7/7回)

(当社における地位および担当)

取締役
執行役副社長 中国担当

(重要な兼職)

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由および期待される役割

当社および当社グループの中国事業およびデジタル事業の責任者、また主要な子会社の代表取締役社長を歴任するなど、豊富な経営経験と実績を有しています。2020年3月より執行役副社長デジタル担当として、中期経営計画の柱となるグループのデジタル基盤を強化。2025年3月より中国事業を担当、デジタル経営の知見を活かし、当社にとって重要な中国市場での競争優位性を構築し中長期的な成長および企業価値向上を実践できると判断し、候補者としています。

4 つち や み つ こ 土谷 美津子

再任

生年月日 1963年12月9日
所有する当社の株式数 19,500株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月 当社入社	2022年 3月 当社執行役 商品担当
2006年 5月 当社執行役(お客さま担当兼CS部長)	イオントップバリュ株式会社 代表取締役社長(現任)
2008年 3月 当社執行役(グループ環境担当)	2023年 3月 当社執行役副社長 商品担当
2010年 5月 株式会社イオンファンタジー 代表取締役社長	2024年 5月 当社取締役 兼 執行役副社長 商品担当
2013年 3月 イオンリテール株式会社 専務執行役員 食品商品企画本部長	2025年 3月 当社取締役 兼 執行役副社長 商品・物流担当(現任)
2016年 6月 ビオセボン・ジャパン株式会社 代表取締役社長	
2019年 3月 イオンリテール株式会社 取締役執行役員副社長 近畿カンパニー支社長	

第100期の出席状況

取締役会
100%(6/6回)

(当社における地位および担当)

取締役
執行役副社長 商品・物流担当

(重要な兼職)

株式会社やまや 社外取締役

取締役候補者とした理由および期待される役割

当社および当社グループの商品に関する責任者、また主要な子会社の代表取締役社長を歴任するなど、豊富な経営経験と実績を有しています。2022年3月より執行役商品担当として、プライベートブランド商品の売上伸長に尽力。2025年3月より商品・物流事業を担当しており、商品開発から物流までの一貫したプロセスを管理して、サプライチェーン・マネジメント改革を推進し、当社グループの中長期的な成長および企業価値向上を実践できると判断し、候補者としています。



■ 第100期の出席状況

取締役会
100% (7/7回)
監査委員会
100% (8/8回)
指名委員会
100% (3/3回)
報酬委員会
100% (3/3回)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年 4月	株式会社第一勧業銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入行	2011年 6月	同社取締役会長、株式会社みずほ銀行 取締役頭取
2002年 4月	株式会社みずほコーポレート銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 執行役員	2013年 7月	株式会社みずほ銀行 取締役会長
2003年 3月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 常務執行役員	2014年 4月	みずほフィナンシャルグループ 常任顧問
2004年 4月	株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員	2016年 6月	一般社団法人日英協会 理事長
2006年 3月	同行常務取締役	2016年 7月	朝日生命保険相互会社 社外取締役(現任)
2007年 4月	同行取締役副頭取	2017年 4月	みずほフィナンシャルグループ 名誉顧問
2008年 4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 副社長執行役員	2017年 5月	当社社外取締役(現任)
2008年 6月	同社取締役副社長	2017年 6月	株式会社インターネットイニシアティブ 社外取締役(現任)
2009年 4月	同社取締役社長	2021年 6月	古河電気工業株式会社 社外取締役(現任)
		2023年 7月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 特別顧問(現任)

(当社における地位および担当)

取締役
指名委員会議長
報酬委員会議長
監査委員

(重要な兼職)

株式会社みずほフィナンシャルグループ 特別顧問
朝日生命保険相互会社 社外取締役
株式会社インターネットイニシアティブ 社外取締役
古河電気工業株式会社 社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

大手金融機関の経営者を務め、国際的に活躍され、金融・財務会計分野において高い見識と豊富な経験を有しており、経営全般の透明性と健全性の維持向上およびコーポレート・ガバナンスの向上にあたり、助言、指導をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また選任後は、監査、指名、報酬の各委員として活動いただくことを予定しています。

6 ピーター チャイルド 再任 ■ 生年月日 1958年3月25日 ■ 所有する当社の株式数 0株 ■ 社外取締役候補者 ■ 独立役員候補者 ■ 社外取締役在任年数 7年



第100期の出席状況

取締役会
100% (7/7回)
指名委員会
100% (3/3回)
報酬委員会
100% (3/3回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年 9月 英国原子力公社入社	1988年 8月 同社ロンドン支社パートナー
1980年 6月 ミシュラン入社	1990年 8月 同社パリ支社シニアパートナー
1984年 1月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 ロンドン支社	2007年 4月 同社ロンドン支社シニアパートナー
1987年 8月 同社ロサンゼルス支社マネージャー	2015年 3月 同社香港支社シニアパートナー
	2018年 5月 当社社外取締役 (現任)

(当社における地位および担当)

取締役
指名委員
報酬委員

(重要な兼職)

重要な兼職はありません。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

大手コンサルティング会社において、消費財および小売グループのリーダーを務めるなど、リテール分野に関する専門的な知見を有しており、当社のグローバル経営の推進にあたり助言・指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また選任後は、指名委員、報酬委員として活動いただくことを予定しています。

7 キャリー ユー 再任 ■ 生年月日 1958年9月30日 ■ 所有する当社の株式数 0株 ■ 社外取締役候補者 ■ 独立役員候補者 ■ 社外取締役在任年数 5年



第100期の出席状況

取締役会
100% (7/7回)
監査委員会
100% (8/8回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 7月 Levy Gee公認会計士事務所入社 (ロンドン)	2006年 1月 PwCグローバル 小売・消費者リーダー
1987年 1月 Coopers & Lybrand (現 PwC) 入社 (香港)	2008年 3月 PwCグローバル ガバナンス委員会メンバー
1991年 9月 PwCバンクーバー マネージャー	2009年 7月 PwC中国・アジア太平洋 小売・消費者リーダー
1996年11月 PwC香港 パートナー	2019年 7月 PwC香港 シニアアドバイザー (現任)
1996年12月 PwC香港 新卒採用パートナー	2020年 5月 当社社外取締役 (現任)
2002年 7月 PwC中国・香港 小売・消費者リーダー	
2004年 7月 PwC中国・香港 [We care]プログラム 代表	

(当社における地位および担当)

取締役
監査委員

(重要な兼職)

PwC香港 シニアアドバイザー

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

英国、香港、カナダの会計士協会に所属し、大手コンサルティング会社において、アジア太平洋地域の小売および消費者グループのリーダーを務めるなど、会計およびリテール分野に関して、国際的かつ専門的な知見を有しており、当社のグローバル経営の推進にあたり助言・指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また選任後は、監査委員として活動いただくことを予定しています。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類(要旨)

株主優待

事前登録等

再任

■ 生年月日 1957年7月30日
 ■ 所有する当社の株式数 0株

■ 社外取締役候補者 独立役員候補者
 ■ 社外取締役在任年数 2年



■ 第100期の出席状況
 取締役会
 100% (7/7回)
 監査委員会
 100% (8/8回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月 東京地方検察庁 検事任官	2020年 5月 東京高等検察庁 検事長
2001年 6月 法務省 刑事局国際課長	2020年 7月 検事総長
2003年 4月 法務省 矯正局総務課長	2022年 6月 退官
2006年 7月 法務省 刑事局総務課長	2022年 8月 森・濱田松本法律事務所 客員弁護士 (現任)
2008年 1月 法務省 大臣官房人事課長	2023年 5月 当社社外取締役 (現任)
2011年 4月 最高検察庁 検事	2023年 6月 三井物産株式会社 社外監査役 (現任)
2012年 4月 最高検察庁 総務部長	東海旅客鉄道株式会社 社外監査役 (現任)
2013年 7月 仙台地方検察庁 検事正	2024年 6月 株式会社SBI新生銀行 社外取締役 (現任)
2014年 1月 法務省 刑事局長	
2018年 1月 名古屋高等検察庁 検事長	

(当社における地位および担当) 取締役
監査委員会議長

(重要な兼職) 森・濱田松本法律事務所 客員弁護士
三井物産株式会社 社外監査役
東海旅客鉄道株式会社 社外監査役
株式会社SBI新生銀行 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

東京高等検察庁検事長、検事総長を歴任された弁護士として、法律・コンプライアンスに関する豊富な経験・見識を有しており、リスク管理、法令遵守などコンプライアンス経営の推進にあたり助言・指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また選任後は、監査委員として活動いただくことを予定しています。

再任

■ 生年月日 1953年7月8日
 ■ 所有する当社の株式数 0株

■ 社外取締役候補者 独立役員候補者
 ■ 社外取締役在任年数 1年



■ 第100期の出席状況
 取締役会
 100% (6/6回)
 監査委員会
 100% (5/5回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年10月 在日フランス大使館儀典課	2018年12月 シャネル株式会社 (ロンドン) 取締役
1979年 8月 ジパンシイ入社	シャネル株式会社 (スイス)
1981年 4月 ジパンシイ (日本法人) 設立 代表取締役	トラベル・リテール事業責任者
1985年 9月 シャネル株式会社 香水・化粧品本部長	シャネル株式会社 (日本法人) 取締役会長
1993年 8月 シャネルリミテッド (香港) マネージングダイレクター	2024年 5月 当社社外取締役 (現任)
1995年 8月 シャネル株式会社 (日本法人) 代表取締役社長	

(当社における地位および担当) 取締役
監査委員

(重要な兼職) 重要な兼職はありません。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

欧州・アジアにおいてグローバル企業の事業責任者および日本法人社長を歴任するなど、リテール分野におけるグローバル経営に関する専門的な知見を有しており、当社のグローバル経営の推進にあたり助言・指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また選任後は、監査委員として活動いただくことを予定しています。

- (注1) 社外取締役在任年数は、本株主総会終結時の年数になります。
- (注2) 塚本隆史氏は2002～2013年まで株式会社みずほ銀行の執行役員、常務、取締役頭取を歴任してこられました。2013年の同行退任後10年以上経過しており、現在は同行の業務執行に携わっておりません。また、同行は当社の複数ある主な借入先のひとつではありますが、当社の意思決定に著しい影響を与える取引先ではありません。なお、直近事業年度末時点における当社の同行からの借入額は、連結総資産の2%未満であります。
- (注3) ピーター チャイルド氏は、マッキンゼー・アンド・カンパニーの各支社でシニアパートナー等を歴任してこられ、当社は、同社と取引がありますが、当社からの同社への支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。
- (注4) キャリー ユー氏は、プライスウォーターハウスクーパース(略称PwC)香港のシニアアドバイザーを務めており、当社は、PwCの複数のメンバーファームと取引がありますが、当社からのPwCへの支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。なお、キャリー ユー氏の登記上の氏名は、「キャリー イップ」となります。
- (注5) 林眞琴氏が客員弁護士として所属する森・濱田松本法律事務所と当社の間には、取引がありますが、当社から同事務所への支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。
- (注6) 当社は、社外取締役の塚本隆史、ピーター チャイルド、キャリー ユー、林眞琴、リシャル コラスの各氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対して賠償すべき額は、金1,500万円または法令の定める額のいずれか高い金額を限度とし、この限度を超える社外取締役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しています。また、本議案が承認された場合、選任された全ての社外取締役と同契約を締結する予定です。
- (注7) 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方は以下のとおりです。
- 当社は、取締役の員数を定款で12名以内と定め、取締役会を実効的かつ安定的に運営するために、次にあげる事項を原則とした構成としています。また、当社の取締役候補者選任手続は、社外取締役が議長であり、かつ過半数を占める指名委員会にて決定することにより、透明性・公平性が高いものとしています。
 - 7～8頁に記載のとおり、社内取締役、社外取締役候補者の指名基準、社外取締役の独立性基準の要件を満たした方を選任しています。
 - 取締役会は、その監督機能を十分に発揮させるため、経営、国際、リスク管理、法令遵守、財務会計、金融、IT・デジタル、環境等で高い見識や豊富な経験を有する者で運営いたします。
- (注8) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることとなります。ただし、当該保険契約では免責額を設け当該免責額までの損害は補填の対象としておりません。また、当該保険契約の被保険者は当社取締役および執行役ならびに当社子会社の取締役等の主要な業務執行者であり、保険料は全額会社負担としています。本議案が承認された場合、選任された全ての取締役は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しています。
- (注9) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

以上

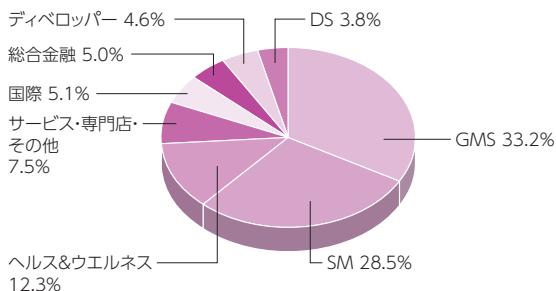
1 企業集団の事業の概要

営業収益は10兆1,348億円と過去最高となりました。節約志向が高まる中、自社ブランド製品の拡販を強化したことなどが奏功したものです。

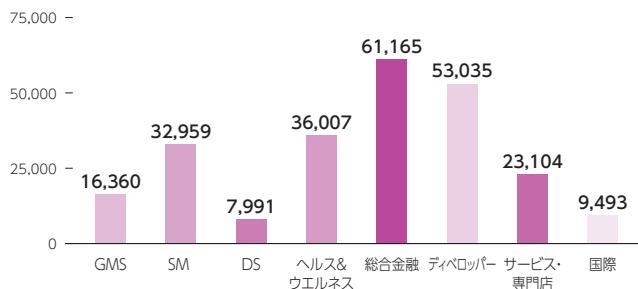
一方、営業利益は2,377億円に留まり、物価の上昇などが消費に影響し、荒利率の改善が十分に進みませんでした。

親会社株主に帰属する当期純利益は前期比35.6%減の287億円となりましたが、これは主に総合金融事業におけるカード不正利用被害による一過性の損失や、中国で出店計画などを見直す中での減損損失を計上したため、今後は全力で改善に取り組んでまいります。

● 営業収益 構成比



● 営業利益(百万円)



【グループ戦略】

当社は、国内外において持続的な成長を遂げてまいりました。しかし国内市場では地方における人口減少やインフレの進行等により、スーパーマーケットやドラッグストアでは合従連衡が相次ぎ、業界構造に変化が見られます。

こうした環境の変化に対応するため、より競争力のあるプライベートブランド商品の開発や、効率的な物流ネットワークの構築にとどまらず、デジタル・システム・人事・人材・電力をはじめ資材や備品調達などの様々な分野で当社はスケールメリットを最大限に活かしてまいります。

また、決済やポイント事業においては、顧客にとって魅力的な共通インフラの確立を進め、利便性の向上を図ります。さらに、新規事業へのR&D(研究・開発)投資を強化し、グループ全体の資本や資源の最適配分を実現するため、より戦略的な持株会社としての進化を目指します。今後も変化する市場環境に柔軟に対応し、持続的な成長を実現することで、株主の皆さまの期待に応えてまいります。

(1) 各事業の成果

GMS(総合スーパー)事業

イオンリテール(株)では新規顧客の獲得と荒利総額の最大化に向け、既存店の活性化を通じ食品やH&BCで最新売場を導入したほか、衣料・住居余暇で製造小売の本格稼働による商品・売場改革を進めました。インフレの影響等による節約志向の高まりを受け、価格戦略を強化することで売上拡大に寄与すると共に、店舗DXを活用した生産性向上と販管費コントロールを進め営業利益の改善を図りました。



SM(スーパーマーケット)事業

主力の生鮮やデリカ部門の値入率が低下し、売上自体も苦戦しましたが、スケールメリットを活かした価格政策の強化や、オペレーション改革による総労働時間のコントロールを強め、前期を上回る生産性向上につながりました。

首都圏に約1,200店舗を持つまいばすけっとは、近さと相対的な低価格が支持され、売上・利益ともに想定を上回って成長しました。クイックコマースなど新たなサービス導入により、新たな顧客を取り込み、シェア拡大を図ります。



DS(ディスカウントストア)事業

物価高の影響を受け節約ニーズが高まる中、食料品を中心に低価格訴求や大容量商品・ケース販売などまとめ買いで「安さ」訴求の展開強化に努めました。

また、イオンビッグ(株)ではイオントップバリュ(株)と商品の協業開発に取り組み、DS専用プライベートブランドを多数開発し、販売することで低価格政策を推進しました。



ヘルス&ウェルネス事業

ウエルシアホールディングス(株)では、新規出店や調剤併設店舗の強化に加え、地域を支える移動販売車の拡充を通じて売上拡大を図りました。くわえて、プライベートブランドの商品開発・拡販、食品やセルフ化粧品の強化により、ワンストップニーズに対応した売上拡大を進めました。また、(株)ツルハホールディングスとウエルシアホールディングス(株)とのドラッグストア連合に向けた最終合意を締結し、健康ニーズに対応するグローバル企業への成長を図ります。



総合金融事業

決済をグループにおける顧客接点として捉えなおし、強化を図るためにイオンフィナンシャルサービス(株)に決済事業の集約化を行いました。また、国内のカード有効会員数およびカードショッピング取扱高、ならびに住宅ローン取扱高はいずれも堅調に推移しました。今後内部管理体制の強化やコンプライアンス体制の強化を図り、新しいビジネスモデルの構築に向けて改革を進めます。



ディベロッパー事業

国内では、専門店売上上の回復に加え、訪日客増加によるインバウンド消費などを取り込んだことなどにより、既存モールの客数回復につながり、前期実績を上回る営業収益・利益となりました。くわえて、地域ごとに異なるニーズに柔軟に対応し、物販のみならず、コミュニティづくりや社会資本、エンターテイメント、イベントなどショッピングモールを通じた体験価値の強化を図り、更なる収益拡大につなげます。



サービス・専門店事業

サービス事業では、イオンディライト(株)が増収増益と事業牽引をしております。また、(株)イオンファンタジーでは、国内が既存店および新業態や戦略的小型店などの新店が好調に推移する一方、成長鈍化がみられる中国では、競争力の高いプレイグラウンド業態への転換を推進しました。



専門店事業各社では、不採算店の戦略的閉店を始めとする収益モデル改革を最優先で取り組むとともに、新たな業態やサービスの開発を推進しています。

国際事業

アセアン地域では、ベトナム、マレーシアがけん引し、営業収益・利益ともに前期を上回る実績となりました。GMS、ディベロッパー、総合金融を中心に、共通顧客基盤を活用して、グループとしてのシェア向上を目指します。



中国事業は、エリア毎の成長に濃淡が見え出しています。香港では、構造改革による再成長を進める一方、湖南省に初出店した店舗が好調に推移するなど、エリアごとの成長に応じた投資の選択と集中を進めます。

■連結営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 97 期	第 98 期	第 99 期	第 100 期(当期)
営 業 収 益 (百万円)	8,715,957	9,116,823	9,553,557	10,134,877
営 業 利 益 (百万円)	174,312	209,783	250,822	237,747
経 常 利 益 (百万円)	167,068	203,665	237,479	224,223
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,504	21,381	44,692	28,783
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	7.69	25.11	52.25	33.58
総 資 産 (百万円)	11,633,083	12,341,523	12,940,869	13,833,319
純 資 産 (百万円)	1,812,423	1,970,232	2,087,201	2,121,226
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	1,130.76	1,161.12	1,231.59	1,218.63

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第98期から適用しており、第98期以降に係る連結営業成績および財産の状況は、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

■事業の種類別セグメントの状況

セグメントの名称	営業収益(百万円)	前期比(%)	営業利益(百万円)	前期比(%)
G M S 事 業	3,559,481	102.6	16,360	58.6
S M 事 業	3,060,065	110.0	32,959	78.6
D S 事 業	411,447	102.8	7,991	94.1
ヘルス&ウエルネス事業	1,322,876	107.1	36,007	84.5
総合金融事業	530,452	109.7	61,165	119.4
ディベロッパー事業	496,170	105.9	53,035	112.0
サービス・専門店事業	729,152	101.6	23,104	130.5
国際事業	548,875	107.9	9,493	91.5
報告セグメント計	10,658,522	105.9	240,119	97.0
その他事業	68,193	116.3	△10,072	—
合 計	10,726,715	106.0	230,046	97.4
調 整 額	△591,838	—	7,700	52.4
連 結	10,134,877	106.1	237,747	94.8

(注)各事業区分の主な内容

GMS事業	総合スーパー、均一価格雑貨販売業等
SM事業	スーパーマーケット、コンビニエンスストア、小型スーパーマーケット
DS事業	ディスカウントストア
ヘルス&ウエルネス事業	ドラッグストア、調剤薬局等
総合金融事業	クレジットカード事業、フィービジネス、銀行業、保険業
ディベロッパー事業	ショッピングセンターの開発および賃貸
サービス・専門店事業	総合ファシリティマネジメントサービス業、アミューズメント、外食、ファミリーカジュアルファッション・靴等を販売する専門店等
国際事業	アセアン地区および中国における小売事業
その他事業	モバイルマーケティング事業、デジタル事業等

(2) 環境・社会への取り組み

イオンは、「持続可能な社会の実現」と「グループの成長」の両立を目指す「イオン サステナビリティ基本方針」のもと、事業活動を通じて様々な環境・社会課題の解決に取り組んでいます。

<p>1991～</p> <p>植樹活動</p> <p>累計植樹本数 約 1,275 万本</p> 	<p>1991～</p> <p>買物袋持参運動</p> <p>レジ袋削減 約 36 億枚</p> 	<p>1996～</p> <p>イオン チャーズクラブ</p> <p>累計 450 クラブ 112,340 人</p> 
<p>2001～</p> <p>イオン 幸せの黄色いレシートキャンペーン</p> <p>累計 贈呈金額 約 54 億円</p> 	<p>2004～</p> <p>太陽光パネル導入</p> <p>導入店舗数 1,373 店舗</p> 	<p>2020～</p> <p>子ども食堂応援団</p> <p>累計 募金総額 約 2.2 億円</p> 

(各数値は2025年2月現在。2025年2月時点の暫定数値を含む)

【資源循環の促進】

資源循環の促進を目指し、容器包装資材の削減や、環境配慮型の素材への転換を進めています。

2023年10月より、総合スーパーの「イオン」「イオンスタイル」では衣料、日用品・暮らしの品売場における有料レジ袋の配布を、これまでのプラスチック製から、環境配慮型の紙製へ切り替えいたしました。また、取り組み拡大を継続中のボトル to ボトルプロジェクトをはじめ、貴重な資源であるペットボトルの更なる有効利用の具現化や新たな実証なども、引き続き推進してまいります。

今後もお客さまとともに、資源の無駄使いや使い捨てを見直し、循環型社会の実現を目指してまいります。

【次世代育成・支援】

イオンは、地域の皆さまとともに、すべての子どもたちが心身ともに健やかに成長できる未来をつくりたいと考え、経済的に困難な状況に置かれた子育て世帯の暮らしの支援を目的に、「イオン 子ども食堂応援団」を2020年12月に立ち上げました。2024年度は店舗での募金活動やチャリティーバザーの売上金など約3,342万円を認定し、NPO法人全国子ども食堂支援センター・むすびえに贈呈いたしました。今後も、子どもの食支援に加え、地域の交流拠点としての役割も果たす子ども食堂の活動を通じて、人と人とが支え合う、共助の絆で結ばれる活気と喜びにあふれるコミュニティづくりに取り組んでまいります。

【脱炭素社会の実現】

イオンは、「イオン 脱炭素ビジョン」のもと、店舗、商品・物流、お客さまとともに、3つの視点でCO₂削減に取り組んでいます。2030年までに50%を再生可能エネルギーに切り替えるという中間目標を2023年12月に達成し、2040年までにグループ全体のCO₂排出のゼロ化に向けて継続的に取り組んでいます。さらなる省エネの推進や、店舗の屋上、駐車場の屋根に設置した太陽光パネルからの再生エネ調達(オンサイトPPA)に加え、店舗敷地外の太陽光パネルで発電した再生エネを活用するオフサイトPPAの取り組みを拡大しています。また、お客さまのご家庭の太陽光パネルで発電された余剰再生エネを、ポイント交換し店舗エネルギーに活用する取り組みや、地域ごとに適切な再生エネ調達を進める「エネルギーの地産地消」も進めています。



■イオンの基本理念を具現化する公益財団法人

事業活動を通じた取り組みに加えて、「公益財団法人イオンワンパーセントクラブ」「公益財団法人イオン環境財団」「公益財団法人岡田文化財団」と連携し、環境・社会貢献活動を推進しています。

公益財団法人 ワンパーセント イオン1%クラブ

1989年に創設を宣言し1990年に設立されました。「お客さまからいただいた利益を社会のために役立てる」という想いのもと、イオングループの主要企業が税引前利益の1%相当額を拠出し、「子どもたちの健全な育成」「諸外国との友好親善」「地域の発展への貢献」「災害復興支援」を柱に活動しています。



子どもたちの健全な育成

環境・社会をテーマに、子どもたちが社会的なルールを学びながら身近な地域の問題を主体的に捉え、考える力を育てます。

イオン チアーズクラブ



累計メンバー数 **112,340人**

中学生作文コンクール



累計応募作品数 **32,635編**

イオン エコワングランプリ



累計応募件数 **1,687件**

イオン ユニセフ セーフウォーターキャンペーン



累計寄付金額 **6億4,411万円**

諸外国との友好親善

学生たちに国際的な文化・人材交流の機会を提供し、相互理解を深めることで日本と諸外国との友好親善を深めます。また、アジアの大学生に対する奨学金給付など、グローバル人材の育成を支援します。

ティーンエイジ アンバサダー



累計参加人数 **18カ国2,601人**

アジア ユースリーダーズ



累計参加人数 **9カ国1,296人**

イオン スカラシップ



累計給付人数 **9,357人**

地域の発展への貢献

地域に根ざし、次代に引き継ぐべき伝統行事や文化の継承を支援するとともに、地域社会が抱える諸問題の解決に取り組めます。

イオン すくすくクラブ

累計**62回** 累計参加 **10,630人**

ふるさと未来支援



累計支援件数 **914件**

災害復興支援

国内外で発生した災害により被災した方々が、日常生活を一日でも早く取り戻せるよう、迅速な緊急支援金の寄付等を行い、復旧・復興を支援しています。

首里城復興支援



累計支援金額 **5億1,000万円**

公益財団法人 イオン環境財団

日本で初めて地球環境に特化した民間企業の財団法人として、1990年に設立されました。以来、世界各地の多様なステークホルダーの皆さまとともに「植樹」「環境活動助成」「環境教育・共同研究」「顕彰」の事業を中心に活動を推進しています。現在は、持続可能な地域社会の実現を目的に、新たな里山づくりにも取り組んでいます。



招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類(要旨)

株主優待

事前登録等

植樹

自然災害や伐採などで失われた森林や防災林の再生、気候変動課題の解決を目指し、アジアを中心とした世界各地で地域ボランティアの皆さまと植樹を行っています。枝打ちや下草刈りなどを実施し、森を活かして育っています。

植樹実施国 **11カ国**



インドネシア ジャカルタ マングローブ植樹

環境活動助成



助成先団体 奈良・人と自然の会

世界各地で環境活動に積極的に取り組む非営利団体に対して、毎年約1億円を助成しています。

累計団体数 **3,546団体**
累計助成金額 **31億9,347万円**

環境教育・共同研究



コロンビア カリ 生物多様性ユース会議

国際専門機関やアジアの主要大学と連携し里山の共同研究を進め、グローバルな環境分野のリーダーとなるグリーン人材を育成しています。

ユースプログラム
累計参加者数 **10カ国 781人**

顕彰



コロンビア カリ 授賞式

生物多様性保全と利活用に顕著な貢献をした個人・団体に対し、「生物多様性みどり賞(The MIDORI Prize for Biodiversity)」を授与し、各環境活動の拡大を目指しています。

累計授賞数 **20カ国 21人 38団体**

公益財団法人 岡田文化財団

<https://okadabunka.or.jp/>



1979年三重県における芸術・文化活動の育成・援助、文化財の保全・修理等を目的として設立しました。2005年には美術館事業を開始し、収蔵作品の多彩なコレクション群、魅力あふれる企画展を両輪に展覧会を開催しています。

その他「助成事業」「主催事業」「奨学金事業」を行っており、新たに2023年3月からは、地域の新しい名所づくり「さくらプロジェクト」をスタートし、2026年3月までに5千本のさくらの苗木を植えることを計画しています。



(美術館)パラミタミュージアム
場 所: 三重県三重郡菟野町
入館料金: オナーズカードのご提示で
50%割引(中学生以下無料)

2 企業集団の対処すべき課題

「中期経営計画(2021~2025年度)」(以下、中計)の始動から約4年が経過し、最終年度となりました。中計立案時の想定を超える物価上昇やエネルギーコストの高騰、気候変動などの環境変化が生じ、常態化しつつあるなか、中計で掲げる「デジタルシフトの加速と進化」「サプライチェーン発想での独自価値の創造」「新たな時代に対応したヘルス&ウェルネスの進化」「イオン生活圏の創造」「アジアシフトの更なる加速」の5つの変革と「グリーン戦略」の重要性はさらに高まっています。イオンは商品やサービスを通じて、地域のお客さまの暮らしを支える社会的な役割を果たすべく、これまでの中計の実績を振り返り、解決すべき課題を明確にし、持続的な成長のための事業基盤の確立に取り組んでいます。

<中期経営計画におけるグループ共通戦略>

① デジタルシフトの加速と進化

デジタル事業の拡大と店舗デジタル化による生産性向上を柱にデジタルシフトを推進しています。新たなデジタル事業として2023年に開業したネットスーパーGreen Beansは、イオンにとって新たなエリアである首都圏でサービス提供エリアを拡大し、着実に顧客基盤を広げています。店舗デジタル化では、セルフレジや電子棚札の導入を加速する他、グループトータルアプリiAEONには2024年6月に電子レシート機能を搭載するなど、生産性に加えて買物体験価値の向上にも取り組んでいます。



② サプライチェーン発想での独自価値の創造

プライベートブランドを中心に「価格」と「価値」の両面で商品改革に取り組んでいます。価格の面では、お客さまの生活防衛意識の高まりを受け、「トップバリュベストプライス」を拡大するとともに、さまざまな企業努力を通じて合理的コスト削減が実現できたタイミングで、値下げなどを実施しています。価値の面では、シェフ・クオリティをコンセプトとした次世代型総菜プロセスセンター「Craft Delica Funabashi」を2024年6月より稼働し、独自価値の創造を図っています。



③ 新たな時代に対応したヘルス&ウエルネスの進化

健康サービスの提供に地域や所得、情報の格差が生じるなか、イオンは誰にでもヘルス&ウエルネスのサービスが行き届く社会の実現を目指しています。ウエルシアホールディングス(株)と(株)ツルハホールディングスとの経営統合を通じ、日本全国をカバーするドラッグストア連合を構築し、将来的にはアジアNo.1を目指してまいります。



④ イオン生活圏の創造

地域に根ざした事業活動の積み重ねが地域の課題を解消し、イオンの成長や地域の豊かさに結び付く姿を「イオン生活圏」として、その構築を推進しています。その実現のため、エリア再編により固まりつつある各地域基盤を起点に、商品・サービスのみならず、「場」や「情報」「交流」の提供に取り組んでいます。



⑤ アジアシフトの更なる加速

グローバル企業や日本の小売企業が有望なアジア市場に積極的に進出するなか、イオンは他社に先駆けてビジネスを展開し、経験を積み重ねてきた強みを活かし、積極的な出店やプライベートブランドをはじめとする独自商品でシェア拡大に努めています。また、金融事業ではマレーシアやベトナムで新規ビジネスを開始するなど、グループトータルで成長戦略を推進してまいります。



⑥ グリーン戦略

気候変動や生物多様性の損失など、環境課題が深刻化するなか、イオンは環境負荷低減と収益拡大を同時に実現するグリーン戦略を推進しています。全国の店舗網を活用して回収する、使用済みペットボトルの再生事業など、お客さまがイオンをご利用いただくことが自然と環境に配慮した行動につながる取り組みを加速させてまいります。



数字でみるイオン

イオンは、強い競争力を有する小売、金融、ディベロッパー、サービス等、グループ各事業・企業が有機的に結びつき、高いシナジーを創出する総合グループとして、革新に挑戦し続けています。

連結営業収益

10兆 1,348 億円

連結営業利益

2,377 億円

親会社株主に
帰属する
当期純利益

287 億円

店舗数

17,927 店舗
(うち海外店舗数 1,373店舗)

モール型SC数

307 SC

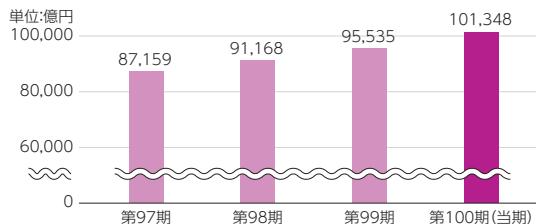
イオンカード等
金融サービス
顧客ID数

5,572 万人
(うち国内 3,615万人)

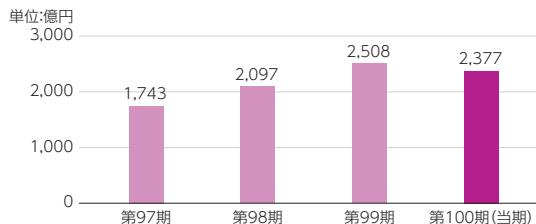
電子マネー
[WAON]
累計発行枚数

1億624 万枚

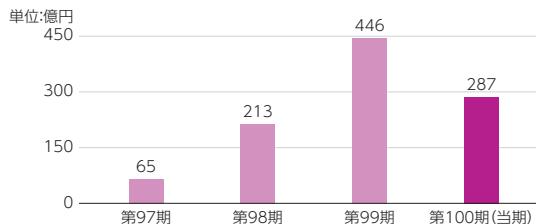
連結営業収益



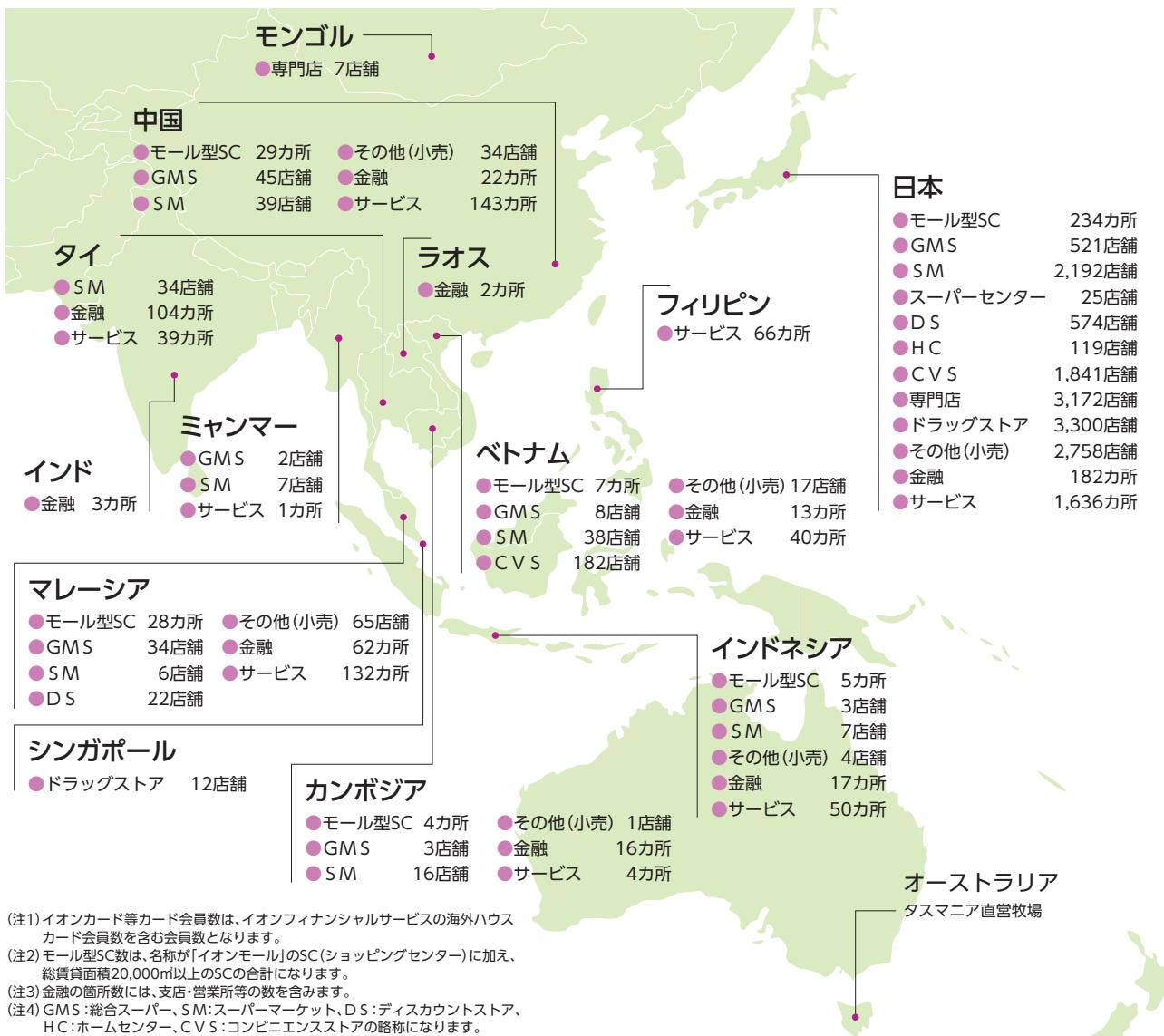
連結営業利益



親会社株主に帰属する当期純利益



日本・中国・アセアンを中心に店舗を展開しています。



3 企業集団および当社の概況 (2025年2月28日現在)

(1) 当社の株式に関する事項

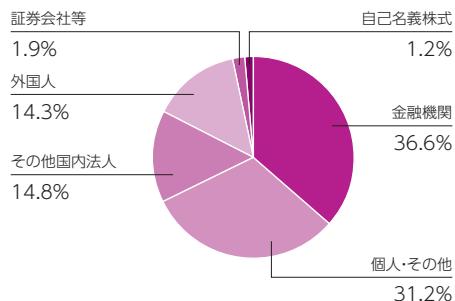
- | | | | |
|---------------------|----------------|----------|----------|
| ① 発行可能株式総数 | 2,400,000,000株 | ④ 当期末株主数 | 966,932名 |
| ② 発行済株式の総数(自己株式を含む) | 871,924,572株 | ⑤ 単元株式数 | 100株 |
| ③ 大株主(上位10名) | | | |

株主名	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	119,016	13.82
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	38,218	4.44
株式会社みずほ銀行	33,292	3.87
公益財団法人岡田文化財団	22,056	2.56
公益財団法人イオン環境財団	21,812	2.53
農林中央金庫	18,133	2.11
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY505234	13,578	1.58
イオン社員持株会	12,015	1.40
イオン共栄会(野村証券口)	11,584	1.35
東京海上日動火災保険株式会社	10,061	1.17

(注1) 持株比率は自己株式(10,821,254株)を控除して計算し、四捨五入して表示しています。なお、自己株式には、従業員持株ESOP信託口が保有する当社株式(85,700株)は含んでおりません。

(注2) 株式会社みずほ銀行の持株数には、同行が退職給付信託に係る株式として拠出している株式9,378千株(株主名簿上の名義は、「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行」)を含めています。

所有者別株式保有状況



株主数および個人単元株主数の推移



(2) 当社の会社役員に関する事項

● 当社の取締役および執行役の報酬等の総額

■ 取締役の報酬額

(単位:百万円未満切捨)

	基本報酬	うち、社外取締役
支給人数	5名	5名
支給額	91百万円	91百万円

■ 執行役の報酬額

(単位:百万円未満切捨)

地位	人数	基本報酬	業績報酬	非金銭報酬等 (株式報酬型ストック オプションによる報酬)	合計
代表執行役会長 岡田元也	1名	55百万円	27百万円	18百万円	101百万円
代表執行役社長 吉田昭夫	1名	61百万円	35百万円	23百万円	120百万円
執行役副社長	3名	116百万円	52百万円	41百万円	210百万円
執行役	11名	287百万円	96百万円	84百万円	468百万円
合計	16名	520百万円	212百万円	167百万円	901百万円

(注1) 執行役の株式報酬型ストックオプションによる報酬は、第100期の業績に基づき2025年4月11日開催の報酬委員会および取締役会により決定しました。なお、株式報酬型ストックオプションに関しては、2025年6月21日に新株予約権を割当てる予定であり、上記の支給額は、2025年2月末日の当社株式の東京証券取引所における終値に基づき算定しています。

(注2) 上記のほか、2024年2月29日をもって辞任した2名の執行役に対する基本報酬5百万円を支給しています。

(3) 企業結合の状況等

重要な子会社

会社名	資本金	議決権比率(注1)	主要な事業内容
(GMS事業)		%	
イオン北海道株式会社	6,100百万円	67.14	総合小売業
イオン九州株式会社	4,915百万円	74.92	総合小売業
株式会社サンデー	3,246百万円	76.94	ホームセンター
株式会社キャンドウ	3,028百万円	51.08	均一価格雑貨販売業
イオンリテール株式会社	100百万円	100.00	総合小売業

会社名	資本金	議決権比率(注1)	主要な事業内容
(SM事業)		%	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社	10,000百万円	52.93	スーパーマーケット事業の管理
マックスバリュ東海株式会社	2,267百万円	64.61	スーパーマーケット
株式会社フジ	22,000百万円	51.49	総合小売業
ミニストップ株式会社	7,491百万円	54.11	コンビニエンスストア
(ヘルス&ウエルネス事業)			
ウエルシアホールディングス株式会社	7,792百万円	50.60	ドラッグ事業の管理
(総合金融事業)			
イオンフィナンシャルサービス株式会社	45,698百万円	49.99	金融サービス業
AEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO.,LTD.	269百万香港ドル	70.42	金融サービス業
AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD	541百万マレーシアドル	63.32	金融サービス業
AEON THANA SINSAP (THAILAND) PCL.	250百万タイバーツ	63.12	金融サービス業
株式会社イオン銀行	51,250百万円	100.00	銀行業
(ディベロッパー事業)			
イオンモール株式会社	42,389百万円	58.83	ディベロッパー事業
(サービス・専門店事業)			
株式会社コックス	4,503百万円	71.53	カジュアルファッション専門店
株式会社ジーフット	3,764百万円	66.87	靴専門店
イオンディライト株式会社	3,238百万円	58.76	総合ファシリティ マネジメントサービス業
株式会社イオンファンタジー	1,824百万円	63.14	アミューズメント業
(国際事業)			
AEON CO. (M) BHD.	702百万マレーシアドル	52.03	総合小売業
AEON STORES (HONG KONG) CO., LTD.	115百万香港ドル	60.59	総合小売業

(注1) 議決権比率には、間接所有も含まれています。

(注2) 当期末において、特定完全子会社はありません。

(4) 当社の剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の株主還元政策は、中長期的な成長による企業価値向上と利益還元のバランスの最適化を図ることを重点施策と位置付け、連結業績を勘案した配当政策を行ってまいります。

1株当たり年間配当金につきましては、前年以上を維持しつつ、連結配当性向30%を目標として定め、更なる利益成長ならびに株主還元を努めていきます。

また、当社は株主の皆さまの利益還元の機会を充実させる目的で、剰余金の配当を年2回実施することとし、会社法第459条の規定に基づき取締役会の決議によって剰余金の期末配当を行うことができる旨を定めています。

【当期の剰余金の配当について】

当社は、1974年9月に株式を上場し、当期で上場50周年を迎えることができました。これもひとえに株主さまをはじめ各ステークホルダーの皆さまのご支援、ご厚情の賜物と心から感謝申し上げます。

つきましては、株主の皆さまの日頃のご支援にお応えするため、当期の剰余金の年間配当においては、1株当たり4円(中間2円、期末2円)の記念配当を実施させていただくことといたしました。これにより、当期の剰余金の期末配当は2025年4月11日開催の取締役会決議により、1株当たり20円(普通配当18円+記念配当2円)とさせていただきます、中間配当20円(普通配当18円+記念配当2円)と合わせた当期の年間配当金は1株当たり4円増配の40円となります。なお、期末配当金の支払開始日(効力発生日)は2025年5月1日(木)とさせていただきます。

■ 下記内容に関しては、ウェブサイトに掲載しているため、本招集ご通知には記載しておりません。詳細のご確認は、下記のウェブサイトよりご確認いただけます。

● ウェブサイトでご確認いただける事項

■ 事業報告

取締役会および各委員会の活動状況等、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン等、主要な事業内容、店舗数、資金調達および設備投資の状況、当社の会社役員に関する事項(会社役員の状況、社外取締役に関する事項、責任限定契約の概要、役員等賠償責任保険契約の概要、当社の取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等)、当社の会計監査人の状況、従業員の状況、当社の主要な借入先
当社の新株予約権等に関する事項、会社の体制および方針、会社の支配に関する基本方針

■ 連結計算書類・計算書類

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表
貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表

■ 監査報告

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告、会計監査人の監査報告、監査委員会の監査報告

● 当社ウェブサイト

<https://www.aeon.info/ir/>

(※ウェブサイト内の「株主総会」をクリックしてご確認ください。)

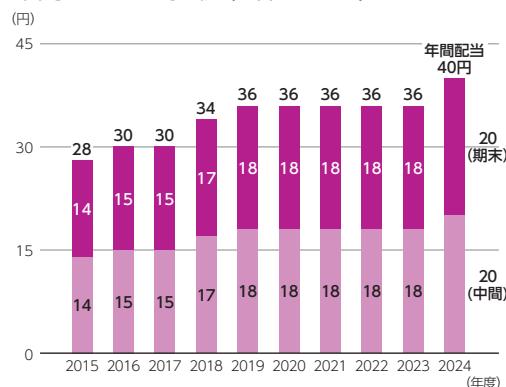


● 株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/8267/teiji/>



年間配当金の推移(1株当たり)



(注1) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てています。

(注2) 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれていません。

連結計算書類(要旨)

連結貸借対照表

(単位:百万円未満切捨)

	当期末 2025.2.28現在	前期末 2024.2.29現在
【資産の部】		
流動資産	8,693,526	8,044,917
(うち棚卸資産)	649,955	625,291
固定資産	5,139,792	4,895,951
有形固定資産	3,599,604	3,414,988
無形固定資産	416,147	375,251
投資その他の資産	1,124,039	1,105,712
資産合計	13,833,319	12,940,869
【負債の部】		
流動負債	8,443,663	7,772,914
固定負債	3,268,429	3,080,753
負債合計	11,712,092	10,853,667
【純資産の部】		
株主資本	927,734	913,399
資本金	220,007	220,007
資本剰余金	298,350	288,337
利益剰余金	422,664	425,596
自己株式	△13,288	△20,543
その他の包括利益累計額	121,495	140,720
新株予約権	1,321	1,155
非支配株主持分	1,070,674	1,031,925
純資産合計	2,121,226	2,087,201
負債及び純資産合計	13,833,319	12,940,869

連結損益計算書

(単位:百万円未満切捨)

	当期 2024.3.1~2025.2.28	前期 2023.3.1~2024.2.29
営業収益	10,134,877	9,553,557
売上高	8,829,564	8,337,277
総合金融事業における営業収益	467,023	424,722
その他の営業収益	838,289	791,557
営業原価	6,380,141	6,007,745
売上原価	6,313,968	5,953,919
総合金融事業における営業原価	66,173	53,826
営業総利益	3,754,736	3,545,811
販売費及び一般管理費	3,516,989	3,294,989
営業利益	237,747	250,822
営業外収益	39,634	34,427
営業外費用	53,158	47,769
経常利益	224,223	237,479
特別利益	35,798	20,717
特別損失	96,328	76,726
税金等調整前当期純利益	163,693	181,470
法人税、住民税及び事業税	102,159	87,175
法人税等調整額	△9,803	△10,568
当期純利益	71,337	104,863
非支配株主に帰属する当期純利益	42,553	60,171
親会社株主に帰属する当期純利益	28,783	44,692

■ 株主優待制度のご案内

ご優待1 イオン株主さまご優待カード

オーナーズカードは、イオン株式会社の株式を100株以上ご所有の株主さまの優待カードです。

毎日のお買物がおトク！ **3・4・5・7%の還元**

オーナーズカードをご提示いただき、現金、WAON、各種イオンマークのカードでのクレジット払い、イオン商品券、イオンギフトカードでお支払いいただきますと、対象となるお支払い金額合計に対して持株数に応じた還元率をかけた金額を半期毎にまとめて現金またはWAON POINTで還元します。また、毎月20日、30日のお客さま感謝デーではお会計時に5%割引特典があります。

オーナーズカードは、お会計の前にレジにてご提示ください。

※上記以外でのお支払いは、還元特典の対象にはなりません。

※新規登録の株主さまに、株主優待権利確定の約1ヶ月後に、オーナーズカード発行のご案内をお送りしています。

※ご返金引換証は、10月中旬、4月中旬頃の年2回お送りしています。

※イオン、ダイエー、マックスバリュ、イオンスーパーセンター、ザ・ビッグなどの店舗でご利用いただけます。ご利用いただける会社・利用方法等に関して詳しくは、当社ホームページにてご確認ください。 <https://www.aeon.info/company/yutai/>

OWNER'S CARD



ご優待2 長期保有株主優待制度

3年以上継続して当社株式を保有され、かつ毎年2月末日時点で1,000株以上所有の株主さまにイオンギフトカードを進呈させていただきます。

本年は2022年2月末日権利確定日以前より株式を保有している株主の皆さまに、5月下旬に進呈いたします。

▶ お持ちの株式数と進呈金額

2月末日時点 保有株式数	イオンギフトカード金額
1,000～1,999株	2,000円
2,000～2,999株	4,000円
3,000～4,999株	6,000円
5,000株以上	10,000円

※毎年2月末日時点で3年以上継続保有の方に、5月下旬頃に記載の基準でイオンギフトカードを発送いたします。
※3年以上継続保有の株主さまとは、2月末日および8月末日時点の株主名簿に、同一株主番号で、7回以上連続で記載された株主さまとします。

■ お知らせ

① 2025年1月20日ご注文分より、ネット専用スーパー「Green Beans」でオーナーズカード特典をご利用いただけるようになります。

Green Beansでご利用いただくiAEON ID(イオングループの共通ID)の会員情報にオーナーズカード情報をご登録ください。登録をされた2日後よりGreen Beansのお買物の商品購入金額(税抜)から3%OFFが自動適用されます。

② 2024年10月1日より、ビッグ・エーでオーナーズカード特典をご利用いただけるようになりました。

お会計の前にレジにてオーナーズカードをご提示いただくことで、持株数に応じたオーナーズカード還元特典の対象になります。

③ iAEONアプリにオーナーズカードを登録すると、お持ちのスマートフォンでご利用いただけます。

※事前にオーナーズカード情報のご登録が必要になります。ご登録いただけるのは株主ご本人さまのみです。ご利用の際は、必ずiAEONアプリの会員コードのスクリーンショットが必要で、※ご登録の際に必要な「登録コード」は半期に一度お送りするオーナーズカードご利用明細書でご確認ください。

★オーナーズカードのご利用方法について詳しくは、下記ウェブサイトよりご確認ください。
オーナーズカードご案内サイト <https://www.aeon.info/ir/stock/benefit/card/>



■ 当日のご出席に関する事前登録のお願い

会場でのご出席に比べ、ご自宅等から、当社指定のウェブサイトを通じてアクセスし、議決権行使やご質問等が可能なインターネット出席をご用意しています。当日のインターネットでのご出席は、事前登録が必要となります。また、会場でのご出席をご希望の株主さまは、事前登録へのご協力をお願いいたします。ご登録にあたって必要となるID・パスワードは本招集ご通知とあわせてお送りする書類「イオン株式会社 第100期定時株主総会 インターネット株主総会出席方法のお知らせ」に記載されています。また、注意事項等は、本招集ご通知とあわせてお送りする書類（「ご出席の事前登録 インターネット出席等のご活用のお願い」）をご確認ください。

1 会場でのご出席



- お土産のご用意の予定はございません。
- 会場準備の都合により、事前登録をお願いしております。当日、会場でのご出席をご希望の場合は、事前登録へのご協力のほどお願いします。
ご出席ご希望の株主さまは、下記ウェブサイトのご案内に沿ってお申込みください。詳しくは本招集ご通知とあわせてお送りする書類をご確認ください。
- 当日は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書と本通知をご持参のうえご来場ください。

登録の受付期限 **2025年5月14日(水曜日)午後6時まで**

ウェブサイト：<https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>



2 インターネット出席



当社指定のウェブサイトを通じ、当日、インターネットによるライブ中継をご視聴いただきながら、議決権行使、ご質問等を行えます。インターネットでご出席いただく通信環境を整えるため、事前登録制としています。**ご出席をご希望の場合は、必ず下記のウェブサイトよりご登録ください。**ご登録いただき当日インターネット出席されますと、株主総会会場へお越しいただく場合と同様に、会社法上、株主総会に「出席」したもものとして取り扱われます。ご出席をご希望の株主さまは必ず、受付期限までにご登録をお願いします。

登録の受付期限 **2025年5月14日(水曜日)午後6時まで**

ウェブサイト：<https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>



当日、ご出席をご希望の場合は、「事前登録」をお願いします。

今後の状況により株主総会の開催・運営について変更が生じる場合がございます。その場合には、上記ウェブサイトでお知らせします。内容を随時更新いたしますのでご出席いただく株主さまは、当日ご出席前に必ずご確認いただきますようお願いいたします。

株主総会会場のご案内

【場 所】 千葉市美浜区中瀬2丁目1番地 幕張メッセ 国際展示場 展示ホール5

【交 通】 J R 京葉線「海浜幕張駅」南口より徒歩約10分

J R 総武線・京成線「幕張本郷駅」から「幕張メッセ中央」行きバスで約17分



NAVITIME
 出発地から株主総会会場まで
 スマートフォンがご案内します。
 スマートフォンで
 QRコードを読み取りください。

- 株主総会当日(5/28)は、会場での展示やイオンモール幕張新都心でのイベントを予定しております。お時間に余裕をもってご来場いただければ幸いです。

- 当日でご出席いただいた際にサポートが必要な株主さまは、会場スタッフへお声がけください。

幕張メッセのバリアフリー情報

<https://www.m-messe.co.jp/barrierfree/>

The inset map shows the location of the shareholder meeting venue, '幕張メッセ (株主総会会場)', relative to the 'JR海浜幕張駅' and 'JR幕張豊砂駅'. It also shows the 'AEON MALL イオンモール幕張新都心' and 'イオンモール幕張新都心 "エキマエモール (EKIMAEモール)"'. A callout box indicates that the venue is a 10-minute walk from JR Kashiwa Sands Station.

イオンモール幕張新都心“エキマエモール(EKIMAEモール)”は幕張豊砂駅前にあります。“エキマエモール”は朝10時からの営業となります。

イオンモールは幕張豊砂駅すぐ

※幕張豊砂駅から幕張メッセまでは徒歩で約30分です。

※お帰りの際は、是非、イオンモール幕張新都心にお立ち寄りください。“エキマエモール(EKIMAEモール)”はJR京葉線の幕張豊砂駅前にあります。

皆さまの議決権行使が、豊かな森づくりにつながります。



議決権行使は株主の皆さまが当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。ご行使いただくことで株主さまのご意思を反映させることができます。株主総会へご出席いただけない場合は、郵送またはスマートフォン等でご行使いただけます。当社ではCO₂の削減につながり、即時に議決権の行使が反映されるスマートフォン等での電磁的行使をおすすめしています。また「スマート行使」により削減される郵送費用の一部を植樹活動にお役立てさせていただいており、昨年は1,026万円の寄付を行いました。議決権を行使いただいた株主の皆さまに素敵な企画をご用意していますので、是非ともご行使いただきますようお願い申し上げます。

更に

素敵な特典！

★ 3,000円分の商品券を500名様にプレゼント！

「スマート行使」での議決権行使の後にアンケートにご協力いただいた方の中から抽選でプレゼントします。

★ 株主さまご優待パスポートを進呈！

議決権行使をされたすべての株主さまに総合スーパーのイオン、イオンスタイル等で一日限りお好きな日にご利用いただけるパスポートを進呈します。6月下旬に発送の予定です。

■ 議決権行使のお願い(スマートフォンで簡単にご行使いただけます)

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

[簡単!] 議決権行使コード・パスワードの入力が不要で議決権を行使できます。

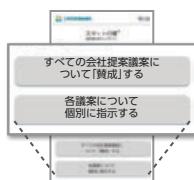
※操作画面はイメージです。

ステップ1



議決権行使書用紙の右下の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

ステップ2



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

ステップ3



画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。また、「議案詳細」から議案が参照できます。

ステップ4



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ご注意事項

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。



木を植えています

私たちはイオンです



この印刷物は、FSC® 認証紙を使用し、環境に優しい植物油インキを使って印刷しています。ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

株主の皆さまへ

第100期定時株主総会資料 (書面交付請求に伴う交付書面)

「第100期 定時株主総会招集ご通知」と本紙を合わせ、
法令および当社定款の規定に基づく書面交付請求に
伴う交付書面としております。

2025年4月30日

目次

■事業報告

- コーポレート・ガバナンス 1頁
(取締役会および各委員会の活動状況等)
- 環境・社会への取り組み 3頁
(ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン推進、人的資本への投資)
- 主要な事業内容、店舗数、資金調達および設備投資の状況 4頁
- 当社の会社役員に関する事項 5頁
(会社役員の状況、社外取締役に関する事項、責任限定契約の概要、役員等賠償責任保険契約の概要、当社の取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針、役員報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動内容)
- 当社の会計監査人の状況 12頁
- 従業員の状況、当社の主要な借入先 13頁

■連結計算書類

- 連結貸借対照表 14頁
- 連結損益計算書 15頁

■計算書類

- 貸借対照表 16頁
- 損益計算書 17頁

■監査報告

- 会計監査人の連結計算書類に係る監査報告 18頁
- 会計監査人の監査報告 20頁
- 監査委員会の監査報告 22頁

■ご参考

- 本株主総会終了後の各委員会委員および執行役 24頁
- 株主メモ 25頁

■事業報告 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

●企業集団の事業の概要

コーポレート・ガバナンス

【コーポレート・ガバナンス改革の歩み】

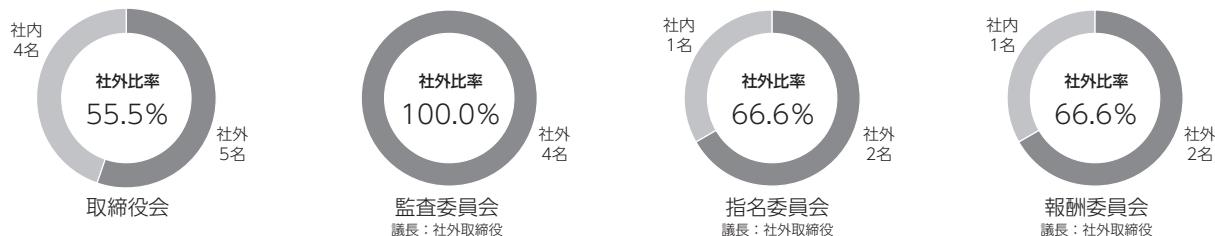
当社は、企業価値を継続的に高める基盤づくりとして、「コーポレート・ガバナンス」の改革に継続的に取り組んでいます。2003年には、取締役会の経営の監督機能と業務執行機能を分離する「委員会等設置会社（現：指名委員会等設置会社）」に移行しました。また、当社では取締役の過半数を社外取締役とし、「指名」「報酬」「監査」の各委員会の議長をすべて社外取締役とすることで、経営の透明性と公平性を一層高めています。2016年にはグループの企業経営と企業統治に関する基本姿勢などを示した「コーポレートガバナンス基本方針」、2023年には「イオングループ未来ビジョン」を制定し、企業活動の指針としています。今後も、最適な企業統治体制を目指して改革してまいります。

◆コーポレート・ガバナンス ハイライト

	2000年	2001年～	2003年～	2007年	2008年	2009年～	2013年～	2016年～	2018年	2019年	2020年～	2022年	2023年	2024年～
商号	ジャスコ(株)	イオン(株) (2001年8月～)												
会社形態	事業持株会社				純粋持株会社 (2008年8月～)									
企業統治の体制	取締役会設置会社		指名委員会等設置会社 (2003年5月～)											
各委員会	-		指名委員会 (議長:社外取締役)											
	-		報酬委員会 (議長:社外取締役)											
	-		監査委員会 (議長:社外取締役)											
取締役	23名		8名	7名	7名	9名				8名	7名		9名	
(内:社外取締役)	-		※注	4名 (半数)	3名	3名	5名 (過半数)				4名 (過半数)		5名 (過半数)	
(内:女性)							1名				2名		3名	
(内:外国人)									1名		2名		3名	
取締役会の運営等									取締役会の実効性評価					
									社外取締役ミーティング					
理念・方針	イオンの基本理念 (1989年～)													
									コーポレートガバナンス基本方針制定					
									イオングループ未来ビジョン制定 →					

※注:社外取締役は、2003年の商法改正に伴い導入された制度です。当社では、それ以前より外部から役員を招聘しています。

取締役会&3委員会の構成



※社外取締役5名全員は、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ています。

【各機関の主な役割と開催状況】

	開催状況	主な役割
取締役会	年7回	<ul style="list-style-type: none"> 取締役および執行役の職務遂行の監督 会社法第416条に定められる取締役会で決定しなければならない事項および執行役に委任することができない事項の決定
監査委員会	年8回	<ul style="list-style-type: none"> 取締役および執行役の職務執行の監査 株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・再任しないことに関する議案内容の決定
指名委員会	年3回	<ul style="list-style-type: none"> 株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案内容の決定
報酬委員会	年3回	<ul style="list-style-type: none"> 取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定

※上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。
 ※上記の取締役会、各委員会での活動のほか、社外取締役ミーティング、政策審議ミーティングの開催に加え海外の事業所の視察等を行っています。

【取締役会の活動状況】

当事業年度は取締役会を7回開催し、各取締役の出席率は100%です。取締役会では、会社法などに定められた決議や報告事項に加え、当社の持続的な成長と企業価値の向上を目指し、長期的な視点から経営に関する重要事項について活発に議論を行いました。2024年度はグループ事業ポートフォリオ改革における具体的な対応策や、リスクおよびコンプライアンス問題について深く議論しました。

また、取締役会を補完する関連会議を通じて、中期経営計画の主要政策に関する重要な議論を行いました。これらは、事前説明会や月次レポートなどを通じた幅広い情報共有及び進捗状況のフォローアップが効果的に機能し、取締役会での充実した議論につながっています。

さらに、社外取締役による国内・外のグループ事業の視察機会を充実させ、既成概念に縛られない多様な視点を取り入れ、中長期的な観点から取締役会の議論に反映させています。2025年度は、新たな中期経営

計画につなげる最終年度であるため、2024年度の議論をさらに深化させるとともに、取締役会の実効性を一層向上させてまいります。

【監査委員会の活動状況】

当事業年度は監査委員会を8回開催し、各委員の出席率は100%です。監査委員会における主な決議事項は、年度の監査方針、監査報告書の作成、会計監査人の再任、会計監査人の報酬の同意等です。更に、会計監査人の監査計画・四半期レビュー報告、経営監査室の監査報告、執行部門によるリスクマネジメントの取り組み、内部通報制度の運用状況、お客さまの声への対応状況、財務・経理の状況等について報告を受け、執行役の職務執行の状況と内部統制のシステムに関する理解を深めるための対話を行っております。加えて、会計監査人の独立性を確保するため、非保証業務提供に関し、IESBA(国際会計士倫理基準審議会)の基準に従い、会計監査人等の非保証業務提供に関する事前了解の基本方針に則り、適切に運用されていることを確認しています。

【指名委員会の活動状況】

当事業年度は指名委員会を3回開催し、新任取締役候補者の選任、株主総会に提出する取締役選任議案について審議、決定を行いました。また、取締役の適正人数や構成、サクセッションについて議論を行いました。

【報酬委員会の活動状況】

当事業年度は報酬委員会を3回開催し、2024年度業績報酬支給額および株式報酬型ストックオプション発行数の審議・決定、2025年度の実績報酬および執行役の報酬の審議・決定、グループ役員報酬ガイドラインの改定について審議を行いました。

環境・社会への取り組み

【ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン推進】グループの更なる成長と拡大を目指して

イオンは、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン(DE&I)の推進を社会的課題への対応だけでなく経営戦略のひとつと捉え、いっそう多様な人材の活躍実現にむけ、2024年3月DE&I推進室へと組織改編致しました。ダイバーシティが生み出す従業員とその家族、お客さま、会社の3者の満足の実現を目指す活動を“ダイ満足”と名づけ、グループ全体で様々な活動に取り組んでいます。経営戦略としてのDE&Iについて学ぶ機会として、経営層、管理職層、一般従業員の3層に研修を実施し、合計5,257名が参加しました。女性活躍推進の強化として、グループ労使で取り組む女性のパイプライン拡大を目指したキャリアプログラム(管理職候補、部長候補育成)を新たに開始。合計198名が受講し、視野/視座の向上、意識変化、行動変容の機会となっています。LGBTQ+の取り組みでは、東京レインボープライドにグループで初出展を

し、LGBTQ+フレンドリーな買い物環境作り等を紹介しました。年1回開催のグループ各社の好事例を共有する“ダイ満足”アワードは、新たに海外事業会社部門を審査対象とし、29社33の取り組みが報告されました。若手社員をチームで育成する仕組み作りや時間給社員店長活躍、女性管理職登用を目指した施策など、各社ごと自社に適した取り組みで、多様性が生み出す価値創造の実現に貢献しています。なかでも障がい者雇用、活躍推進の取り組みがさらに進み、障がい者雇用率は、3.05%となりました。

【人的資本への投資】

イオンは、従業員の一人ひとりの成長を信じ、それぞれが自律的に成長する集団を目指しています。成長戦略の実現に向けた人材の育成、登用、採用の強化を図っており、DXが進展するなか、デジタル人材の育成に関しては、2025年までの目標を2,000名と定め、社内育成と外部採用により人材確保に努めています。また、小売業では限定的な時間のなかで働く方が活躍するチャンスが大きく、こうした人材が柔軟に働くための環境整備にも力を注いでおり、従業員の8割を占める約40万人のパートタイマーの賃金を2年連続で7%引き上げる方針を発表しました。革新しつづける企業集団として、人的資本への投資と生産性向上への取り組みの両輪で持続可能な成長を目指してまいります。

●企業集団および当社の概況(2025年2月28日現在)

(1) 主要な事業内容

当社グループは、当社(純粋持株会社)のもと、306社の連結子会社、26社の持分法適用関連会社により構成され、小売事業を中心として、総合金融、ディベロッパ、サービス等の各事業を複合的に展開しています。

(2) 店舗数

① 本社

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

② 業態別店舗・施設数

業 態	店舗数	業 態	店舗数	業 態	店舗数
モール型SC	307	ホームセンター	119	金融	421
総合スーパー	616	コンビニエンスストア	2,023	サービス	2,111
スーパーマーケット	2,339	専門店	3,179	合 計	17,927
スーパーセンター	25	ドラッグストア	3,312		
ディスカウントストア	596	その他物販	2,879		

(3) 資金調達および設備投資の状況

企業集団の設備投資は、成長を続けるディベロッパー事業を中心に、成長領域であるアジアでの新店投資や国内の既存店改装を実施したほか、人時生産性向上に向けた店舗デジタル化やネットスーパー・Eコマース等のデジタル分野への投資を実施しました。これら店舗およびデジタル等の設備投資総額は4,659億円であり、これらの資金は、自己資金および借入金により充当しました。

(4) 当社の会社役員に関する事項

① 会社役員の状況

取締役

氏名	担当	重要な兼職の状況
岡田元也	取締役 会議長 指名委員 報酬委員	
吉田昭夫		
羽生有希		
土谷美津子		
塚本隆史	指名委員会 会議長 報酬委員会 会議長 監査委員	株式会社みずほフィナンシャルグループ 特別顧問 朝日生命保険相互会社 社外取締役 株式会社インターネットイニシアティブ 社外取締役 古河電気工業株式会社 社外取締役
ピーター チャイルド	指名委員 報酬委員	
キャリー ユー	監査委員	PwC香港 シニアアドバイザー
林 眞 琴	監査委員会 会議長	森・濱田松本法律事務所 客員弁護士 三井物産株式会社 社外監査役 東海旅客鉄道株式会社 社外監査役 株式会社SBI新生銀行 社外取締役
リチャール コラス	監査委員	

(注) 岡田元也、吉田昭夫、羽生有希、土谷美津子の各氏は取締役と執行役を兼務しています。担当および重要な兼職の状況に関しては、執行役の欄に記載しています。

執行役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表執行役会長	岡 田 元 也	イオンモール株式会社 取締役相談役 イオンリテール株式会社 取締役相談役 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社 取締役相談役 ウエルシアホールディングス株式会社 取締役 株式会社クスリのアオキホールディングス 社外取締役
代表執行役社長	吉 田 昭 夫	株式会社キャンドウ 取締役
執行役副社長	羽 生 有 希	デジタル担当
執行役副社長	土 谷 美 津 子	商品担当 株式会社やまや 社外取締役
執行役副社長	渡 邊 廣 之	人事・生活圏推進担当 兼 リスクマネジメント管掌 イオンフィナンシャルサービス株式会社 取締役 イオンディライト株式会社 取締役
執 行 役	井 出 武 美	GMS担当 イオンリテール株式会社 代表取締役社長 イオン北海道株式会社 取締役 イオン九州株式会社 取締役
執 行 役	神 尾 啓 治	SM担当 マックスバリュ東海株式会社 取締役会長 ミニストップ株式会社 取締役 株式会社フジ 取締役
執 行 役	大 池 学	DS担当
執 行 役	四 方 基 之	戦略担当
執 行 役	尾 島 司	事業推進・ブランディング担当 イオンフィナンシャルサービス株式会社 取締役
執 行 役	江 川 敬 明	財務・経営管理担当 AEON CO. (M) BHD. 取締役 イオンリテール株式会社 監査役
執 行 役	手 塚 大 輔	物流担当
執 行 役	後 藤 俊 哉	中国担当

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
執 行 役	古 澤 康 之	ベトナム担当
執 行 役	岡 田 尚 也	マレーシア担当 AEON CO. (M) BHD. 取締役社長

(注1) 取締役 塚本隆史、ピーター チャイルド、キャリー ユー、林眞琴、リシャール コラスの各氏は、会社法に規定する社外取締役です。なお、当社は、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ています。

(注2) 当社は、監査委員会の独立性を最大限に保ち、透明性の高い監査を行うため、監査委員全員を独立社外取締役(非常勤)としています。また、業務執行部門から独立した経営監査室を設置し、重要会議への出席や執行役等からのヒアリングによる情報収集を行うほか、グループ経営に関する内部監査および会計監査人と連携して、監査委員会の職務の補助をすることで監査の実効性を確保しています。

(注3) 当期中の異動

2024年3月1日 井出武美、岡田尚也の両氏は、新たに執行役に選任され就任しました。

2024年4月17日 松本忠久氏は、執行役を辞任しました。

2024年5月29日 土谷美津子、リシャール コラスの両氏は、新たに取締役に選任され就任しました。

(注4) 2024年5月29日をもって、岡崎双一氏は、執行役を退任しました。

(注5) 2025年3月1日付で、次のとおり執行役の組織改革をしました。

地 位	氏 名	担 当
代 表 執 行 役 会 長	岡 田 元 也	
代 表 執 行 役 社 長	吉 田 昭 夫	
執 行 役 副 社 長	羽 生 有 希	中国担当
執 行 役 副 社 長	土 谷 美 津 子	商品・物流担当
執 行 役 副 社 長	ジ ェ リ ー ブ ラ ッ ク	デジタル担当
執 行 役 副 社 長	渡 邊 廣 之	人事・生活圏推進担当 兼 リスクマネジメント管掌
執 行 役	井 出 武 美	SM担当
執 行 役	古 澤 康 之	GMS担当
執 行 役	大 池 学	DS担当
執 行 役	四 方 基 之	事業構造改革担当
執 行 役	尾 島 司	事業推進・ブランディング担当
執 行 役	江 川 敬 明	財務・経営管理担当
執 行 役	岡 田 尚 也	マレーシア担当
執 行 役	手 塚 大 輔	ベトナム担当
執 行 役	後 藤 俊 哉	中国本社社長

(注6) 2025年4月11日付で、太田卓也氏が新たに執行役に選任され、就任しました。

② 社外取締役に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・塚本隆史氏は、特別顧問を兼職するみずほフィナンシャルグループのみずほ銀行で、取締役頭取などを歴任してこられました。2013年の同行退任後10年以上経過しており、現在は同行の業務執行に携わっておりません。また、同行は、当社の複数ある主な借入先のひとつではありますが、当社の意思決定に著しい影響を与える取引先ではありません。なお直近事業年度末時点における当社の同行からの借入額は、連結総資産の2%未満であります。
- ・ピーター チャイルド氏は、マッキンゼー・アンド・カンパニーの各支社でシニアパートナー等を歴任してこられ、当社は、同社と取引がありますが、当社からの同社への支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。
- ・キャリー ユー氏は、プライスウォーターハウスクーパース(略称PwC)香港のシニアアドバイザーを務めており、当社は、PwCの複数のメンバーファームと取引がありますが、当社からのPwCへの支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。
- ・林眞琴氏が、客員弁護士として所属する森・濱田松本法律事務所と当社の間には、取引がありますが、当社から同事務所への支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。

ロ. 当該事業年度における取締役会および各委員会への出席状況(出席回数/開催回数)

	取締役会	監査委員会	指名委員会	報酬委員会
塚本隆史	7/7	8/8	3/3	3/3
ピーターチャイルド	7/7	-	3/3	3/3
キャリーユー	7/7	8/8	-	-
林眞琴	7/7	8/8	-	-
リチャールコラス	6/6	5/5	-	-

ハ. 当該事業年度における主な活動の状況

<取締役会における発言および期待される役割に関して行った業務の概要等>

- ・塚本隆史氏は、大手金融機関の経営者としての豊富な経験と高い見識のもとに、経営全般の透明性と健全性の維持向上およびコーポレート・ガバナンスの向上について、積極的に発言を行っており、客観的・専門的な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。また、指名委員会議長として、株主総会に提案する取締役の選任等に関する議案の内容についての必要な審議を主導しました。加えて報酬委員会議長として、個人別の報酬等についての審議を主導しました。
- ・ピーターチャイルド氏は、大手コンサルティング会社において、消費財および小売グループのリーダーを務めるなど、リテール分野に関する専門的な知見を有しており、グローバル経営の推進等について積極的に発言を行うなど、客観的・専門的な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。

- ・キャリー ユー氏は、英国、香港、カナダの会計士協会に所属し、大手コンサルティング会社において、アジア太平洋地域の小売および消費者グループのリーダーを務めるなど、会計およびリテール分野に関して、国際的かつ専門的な知見を有しており、内部統制システムの監視ならびに財務諸表の監査を行うとともに、コーポレート・ガバナンスの向上について積極的に発言を行うなど客観的・専門的な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。
- ・林眞琴氏は、法律・コンプライアンスに関する豊富な経験・見識のもとに、リスク管理・法令遵守などコンプライアンス経営の推進等について積極的に発言を行っており、客観的・専門的な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。また、監査委員会議長として、内部統制システムの監視ならびに財務諸表の監査等、委員会としての決定に向け議案審議を主導しました。
- ・リシャル コラス氏は、欧州・アジアにおいてグローバル企業の事業責任者および日本法人社長を務めるなど、リテール分野におけるグローバル経営に関する専門的な知見を有しており、グローバル経営の推進等について積極的に発言を行うなど、客観的・専門的な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。

③ 責任限定契約の概要

当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役の各氏と、会社法第423条第1項の責任につき、社外取締役の各氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対して賠償すべき額は、金1,500万円または法令の定める額のいずれか高い金額を限度とし、この限度を超える社外取締役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しています。

④ 役員等賠償責任保険契約の概要

イ. 被保険者の範囲

当社の取締役、執行役および一部の国内子会社の取締役、監査役、執行役員等

ロ. 保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることとなります。

ただし、当該保険契約では免責額を設け当該免責額までの損害は補填の対象としておりません。なお、保険料は全額会社負担としています。

⑤ 当社の取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

当社の役員の報酬は社外取締役が議長かつ、過半数を占める報酬委員会にて報酬制度の基本方針および報酬内容を決定することとし、客観的かつ透明性の高いものとなっています。

イ. 報酬ポリシー

- 当社の役員は、基本理念のもと、絶えず革新し続け果敢に挑戦し、当社グループの持続的な成長に貢献する。
- 当社の役員は、役員の果たすべき役割と、経営目標の達成度合いに応じた報酬を得る。

【報酬制度の基本方針】

- i お客さま、従業員、株主さまに理解され支持される公正感が高く透明性のある適切な基準で決定する。
- ii 当社グループの中長期の経営戦略および業績と連動し、経営戦略遂行を強く動機付けできる制度とする。
- iii 当社グループの経営を担う人材の確保・維持につながる報酬水準とする。
- iv 経済・社会情勢、当社グループの経営環境・業績を踏まえて報酬体系・水準を適時適切に見直すものとする。

ロ. 取締役報酬

- i 取締役には、基本報酬を支給する。
- ii 業務の執行を兼務する取締役には、取締役としての報酬は支給しない。

ハ. 執行役報酬

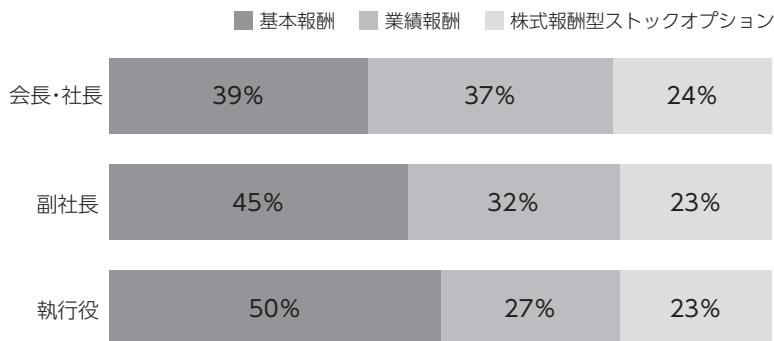
- i 基本報酬
役位別に設定した基準金額内で、個別評価に基づき定める。
- ii 業績報酬
総現金報酬(基本報酬+業績報酬)に占める執行役業績報酬のウエイトは、30%から50%程度とする。
- iii 株式報酬型ストックオプション
株価や業績と報酬との連動性を高め、継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的に、業績を反映させた株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てる。新株予約権の割り当て数については、役位別基準数に基づき決定する。
- iv 業績連動報酬の報酬構成
業績報酬および株式報酬型ストックオプションは、全社業績報酬と個人別業績報酬による構成とする。ただし、会長・社長は全社業績と中期経営計画の進捗により評価する。
 - a. 全社業績報酬
役位別基準金額・割当数に対して、連結業績の達成率に基づく係数により算出し、業績を総合的に勘案し決定する。
 - b. 個人別業績報酬
役位別基準金額・割当数に対して、中期経営計画に連動した目標達成度による個人別評価に基づく係数により決定する。

V 業績連動報酬に係る指標・実績

業績報酬および株式報酬型ストックオプションの支給に係る指標は、事業全体の成長を表す連結営業収益と、総合的な収益力を表すものとして、連結経常利益の達成水準を主な指標とする。業績連動報酬の支給率は、期首に設定した目標達成時に基準金額の100%を支給するものとして、当該年度の業績および個人別評価に基づき0%から200%の範囲で変動させる。

なお当期の実績は、連結営業収益10兆1,348億円および連結経常利益2,242億円に基づいて、報酬委員会にて審議・決定いたしました。

執行役報酬構成



※ 予算達成率100%の際の報酬ウエイトになります。

執行役支給基準

項目	支給方法	支給基準			
基本報酬	毎月	役位別に設定した報酬テーブルに基づき決定			
業績報酬	年1回	会長・社長			
		内容			ウエイト
		定量評価	年度財務指標	営業収益	30%
				経常利益	40%
		定性評価	中期経営計画	中計進捗評価	30%
株式報酬	年1回	副社長・執行役			
		内容			ウエイト
		定量評価	年度財務指標	営業収益	20%
				経常利益	30%
定性評価	中期連動目標	目標達成度評価	50%		

⑥ 役員報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動内容

当社は指名委員会等設置会社であるため、社外取締役が議長かつ、過半数を占める報酬委員会で定めた報酬制度の基本方針および算定方法に基づき、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容について審議・決定しており、その手続きおよび内容は、決定方針に沿うものであると判断しています。決定した取締役・執行役の報酬については、客観性・透明性担保の観点から、報酬委員会より、取締役会に報告しています。

当該事業年度の役員報酬額決定における、報酬委員会の活動状況は以下のとおりです。

2024年 4月10日	2023年度 執行役業績報酬支給額の審議・決議 2023年度 株式報酬型ストックオプション発行の審議・決議 2024年度 執行役の個人別基本報酬・業績報酬規定額の審議・決議 グループ役員報酬ガイドラインについて審議・決議
2024年 5月29日	2024年度 社外取締役の基本報酬の審議・決議 2024年度 株式報酬型ストックオプション付与数の審議・決議
2025年 2月13日	2025年度 執行役報酬について審議
2025年 4月11日	2024年度 執行役業績報酬支給額の審議・決議 2024年度 株式報酬型ストックオプション発行の審議・決議 2025年度 執行役の個人別基本報酬・業績報酬規定額の審議・決議

(5) 当社の会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

なお、海外の連結子会社の計算書類の監査は、他の監査法人が行っています。

② 報酬等の額

i 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	156百万円
ii 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	2,610百万円

(注1) 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分していませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

(注2) 当社および当社の子会社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、J-SOXに係るコンサルティング業務等の対価を支払っています。

(注3) 当社の重要な子会社のうちAEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO.,LTD.ほか4社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(注4) 当社監査委員会は、会計監査人からその人員体制、監査計画、監査の実施状況、監査の品質管理状況等についてヒアリングをしたほか、監査チームの独立性・専門性やその職務遂行状況について関係部署から意見聴取をするなど、監査時間および監査報酬額の見積りの妥当性について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意をしています。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法等の法令に違反・抵触し、または、会計監査人への信頼を失わせる重大事由が発生したと認められる場合。

(6) 従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)(注1)	時間給制従業員数(名)(注2)
GMS事業	34,898	106,090
SM事業	26,906	91,165
DS事業	1,848	9,284
ヘルス&ウエルネス事業	16,764	27,522
総合金融事業	15,547	4,997
ディベロッパー事業	4,314	1,921
サービス・専門店事業	32,341	21,728
国際事業	30,416	6,510
その他事業	1,950	548
純粋持株会社等	3,017	3,221
合計	168,001	272,986

(注1)従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員です。

(注2)時間給制従業員数は、期中平均人員(ただし、1日勤務時間8時間換算による)です。なお時間給制従業員の実人数は、約448千名になります。従って企業集団の実人数の合計は、約616千名となります。

(7) 当社の主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	92,000
株式会社三井住友銀行	64,000
農林中央金庫	49,400
株式会社日本政策投資銀行	43,500
株式会社三菱UFJ銀行	38,000
三井住友信託銀行株式会社	19,000
株式会社千葉銀行	17,500

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てています。

■連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年2月28日現在)

(単位:百万円未満切捨)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	8,693,526
現金及び預金	1,258,383
コールローン	1,514
受取手形及び売掛金	1,856,384
有価証券	874,398
棚卸資産	649,955
営業貸付金	595,895
銀行業における貸出金	3,022,476
その他	569,237
貸倒引当金	△134,719
固定資産	5,139,792
(有形固定資産)	(3,599,604)
建物及び構築物	1,760,663
工具、器具及び備品	278,436
土地	1,090,370
リース資産	99,698
建設仮勘定	72,807
その他	297,628
(無形固定資産)	(416,147)
のれん	154,413
ソフトウェア	193,303
リース資産	26,021
その他	42,410
(投資その他の資産)	(1,124,039)
投資有価証券	326,209
退職給付に係る資産	70,242
繰延税金資産	164,381
差入保証金	368,322
店舗賃借仮勘定	4,609
その他	195,097
貸倒引当金	△4,822
資産合計	13,833,319

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	8,443,663
支払手形及び買掛金	1,082,565
銀行業における預金	5,196,949
短期借入金	427,829
1年内返済予定の長期借入金	395,332
1年内償還予定の社債	189,310
コマース・ペーパー	9,344
リース債務	75,635
未払法人税等	62,790
契約負債	217,954
賞与引当金	41,941
店舗閉鎖損失引当金	12,432
ポイント引当金	8,362
設備関係支払手形	57,227
その他	665,986
固定負債	3,268,429
社債	937,626
長期借入金	1,479,593
リース債務	317,999
繰延税金負債	23,586
役員退職慰労引当金	266
店舗閉鎖損失引当金	10,918
偶発損失引当金	152
利息返還損失引当金	1,172
退職給付に係る負債	17,279
資産除却負債	130,080
長期預り保証金	269,985
保険契約準備金	42,753
その他	37,015
負債合計	11,712,092
(純資産の部)	
株主資本	927,734
資本金	220,007
資本剰余金	298,350
利益剰余金	422,664
自己株	△13,288
その他の包括利益累計額	121,495
その他有価証券評価差額金	7,199
繰延ヘッジ損益	788
為替換算調整勘定	98,415
退職給付に係る調整累計額	15,091
新株予約権	1,321
非支配株主持分	1,070,674
純資産合計	2,121,226
負債純資産合計	13,833,319

連結損益計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位:百万円未満切捨)

科 目	金 額	
売上高		8,829,564
総合金融事業における営業収益		467,023
その他の営業収益		838,289
営業収益合計		10,134,877
売上原価		6,313,968
総合金融事業における営業原価		66,173
営業原価合計		6,380,141
営業総利益		2,515,596
販売費及び一般管理費		3,754,736
営業利益		3,516,989
営業外収益		237,747
受取利息	5,759	
受取配当金	5,936	
持分法による投資利益	6,338	
テナント退店違約金受入	2,128	
貸倒引当金戻入	300	
その他	19,169	39,634
営業外費用		
支払利息	43,122	
その他	10,035	53,158
経常利益		224,223
特別利益		
固定資産売却益	6,334	
投資有価証券売却益	24,480	
その他	4,984	35,798
特別損失		
減損損失	61,244	
店舗閉鎖損失引当金繰入	13,069	
固定資産除却損	3,261	
店舗閉鎖損	2,012	
関係会社株式売却損	2,091	
貸倒関係連費用	9,945	
その他	4,703	96,328
税金等調整前当期純利益		163,693
法人税、住民税及び事業税	102,159	
法人税等調整額	△9,803	92,356
当期純利益		71,337
非支配株主に帰属する当期純利益		42,553
親会社株主に帰属する当期純利益		28,783

■計算書類

貸借対照表(2025年2月28日現在)

(単位:百万円未満切捨)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	450,174
現金及び預金	26,451
関係会社短期貸付金	363,910
未収収益	18,440
未収入金	6,736
その他	34,636
固定資産	1,430,323
(有形固定資産)	
建物	10,673
構築物	85
工具、器具及び備品	351
土地	3,984
(無形固定資産)	
商標権	452
その他	1,042
(投資その他の資産)	
投資有価証券	215,487
関係会社株式	1,116,478
関係会社出資金	78,360
繰延税金資産	24,667
その他	2,229
貸倒引当金	△61
投資等損失引当金	△23,428
資産合計	1,880,497

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	367,136
短期借入金	60,000
1年内返済予定の長期借入金	29,750
1年内償還予定の社債	25,000
未払金	8,745
未払費用	3,721
未払法人税等	14,547
未払消費税等	992
預り金	171,203
賞与引当金	301
その他	52,874
固定負債	877,484
社債	320,000
長期借入金	436,500
投資等損失引当金	120,788
その他	196
負債合計	1,244,621
(純資産の部)	
株主資本	615,444
資本金	220,007
資本剰余金	327,295
資本準備金	316,894
その他資本剰余金	10,400
利益剰余金	81,411
利益準備金	11,770
その他利益剰余金	69,641
固定資産圧縮積立金	3,581
別途積立金	15,500
繰越利益剰余金	50,559
自己株式	△13,270
評価・換算差額等	19,843
その他有価証券評価差額金	18,939
繰延ヘッジ損益	903
新株予約権	588
純資産合計	635,876
負債純資産合計	1,880,497

損益計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位:百万円未満切捨)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
関係会社受取配当金	40,974	
関係会社受入手数料	31,229	
その他	946	73,150
営 業 総 利 益		73,150
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		26,109
営 業 利 益		47,040
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	11,316	
投資事業組合運用益	2,868	
その他	112	14,297
営 業 外 費 用		
支払利息	12,186	
投資等損失引当金繰入額	14,909	
その他	2,508	29,604
経 常 利 益		31,733
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	24,114	
関係会社株式売却益	3,315	27,430
特 別 損 失		
投資等損失引当金繰入額	5,388	
関係会社支援損	1,170	
関係会社株式評価損	0	6,558
税 引 前 当 期 純 利 益		52,605
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	14,898	
法 人 税 等 調 整 額	△2,514	12,384
当 期 純 利 益		40,221

■ 監査報告

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月10日

イオン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山田 政之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 淡島 國和
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 辻 伸介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イオン株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イオン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月10日

イオン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 政之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 淡島 國和

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻 伸介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イオン株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第100期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び執行役並びに主要な使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、当社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びこれらの附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役及び執行役の職務の執行に関しては、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載並びに取締役及び執行役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の取組みは、当該基本方針及び株主の共同の利益に沿うものであり、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月11日

イオン株式会社 監査委員会

監 査 委 員 林 眞 琴

監 査 委 員 塚 本 隆 史

監 査 委 員 キャリー ユー

監 査 委 員 リシャール コラス

(注) 監査委員 林眞琴、塚本隆史、キャリー ユー及びリシャール コラスは、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

■ご参考

●本株主総会終了後の各委員会委員および執行役

各委員会委員(2025年5月28日付予定)

委 員 会 名	氏 名	※は委員会議長
監 査 委 員 会	※林 眞琴 塚本 隆史	キャリー ユー リシャル コラス
指 名 委 員 会	※塚本 隆史	ピーター チャイルド 岡田 元也
報 酬 委 員 会	※塚本 隆史	ピーター チャイルド 岡田 元也

執行役(2025年5月28日付予定)

地 位	氏 名	担 当
代表執行役会長	岡 田 元 也	
代表執行役社長	吉 田 昭 夫	
執行役副社長	羽 生 有 希	中国担当
執行役副社長	土 谷 美 津 子	商品・物流担当
執行役副社長	ジェリーブラック	デジタル担当
執行役副社長	渡 邊 廣 之	人事・生活圏推進担当 兼 リスクマネジメント管掌
執行役	井 出 武 美	SM担当
執行役	古 澤 康 之	GMS担当
執行役	大 池 学	DS担当
執行役	四 方 基 之	事業構造改革担当
執行役	尾 島 司	事業推進・ブランディング担当
執行役	江 川 敬 明	財務・経営管理担当
執行役	岡 田 尚 也	マレーシア担当
執行役	手 塚 大 輔	ベトナム担当
執行役	後 藤 俊 哉	中国本社社長
執行役	太 田 卓 也	顧客創造担当

※上記に関しては、取締役選任議案が全て可決した場合の予定になります。岡田元也、吉田昭夫、羽生有希、土谷美津子の各氏は、取締役を兼務する予定です。

※本株主総会の決議結果に関しては、2025年5月30日(金)に当社ホームページ内に掲載の予定です。また、株主総会当日の報告事項等に関しましては、2025年6月10日(火)に更新し掲載予定ですので、ご高覧ください。

当社ホームページ <https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>

●株主メモ

決 算 期	2月末日
基 準 日	期末配当、定時株主総会 2月末日 中間配当 8月末日 (そのほか必要がある場合には、予め 公告します)
定 時 株 主 総 会	5月末日までに開催
公 告 方 法	電子公告 ただし電子公告による公告ができない場合は、 日本経済新聞に掲載して行います。 (アドレス) http://www.aeon.info/ir/
上 場 証 券 取 引 所	東京証券取引所
株主名簿管理人 および特別口座 の口座管理機関	〒100-8233 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 電話照会先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 TEL 0120-782-031 (フリーダイヤル)

1 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について
株主さまの口座のある証券会社にお申出ください。なお、証券会社等に口座がないため特別口座にて管理されている株主さまは、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

2 未払配当金のお支払について
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

3 マイナンバーについて
株式等の税務関係の手続きでもマイナンバーが必要となりますので、株主さまのマイナンバーについては、お取引の証券会社等へお届けください。証券会社とお取引がない株主さまは、三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

4 書面交付請求について
書面交付請求は株主総会の基準日(2月末日)までに、お申出が必要です。ご希望の場合はお取引の証券会社又は株主名簿管理人にてお手続きをお願いします。なお、2025年3月1日以降のお申出に関しては、次回以降の株主総会より書面でお送りします。

「スマホ招集通知」サービスのご案内

当社では、株主の皆さまとのコミュニケーションの深化を図るため、スマートフォンで招集通知・関連情報の閲覧や議決権行使が容易にできる「スマホ招集通知」サービスを提供しています。

【「スマホ招集通知」アクセス方法】



左記QRコードからアクセスしてください。

または、<https://p.sokai.jp/8267/>

(半角でご入力ください)



本サービスは、株主さまの利便性向上を目的として提供する任意のサービスです。ご利用の端末や通信環境等により閲覧できない場合がございますので、予めご了承ください。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



株主の皆さまへ

第100期定時株主総会資料
(書面交付請求に伴う交付書面への記載を省略した事項)

2025年4月30日

イオン株式会社

証券コード:8267

目次

■事業報告

- 当社の新株予約権等に関する事項 1頁
- 会社の体制および方針 3頁
- 会社の支配に関する基本方針 7頁

■連結計算書類

- 連結株主資本等変動計算書 10頁
- 連結注記表 11頁

■計算書類

- 株主資本等変動計算書 32頁
- 個別注記表 33頁

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

■事業報告

●当社の新株予約権等に関する事項

① 事業年度末日における当社執行役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数 (普通株式)	保有者数	発行価額	行使価額
第15回新株予約権 (2017年6月21日)	2017年7月21日～ 2032年7月20日	2個	200株	1名	1株当たり 1,515円	1株当たり 1円
第16回新株予約権 (2018年6月21日)	2018年7月21日～ 2033年7月20日	54個	5,400株	2名	1株当たり 2,176円	1株当たり 1円
第17回新株予約権 (2019年6月21日)	2019年7月21日～ 2034年7月20日	42個	4,200株	2名	1株当たり 1,618円	1株当たり 1円
第18回新株予約権 (2020年6月21日)	2020年7月21日～ 2035年7月20日	41個	4,100株	3名	1株当たり 2,224円	1株当たり 1円
第19回新株予約権 (2021年6月21日)	2021年7月21日～ 2036年7月20日	37個	3,700株	3名	1株当たり 2,655円	1株当たり 1円
第20回新株予約権 (2022年6月21日)	2022年7月21日～ 2037年7月20日	127個	12,700株	5名	1株当たり 2,001円	1株当たり 1円
第21回新株予約権 (2023年6月21日)	2023年7月21日～ 2038年7月20日	224個	22,400株	8名	1株当たり 2,568円	1株当たり 1円
第22回新株予約権 (2024年6月21日)	2024年7月21日～ 2039年7月20日	488個	48,800株	10名	1株当たり 3,146円	1株当たり 1円

※新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する執行役等報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しません。

■取締役(社外取締役を含む)が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権はございません。

■新株予約権の行使の条件(各回共通)

- ・新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の執行役(グループ会社の役員等に就任する場合であって、当社の執行役に準ずる者と報酬委員会で判断した者を含む)の地位にあることを要します。ただし、当社の執行役等を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとしております。
- ・新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとしております。

② 事業年度中に当社の従業員、子会社の役員および従業員に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

イ. 当社の従業員

なし

ロ. 当社の子会社役員および従業員

名称 (発行日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	交付者数	発行価額	行使価額
第22回新株予約権 (2024年6月21日)	2024年7月21日～ 2039年7月20日	351個	35,100株	18名	1株当たり 3,146円	1株当たり 1円

新株予約権の行使の条件は、前記①と同様

●会社の体制および方針

(1) 当社のコーポレートガバナンスの基本的な考え方

イオンは「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する。」という基本理念を全ての企業活動の指針とした経営を追求してきました。

このような価値観に基づき、当社のコーポレートガバナンスのあり方を、以下の5つの基本姿勢を中核とした「コーポレートガバナンス基本方針」として定めています。

i お客さま基点、現場主義による価値創造

お客さまの幸福感の実現を最大の企業使命として、お客さまとの接点である現場主義を貫き、常にお客さま基点で考えることで、変化するお客さまのニーズに対応した最適な価値創造を追求します。

ii 最大の経営資源である人間の尊重

人間こそが最大の経営資源であるとの信念に基づき、従業員を尊重し、多様性を重視し、教育機会を積極的に提供することで従業員が自己成長に努め、強い絆で結ばれ、お客さまへの貢献を至上の喜びとする従業員で構成された企業を目指します。

iii 地域社会とともに発展する姿勢

地域社会の一員、心を持った企業市民として、同じ地域社会の参加者であるお客さま、従業員、株主、取引先とともに発展し、地域社会の豊かさ、自然環境の持続性、平和に貢献することを目指します。

iv 長期的な視野と絶えざる革新に基づく持続的な成長

お客さま、地域社会の期待に応え続けるために、変化する経営環境に対応するための絶えざる革新に挑戦することで、長期的な視野に立った価値創造を伴う持続的な成長と、グループ全体の継続的な価値向上を志向する経営に努めます。

v 透明性があり、規律ある経営の追求

お客さま、ステークホルダーとの積極的な対話に努め、評価を真摯に受け止め、常に自らを律することで、透明性と規律がある経営を追求します。

- (2) 監査委員会の職務の遂行のために必要な事項ならびに執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するために必要な体制

【取締役会の決議の概要】

① 監査体制関連事項

- ・内部監査部門は監査委員会の職務の補助を行い、内部監査部門の異動については、監査委員会の同意を必要とする。
- ・グループ全体を対象とした内部監査・内部統制の状況およびグループの全従業員を対象とした内部通報制度への通報内容は、定期的に監査委員会に報告される。
- ・内部監査部門は、重要な会議に出席するほか、執行役等からその職務執行状況の報告を聴取し、監査委員会に報告する。

② 情報保存管理体制

- ・各会議議事録は事務局によって作成・保管され、決裁書は立案者によって保存・管理される。

③ リスク管理体制

- ・リスクマネジメント管掌(リスクマネジメント委員会を招集)を設置し、イオン・マネジメントコミッティ(最高経営会議)のもとにリスクマネジメント体制およびガバナンス体制を構築するとともに、その運用状況を内部監査部門が監視する。
- ・取引を含め、反社会的勢力を排除すべく、社内規程の整備や調査を実施し、外部専門機関および捜査機関等との緊密な連携を通じ、組織として対応する。
- ・財務報告に係る内部統制構築(いわゆる「J-SOX法」への対応)に関し、グループ会社を含め取り組む。

④ 効率的職務執行体制

- ・職務責任権限規程により、各職位の職務および権限を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図るとともに、協議先部門を定めて牽制機能を果たす。

⑤ コンプライアンス体制

- ・遵守すべき規範を定め、グループ全従業員に徹底するとともに、コンプライアンス指導を定期的を実施し、最新の法改正に対応したコンプライアンス体制を構築する。

⑥ グループ会社管理体制

- ・グループ会社に対して、事業別・機能別に開催する会議体等において経営計画を審議するとともに、グループ本社として本社各部門が業務指導を行い、各社の経営の自主性・独自性を保持しつつ、一体的なグループ経営を進める。

【運用状況について】

当社は、グループ全体を視野に入れた基本理念に基づく経営により、透明性、公正性を担保し、持続的かつ安定的な経営の実践に努めています。これらを支える仕組みとして、内部統制に係る体制整備やコンプライアンス、リスクマネジメントの進化に常に取り組んでいます。また、実践するための企業統治体制として、指名委員会等設置会社を選択しています。経営の監督と業務執行を明確に分離し、執行役に大幅な権限移譲を行い、迅速な経営の意思決定を実現する体制を整える一方、社外取締役を過半数とする指名委員会・監査委員会・報酬委員会の3委員会を設置し、経営の透明性と客観性を担保しています。

監査体制については、監査委員全員を独立社外取締役とすることで、監査委員会の独立性を最大限に保ち、透明性の高い監査を行っています。また、当社では、他の業務執行から独立した内部監査担当部署として「経営監査室(専任30名)」を設置するとともに、グループ各社の監査活動については、グループ各社の内部監査部門の監査結果やCSA(統制自己評価)の報告内容を経営監査室が指導・支援する体制としております。

経営監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社およびグループ各社に対する内部監査を行うとともに、グループ各社の内部監査実施状況をモニタリングすること等を通じ、内部統制システムが有効に機能していることを確認しております。

コンプライアンス体制については、遵守すべき規範を定め、グループ全従業員に徹底するとともに、コンプライアンス意識の浸透・醸成を図るための研修を定期的実施しています。また、法令や倫理規定に違反する行為の未然防止および早期発見を目的として、当社および社外連絡先を窓口とする内部通報制度を2004年度より稼働させ、グループ全体のコンプライアンスの推進および課題解決に取り組んでいます。グループの内部通報制度の整備拡充として、2020年に国内各社を対象とした弁護士事務所通報窓口(役員が関与する不正行為専用窓口)を設置し、2021年には、海外(中国・アセアン他)各社を対象を拡大しました。あわせてお取引先さま用の通報窓口も設置しています。

情報保存管理体制については、情報の適切な保存・管理および漏洩防止のため「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」等の各種社内規程を整備し、情報管理および機密情報漏洩の防止に努めています。

リスク管理体制については、リスクマネジメント管掌を配置し、リスクマネジメント委員会を開催しています。同委員会では、リスクアセスメント等により優先順位の高いリスクを抽出したうえで、対応およびその効果について進捗管理を実施し、イオンの執行役にリスク管理状況および対応を報告・提案しています。加えて、リスクマネジメント委員会の分科会として人権デュー・ディリジェンス委員会を立ち上げ、イオングループを取り巻く重点人権課題の特定、評価、重点人権課題発生確率の低減に向けた取り組みの実効性強化を進めました。また、事業継続に大きな影響を及ぼすサイバー攻撃への対応についても重点課題としてグループ情報セキュリティ事務局を設置し、サイバー攻撃によるシステム停止などの事業継続リスクに対応しています。なお、特に影響度の高いリスクについては、部門横断のタスクフォースを編成し、リスクの予見・予知・予防に努めてまいります。

反社会的勢力の排除に向けては、取引を含め、防犯規程等の社内規程の整備や調査を実施し捜査機関等との緊密な連携を通じ、組織として対応しています。

財務報告に係る内部統制構築においては、経営者が信頼性のある財務報告を作成する方針等を明確に示し、方針や指示が財務報告の作成に関連する連結子会社に伝達される体制の整備を行うなどグループ会社と一体となって取り組んでいます。また、運用状況については、経営監査室により確認されています。

グループ会社管理に関しては、当社が管理する事業毎の方針や予算について事業別・機能別に開催する会議体等を通じて、グループ共通の重要課題の審議や情報共有を行っています。またリスクマネジメント委員会の分科会として子会社ガバナンス委員会を立上げ、子会社を有する事業会社を横断的に管理しています。特に重要な案件については、イオンの執行役と協議して持株会社としての意思決定をするとともに施策と数値の進捗管理をしています。また、国内主要グループ会社の監査役による実務研究・情報交換等に関する会議を定期的実施したほか、グループ横断的な会議を通じて、各社の経営の自主性・独自性を保持しつつ、一体的なグループ経営を進めています。

●会社の支配に関する基本方針

① 基本理念に基づく経営の実践

イオンは、基本理念に基づく長期的な視点での地域や社会と共生する経営、広範かつ複合的な事業展開が、グループ全体の企業価値向上に資するとの考え方を基本としており、基本理念に賛同し、その具現化に向けた経営を志向する真摯な提案であれば、歓迎します。一方で、基本理念にそぐわない経営方針への変更は、グループへ与える影響が大きく、同時に地域社会への影響も懸念され慎重な対応が求められます。

経営方針の変更に関しては、90万人を超える株主の皆さまが適切にご判断いただけるよう、十分かつ正確な情報と時間の確保が必要であると考えます。加えて、地域のインフラ機能の役割を果たすための責任があります。

グループの経営にあたっては、多くのステークホルダーとの間に築かれた関係、財務資本のみならず、人的資本、社会・関係資本、自然資本などの価値を十分にご理解いただきたいと考えております。

② 大量株式取得が行われた場合の対応方針の内容

この対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為(以下、このような買付行為を「大量株式取得」といい、大量株式取得を行い又は行おうとする者を「大量株式取得者」といいます。)に関する対応方針であり、情報提供に関するルールと当社による対抗措置の発動をその内容とします。

情報提供に関するルールとは、①大量株式取得者は当社取締役会に対して大量株式取得に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならず、②当社取締役会が当該情報を検討するために必要である一定の評価期間が経過した後のみ、大量株式取得者は大量株式取得を開始することができるというものです。

大量株式取得者がルールを遵守しない場合、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て又はその他法律及び当社定款により認められる対抗措置により、当該大量株式取得に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択します。

当社取締役会は、ルールの透明・公平な運用のために大量株式取得者から大量取得に向けた意向表明書を受領し次第、独立委員会を設置、独立委員会は、株主全体の利益を損なうものかどうか等について総合的に評価・判断を行い、その意見および理由を当社取締役会に提出します。当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重し、さらに弁護士、公認会計士を含む外部専門家等の助言を受け、当社取締役会としての評価、判断及び意見等を慎重にとりまとめ、公表します。

大量株式取得者がルールを遵守した場合は、原則として当社は当該大量株式取得に対する対抗措置は取りません。但し、当社取締役会又は独立委員会において、当該大量株式取得が「当社株主全体の利益を著しく損なうもの」に該当するとの評価に至った場合は、大量株式取得者が本件ルールを遵守しない場合に準じます。

なお、ルールを含む本件方針は、定期的な見直しを行うために、2027年に開催予定の定時株主総会の終結時までとしています。本件方針の廃止について特段の制約は設けていません。当社取締役会が、本件方針の内容について当社株主の皆さまに実質的に影響を与えるような変更を行う場合には、改めて当社株主総会に付議し株主の皆さまのご判断を仰ぎます。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）または、
- (ii) 当社の株式等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株式等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大量株式取得者および当該特別関係者の株式等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。
各株式等保有割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：「当社株式等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

「大量株式取得者」とは、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。

注4：「当社株主全体の利益を著しく損なうもの」とは、大量株式取得者が、①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている場合、②会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大量株式取得者等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合、③会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大量株式取得者等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合、④会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っている場合、⑤大量株式取得者の提示する当社株式買取方法が、2段階目の株式買取条件を1段階目よりも不利に設定する態様の2段階買取方式である場合、その他、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式等の不利な売却を強要するおそれがあると判断される場合、⑥大量株式取得者の提示する対価が株主にとって著しく不利益またはハイリスクとなりうるオプション権であるなど、当社株式買付に関連する取引の仕組み、取得方法が株主共同の利益の観点から著しく不当である場合、⑦大量株式取得者の経営陣または主要株主に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条の定める暴力団、暴力団員等の反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大量株式取得者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると客観的かつ合理的な根拠をもって判断される場合を想定しています。

③ 本件対応方針についての基本方針等との整合性に係る取締役会の判断

イオンは、経営方針の変更に際しては、株主の皆さまのために十分な情報提供や検討期間の確保を行う必要があること、経営方針の変更による地域社会への影響など、多くの議論を経て、2024年4月10日開催の当社取締役会において全員一致により決定の上、「当社株式の大量取得行為に関わる対応方針の承認の件」を2024年5月29日開催の第99期定時株主総会に付議し、株主の皆さまの承認を得ております。また、2025年4月11日開催の当社取締役会においても改めて本件対応方針について、総合的に評価を行いました。

独立社外取締役が過半数である当社取締役会は、上記対応方針は、基本方針および当社の株主の共同の利益に沿うものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

[連結]

■連結計算書類

●連結株主資本等変動計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位:百万円未満切捨)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年3月1日残高	220,007	288,337	425,596	△20,543	913,399
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△32,570		△32,570
親会社株主に帰属する当期純利益			28,783		28,783
自己株式の取得				△13	△13
自己株式の処分		10,305		7,268	17,574
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△293			△293
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金増加高			854		854
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	10,012	△2,932	7,254	14,334
2025年2月28日残高	220,007	298,350	422,664	△13,288	927,734

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	其他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2024年3月1日残高	68,233	417	67,154	4,916	140,720	1,155	1,031,925	2,087,201
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△32,570
親会社株主に帰属する当期純利益								28,783
自己株式の取得								△13
自己株式の処分								17,574
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△293
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金増加高								854
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△61,033	371	31,261	10,175	△19,224	166	38,748	19,689
連結会計年度中の変動額合計	△61,033	371	31,261	10,175	△19,224	166	38,748	34,024
2025年2月28日残高	7,199	788	98,415	15,091	121,495	1,321	1,070,674	2,121,226

●連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1-1. 連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の数……306社

主要な連結子会社の名称：

イオンリテール(株)、イオン九州(株)、イオン北海道(株)、(株)サンデー、ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス(株)、マックスバリュ東海(株)、(株)フジ、ミニストップ(株)、ウエルシアホールディングス(株)、イオンフィナンシャルサービス(株)、(株)イオン銀行、イオンモール(株)、(株)イオンファンタジー、イオンディライト(株)、(株)コックス、(株)ジーフット、(株)キャンドゥ、AEON CO. (M) BHD.、AEON STORES (HONG KONG) CO.,LTD.、AEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO.,LTD.、AEON THANA SINSAP (THAILAND) PCL.、AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD

(2)非連結子会社の数……10社

非連結子会社の名称：

(株)フジモーターズ、(株)フジ・ハートデリカ、(株)フジ・ハートクリーン、(株)フジファーム、(株)FNクリーン、(株)フジ・レンタルリース、(株)フジすまいるファーム飯山、ウエルシアオアシス(株)、ウエルシアリテールソリューション(株)、ウエルシアアケアトランスポート(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

1-2. 持分法の適用に関する事項

(1)持分法適用関連会社の数……26社

主要な会社の名称：

(株)ベルク、(株)メディカルー光グループ、(株)マリ

モ、イオンリート投資法人、(株)やまや

(2)持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社（(株)フジモーターズ他14社）は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。
(3)持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

債務超過会社に対する持分額は、当該会社に対する貸付金等を考慮して貸付金等の消去及び流動負債その他を計上しております。

1-3. 連結の範囲の変更

(1)以下の12社を新たに連結子会社としております。

設立：AEON MALL (HUNAN) XIANGJIANG NEW AREA BUSINESS MANAGEMENT CO.,LTD.、Kunshan Mall Investment Limited、KUNSHAN MALL REAL ESTATE DEVELOPMENT CO.,LTD.、永旺永楽（香港）物業服務集团有限公司、AEON ENTERTAINMENT ASSET MANAGEMENT CO.,LTD.

株式取得：

(株)とをしや薬局、(株)エクスチェンジ、(株)エクスチェンジソリューションズ、(株)エクスチェンジクリエイティブ、ウエルシアパートナーズ(株)、Post and Telecommunication Finance Company Limited、イオンデモンストレーションサービス(株)

(2)以下の15社を連結の範囲から除外しております。

合併：(株)ボンベルタ、マックスバリュ西日本(株)、(株)フジ・リテイリング、(株)フジデリカ・クオリティ、マックスバリュ南東北(株)、フジ・TSUTAYA・エンターテイメント(株)、(株)とをしや薬局、(株)協栄エイアンドアイ、(株)東京イースト動物医療センター

[連結]

清算：松阪商業開発(株)、愛服斯信貸服務系統軟件
開發 (天津) 有限公司、AEON ASIA SDN.
BHD.

売却：イオンプロダクトファイナンス(株)

関連会社へ移行：

蘇州市濱永物業服務有限公司、蘇州市越永
物業服務有限公司

1-4. 社名変更

以下の4社は当連結会計年度において、社名変更し
ております。

WELCIA SINGAPORE PTE.LTD.

(旧社名：WELCIA-BHG (SINGAPORE) PTE.LTD.)

AEON MALL LONG BIEN CO.,LTD.

(旧社名：AEON MALL HIMLAM CO.,LTD.)

蘇州市星小二商務服務有限公司

(旧社名：蘇州上品洗濯服務有限公司)

イオンデモンストレーションサービス(株)

(旧社名：イオンデモンストレーションサービス(有))

1-5. 持分法の適用の範囲の変更

(1)以下の3社を新たに持分法適用関連会社としてお
ります。

設立：(株)つなぐ

連結子会社より移行：

蘇州市濱永物業服務有限公司、蘇州市越永
物業服務有限公司

(2)以下の2社を持分法適用関連会社から除外してお
ります。

保有比率の減少：(株)タカキュー

連結子会社へ移行：

イオンデモンストレーションサービス(株)

1-6. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1)連結子会社の決算日は以下を除き、連結決算日と
一致しております。

AFSコーポレーション(株) 他10社

…………… 3月31日

TASMANIA FEEDLOT PTY.LTD.

…………… 6月30日

AEON STORES (HONG KONG) CO.,LTD. 他113社

…………… 12月31日

(2)上記に記載した126社のうち、AFSコーポレーシ
ョン(株)他16社については、連結決算日から3ヶ月以内
の一定日現在で仮決算を実施したうえで連結しており
ます。また、他の109社については、連結決算日と
の間に生じた重要な取引について必要な調整を行っ
たうえで連結しております。

1-7. 会計処理基準に関する事項

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………決算日の市場価格等に基づく時価法(評
価差額は全部純資産直入法により処理
し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

……………移動平均法による原価法

(2)デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

(3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

主として売価還元平均原価法(貸借対照表
価額については収益性の低下に基づく簿価
切下げの方法)であります。一部の国内
連結子会社は主に移動平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に
基づく簿価切下げの方法)によっております。

② 原材料及び貯蔵品

主として最終仕入原価法(貸借対照表価額
については収益性の低下に基づく簿価切下げ
の方法)

(4)固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産及び使用権資産を
除く)

主として経済的耐用年数に基づく定額法

各資産別の主な耐用年数として以下の年数を採用しております。

建物及び構築物

(営業店舗) 20～39年

(事務所) 30～50年

(建物附属設備) 2～18年

(構築物) 2～44年

工具、器具及び備品 2～20年

その他

(車両運搬具) 4～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（主として5年以内）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、国内連結子会社は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）の適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

④ 使用权資産（有形固定資産その他）

在外連結子会社は、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリース取引使用权資産として計上しており、減価償却方法は定額法によっております。

(5)重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

また、総合金融事業を営む一部の在外子会社では国際財務報告基準第9号「金融商品」を適用し、予想信用損失に基づく減損モデルを使用し、期末日時点における信用リスクに応じて必要額を計上しております。

なお、銀行業を営む連結子会社は予め定めている償却・引当基準に則り、主として次のとおり計上しております。

〔銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針』（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部門等が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員及び時間給制従業員に支給する賞与に備え、支給見込額のうち当連結会計年度に負担する金額を計上しております。

③ ポイント引当金

一部の連結子会社が実施するポイント制度において、商品の販売以外で顧客に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備え、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備え、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ 店舗閉鎖損失引当金

一部の連結子会社は、店舗閉店に伴い発生する損失に備え、店舗閉店により合理的に見込まれる中途解約違約金等の閉店関連損失見込額を計上しております。

⑥ 偶発損失引当金

一部の連結子会社は、将来発生する可能性のある偶発損失に備え、偶発事象毎に個別のリスク等を勘案し、合理的に算出した負担損失見込額を計上しております。

⑦ 利息返還損失引当金

金融サービス業を営む一部の連結子会社は、将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

(6)重要な収益及び費用の計上基準

① 商品の販売に係る収益認識

小売事業を営む一部の連結子会社は、店舗及びネットスーパー等のEコマースにおいて、主に食品、日用品、衣料品、医薬品、雑貨等の商品の販売を行っており、顧客に対して当該商品の引渡を行う履行義務を負っております。店舗での商品の販売については、通常、商品を引き渡した時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡時点において収益を認識しております。なお、これらの商品の販売のうち、消化仕入等、当社の連結子会社の役割が代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払

額を差し引いた純額で収益を認識しております。Eコマースでの商品の販売については、出荷時から当該商品等の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、当該商品の出荷時に収益を認識しております。

② ポイント制度に係る収益認識

一部の連結子会社が実施するポイント制度においては、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定されたポイントの独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントの使用時及び失効時に収益を認識しております。

③ 商業施設の運営に係る収益認識

ディベロッパー事業を営む一部の連結子会社は、テナントとの出店契約に基づき、当該連結子会社が運営する商業施設の管理者として、施設管理業務、設備に関する維持管理業務、テナントの便益となる販売促進活動等を実施する履行義務を負っております。これらのサービスは、履行義務の充足につれてテナントへサービスが提供されるため、テナントとの契約期間にわたり、主に時の経過に基づき収益を認識しております。なお、顧客との出店契約に基づく不動産賃貸取引に係る履行義務については、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づき収益を認識しております。

④ 金融サービスに係る収益認識

金融事業を営む一部の連結子会社は、クレジットカード業務、電子マネー業務、預金・貸出業務、為替業務、証券関連業務等の金融サービスに係る役務の提供を行っており、顧客に対して当該役務の提供を行う履行義務を負っております。これらの役務の提供については、主に約束した財又はサービスを顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額等で収益を認識しております。

(7)退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(8)重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(9)重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たす為替予約及び通貨スワップについては、振当処理によっております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

為替予約……………外貨建金銭債権債務及び外貨
建取引等

通貨スワップ…外貨建借入金

金利スワップ…借入金及び社債

③ ヘッジ方針

為替予約及び通貨スワップは為替変動リスクを回避する目的で、また、金利スワップは金利変動リスクを回避する目的で行っております。なお、デリバティブ取引については管理規程に基づき、担当執行役又は担当取締役の承認を得て行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(10)のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、発生日以後、投資効果の発現する期間等（5年～20年）で均等償却し、少額なものは発生時に一括償却しております。のれんが発生した主な会社別の当初金額と償却期間は次のとおりであります。

イオンモール(株)：55,625百万円 20年

(旧株)ダイヤモンドシティ)

ウエルシアホールディングス(株)：

54,024百万円 20年

オリジン東秀(株)：41,903百万円 20年

Post and Telecommunication

Finance Company Limited ※：

22,217百万円 20年

(株)イオン銀行：21,810百万円 20年

※Post and Telecommunication Finance Company Limitedののれんの金額は、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

(11)責任準備金の積立方法

保険契約準備金の大部分を占める責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方法により計算していません。

[連結]

- ① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（1996年大蔵省告示第48号）
- ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

1-8. 追加情報

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当社は、中長期的な企業価値向上を図ることを目的とし、信託型従業員持株インセンティブ・プランとして「従業員持株ESOP信託」（以下、「ESOP信託」という。）を導入しております。

ESOP信託に関する会計処理については、総額法を適用しており、ESOP信託が所有する当社株式は純資産の部に自己株式として表示しております。なお、当連結会計年度末において、総額法の適用により計上されている自己株式の帳簿価額は198百万円、85,700株、長期借入金（1年内返済予定含む）の帳簿価額は650百万円であります。

2. 表示方法の変更に関する注記

2-1. 連結損益計算書関係

前連結会計年度において、「特別損失」に区分掲記しておりました「投資有価証券評価損」は、金額の重要性が乏しくなったため、「特別損失」の「その他」に含めて表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、見積り特有の不確実性により、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

3-1. 固定資産の減損

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	金額 (百万円)
有形固定資産	3,599,604
無形固定資産	416,147
投資その他の資産 その他 ※	160,242

※投資その他の資産の「その他」に含まれる長期前払費用であります。

なお、連結損益計算書に計上された減損損失の詳細については、「5. 連結損益計算書に関する注記 5-6. 減損損失」に記載のとおりであります。

(2)識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、主要な固定資産として、ショッピングセンターをはじめ、様々な業態の商業施設を国内外に保有しております。連結貸借対照表に計上された固定資産の減損の検討及び金額の算出における、資産のグルーピングの方法及び回収可能価額の算定方法、並びに減損損失の認識に至った経緯については、「5. 連結損益計算書に関する注記 5-6. 減損損失」に記載のとおりであります。

なお、海外の資産グループについては、国際財務報告基準に準拠した方法によっております。

② 主要な仮定

減損損失の認識及び使用価値の算定における将来キャッシュ・フローの見積りについては、主として経営者により承認された中長期計画の前提となった数値を基礎とし、現在の使用状況及び合理的な使用計画、追加投資計画等を考慮することとしております。中長期計画の前提となった数値は、経営者の判断を伴う主要な仮定の影響を受けますが、これらの主要な仮定として、将来の売上収益の成長予測、テナント賃料や稼働率の予測、売上原価、人件費や家賃、光熱費等の販売管理費の変動予測等に、店舗の周

辺環境の変化や人口動態、原材料価格や物流コストの変動及び店舗のリニューアル、テナントの出退店、販促活動等を考慮して織り込んでおります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの主要な見積り及び仮定には、物価やエネルギー価格、為替の動向等、不確実性が高い要素が含まれており、予測を大きく上回る経済的な外部環境の変化やそれに対応するための事業戦略の変更等により、将来キャッシュ・フローの見積りの見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

3-2. 繰延税金資産の回収可能性

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	金額 (百万円)
繰延税金資産	164,381

(2)識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産の計上にあたっては、当社及び連結子会社の各社において、企業会計基準適用指針第26号による企業分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金が、将来の税負担額を軽減する効果を有するかどうかで回収可能性を判断し、当該効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の算出に用いる税率は、期末日時点において制定、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、一時差異が解消する又は繰越欠損金を使用される期に適用されると予想される税率を用いております。

② 主要な仮定

将来の税負担額を軽減する効果を有するかどうかの判断については、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プ

ランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいづれかを満たしているかどうかで判断しておりますが、その過程において、将来の一時差異等加減算前課税所得の金額及び発生時期の見積り、一時差異の解消時期の見積り等の一定の見積りを行っております。これらの見積りについては、主として経営者により承認された中長期計画の前提となった数値を基礎とし、当社グループ内で用いている予算、過去の実績、将来の経営環境のほか、当社グループ内での経営統合や事業再編等により見込まれる効果等を考慮して算定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの主要な見積り及び仮定には、物価やエネルギー価格、為替の動向等、不確実性が高い要素が含まれており、予測を大きく上回る経済的な外部環境の変化やそれに対応するための事業戦略の変更のほか、当社グループ内での経営統合や事業再編等により、課税所得の見積額や税効果の企業分類等に変更が生じ、繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する繰延税金資産を取り崩し、法人税等調整額が発生する可能性があります。また、税制改正等により適用する実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3-3. 貸倒引当金

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	金額 (百万円)
貸倒引当金（流動資産）	134,719

なお、連結貸借対照表に計上された金融商品に係る貸倒引当金の金額の内訳については、「7. 金融商品に関する注記」に記載のとおりであります。

(2)識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、主要な債権として、総合金融事業を営む当社の一部の連結子会社の扱うクレジットカード、住宅ローン、個品割賦等の各種金融サービスに伴う営業債権を保有しており、当該営業債権等の貸倒れによる損失に備えて貸倒引当金を計上しております。貸倒引当金の算出方法は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 1-7. 会計処理基準に関する事項 (5)重要な引当金の計上基準 ①貸倒引当金」に記載のとおりであります。

② 主要な仮定

総合金融事業の営業債権については、商品種類や返済状況等に基づく債権区分毎に、過去に有していた営業債権と同程度の損失が発生すると仮定しております。また、予想信用損失に基づく減損モデルを適用している一部の在外子会社の将来予測においては、過去の貸倒実績とマクロ経済指標等の相関関係及びその見通しに関する仮定を含んでおります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの主要な見積り及び仮定について、各国の経済環境等の予測を大きく上回る変化により当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、総合金融事業の営業債権を含む金融商品のリスクの内容やリスク管理体制については、「7. 金融商品に関する注記」に記載しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

4-1. 有価証券の内訳

銀行業における有価証券	768,296百万円
銀行業における買入金銭債権	79,348百万円
保険業における有価証券	15,049百万円
その他	11,703百万円
合計	874,398百万円

4-2. 棚卸資産の内訳

商品	635,437百万円
原材料及び貯蔵品	14,517百万円
合計	649,955百万円

4-3. 有形固定資産減価償却累計額

3,563,323百万円

4-4. 担保に供している資産及び対応する債務

(1)担保に供している資産

建物等	18,962百万円
土地	22,095百万円
有価証券	189,583百万円
売掛金及び営業貸付金	4,021百万円
流動資産 その他(注)	20,791百万円
合計	255,454百万円

(注) デリバティブ取引に係る差入保証金であります。

(2)対応する債務

短期借入金	3,600百万円
流動負債 その他	9,532百万円
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	223,994百万円
預り保証金 (1年内返済予定分を含む)	883百万円
合計	238,010百万円

4-5. 宅地建物取引業法に基づき担保に供している資産

投資有価証券	14百万円
差入保証金（1年内償還予定分を含む）	
	25百万円
合計	39百万円

4-6. 銀行業を営む連結子会社が為替決済等の担保に供している資産

現金及び預金	67百万円
有価証券	52,898百万円
合計	52,965百万円

4-7. 営業貸付金

金融サービス業を営む連結子会社の営業債権であります。

4-8. 銀行業における貸出金

銀行業を営む連結子会社の貸出金であります。

4-9. 貸出コミットメント

(1)金融サービス業又は銀行業を営む連結子会社は、クレジットカード業務に付帯するキャッシング業務等を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメント総額	10,765,408百万円
貸出実行額	589,174百万円
差引：貸出未実行残高	10,176,233百万円

なお、上記には、流動化の対象とした債権に係る金額を含んでおります。

また、当該貸出コミットメント契約においては、借入人の資金使途、信用状態等に関する審査が貸出の条件となっているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

(2)銀行業を営む連結子会社の当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで

資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、19,622百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が1,565百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当該連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

また、合同運用指定金銭信託に対する流動性補完のため、極度貸付に関する契約を締結しております。当契約の融資未実行残高は54,428百万円であり、1年以内に融資実行の可能性があるものは、22,602百万円あります。当契約はリファイナンス時の一時的な資金調達力の低下を回避することを目的としております。また、契約上、融資実行については、選択権が付与されており、貸出実行が約束されているものではありません。

4-10. 保証債務等

(1)債務保証 9,787百万円

主に、連結子会社が営む一般顧客向け信用保証業務に係るものであります。

(2)経営指導念書等

当社は、一部の関連会社の資金調達に関連して、各社の健全な財政状態の維持責任を負うこと等を約した経営指導念書等を金融機関等に対して差入れております。なお、上記経営指導念書等のうち、「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第61号）に基づく保証類似行為に該当するものではありません。

5. 連結損益計算書に関する注記

5-1. 顧客との契約から生じる収益

営業収益のうち顧客との契約から生じる収益の金額については「9. 収益認識に関する注記 9-1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

5-2. 売上総利益

売上高から売上原価を控除した金額であります。

5-3. 営業総利益

営業収益合計から営業原価合計を控除した金額であります。

5-4. 固定資産売却益の主な内訳

物件名	金額 (百万円)
ピアシティ宮代他4物件 (底地)	2,952
ダイエー新在家店	1,979
その他	1,403
合計	6,334

5-5. 投資有価証券売却益

主に政策保有株式の売却によるものであります。

5-6. 減損損失

当社及び連結子会社は、当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1)減損損失を認識した資産グループの概要

①GMS事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	土地及び建物等	北日本	115	5,149
		関東	187	2,678
		中部	58	3,061
		西日本	144	5,401
遊休資産	土地	北日本	4	405
合計			508	16,696

②SM事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗等	土地及び建物等	中部	159	1,063
		西日本	250	5,066
	建物等	北日本	64	73
		関東	446	8,620
遊休資産	土地及び建物等	ベトナム 社会主義共和国他	135	725
		西日本	15	876
合計			1,069	16,425

③DS事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	北日本	1	40
		関東	31	450
		中部	5	517
合計			37	1,008

④ヘルス&ウェルネス事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗等	土地及び建物等	中部	94	2,981
		西日本	155	5,059
	建物等	北日本	24	567
		関東	199	3,877
	のれん	関東	—	368
合計			472	12,853

⑤総合金融事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	関東	2	28
		フィリピン共和国	2	18
		ベトナム 社会主義共和国	1	2
合計			5	48

⑥ディベロッパー事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	北日本	3	1,081
		関東	4	159
		中部	1	8
		西日本	3	1,387
		中華人民共和国他	9	5,594
合計			20	8,232

⑦サービス・専門店事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗等	土地及び建物等	関東	109	1,729
		建物等	北日本	48
	建物等	中部	39	175
		西日本	71	522
		中華人民共和国他	134	2,220
		のれん	関東	—
	のれん	西日本	—	204
		合計		

⑧国際事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	中華人民共和国	6	195
		マレーシア	4	462
遊休資産	土地	ミャンマー 連邦共和国	1	1
合計			11	658

⑨その他事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	中部	1	15
合計			1	15

(2)減損損失の認識に至った経緯

店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みである資産グループ及び、遊休状態にあり今後使用目処が立っていない国内の資産グループについては、資産

グループから生み出される割引前将来キャッシュ・フローの見積りの総額が帳簿価額を下回った場合に、海外の資産グループについては割引後将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合に減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3)減損損失の金額

種類	金額 (百万円)
建物及び構築物	32,445
土地	2,461
工具、器具及び備品	9,744
のれん	580
リース資産	8,863
その他※	7,149
合計	61,244

※その他には、無形固定資産、投資その他の資産の「その他」に含まれている長期前払費用を含んでおります。

(4)資産のグループ핑の方法

当社及び連結子会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位とし、また遊休資産については物件単位毎にグループ핑しております。

(5)回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は、使用価値もしくは、正味売却価額（国内の資産グループ）又は処分コスト控除後の公正価値（海外の資産グループ）のいずれか高い金額により測定しております。正味売却価額及び処分コスト控除後の公正価値は、資産グループの時価から処分費用見込額を控除することにより算定しておりますが、土地については不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準又は固定資産税評価額等を基に算定した金額により、その他の固定資産については取引事例等を勘案した合理的な見積りにより評価しており、処分費用見込額には建物解体等の原状回復費等、取引先に対する退店違約金等を織り込んでおります。

また、使用価値は、見積もられた将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しておりますが、その際に用いられる税引前の割引率は、貨幣の時間価値と将来キャッシュ・フローがその見積り値から乖離するリスクの両方を反映したものととして、負債資本コストと株主資本コストを加重平均した店舗の所属する国・地域等に応じた資本コストを使用しており、一部の連結子会社においては、その算定ロジックについて必要に応じて企業価値評価の専門家の助言を得ています。割引率については、主として3.1%～19.8%を使用しております。

5-7. 固定資産除却損の主な内訳

種類	金額 (百万円)
建物及び構築物	1,879
工具、器具及び備品	568
その他	813
合計	3,261

5-8. 関係会社株式売却損

連結子会社であったイオンプロダクトファイナンス㈱の株式譲渡によるものです。

5-9. 貸倒関連費用

総合金融事業を営む一部の連結子会社が発行するクレジットカードにおいて、国内カードショッピングで提供している特定の決済サービス・特殊な条件下でのみ行われるオフライン取引（お客さまが商品等を購入する際に、カード会社による照会を行わない一部の取引）の一部について、第三者の不法行為による不正利用と認められた取扱金額を特別損失に貸倒関連費用として計上しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

6-1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式	普通株式	871,924	—	—	871,924	
自己株式 (うち従業員持株ESOP信託)	普通株式	16,023 (1,115)	3 (—)	5,097 (1,029)	10,929 (85)	(注) 1、2

(注) 1 当連結会計年度増加自己株式数は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(注) 2 当連結会計年度減少自己株式数は、従業員持株ESOP信託における株式売却、新株予約権の行使、当社株式を保有する関連会社の除外による変動、京成電鉄㈱との資本業務提携を目的とした第三者割当による自己株式の処分及び単元未満株式の買増請求に伴う売渡によるものであります。

6-2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(1-1) 2024年4月10日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ① 配当金の総額 15,427百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 18円
- ④ 基準日 2024年2月29日
- ⑤ 効力発生日 2024年5月1日

(注) 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する当社株式（2024年2月29日基準日：1,115,400株）に対する配当金が含まれています。

(1-2) 2024年10月9日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ① 配当金の総額 17,142百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 20円
- ④ 基準日 2024年8月31日

⑤効力発生日 2024年10月28日

(注) 1 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する当社株式（2024年8月31日基準日：613,200株）に対する配当金が含まれております。

(注) 2 1株当たり配当額には、記念配当2円が含まれております。

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年4月11日開催の取締役会において、次の議案を付議します。

普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額 17,222百万円

②配当の原資 利益剰余金

③1株当たり配当額 20円

④基準日 2025年2月28日

⑤効力発生日 2025年5月1日

(注) 1 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する当社株式（2025年2月28日基準日：85,700株）に対する配当金が含まれております。

(注) 2 1株当たり配当額には、記念配当2円が含まれております。

6-3. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	当連結会計年度末株式数(千株)
第11回新株予約権	普通株式	6
第13回新株予約権	普通株式	1
第15回新株予約権	普通株式	8
第16回新株予約権	普通株式	22
第17回新株予約権	普通株式	14
第18回新株予約権	普通株式	12
第19回新株予約権	普通株式	13

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	当連結会計年度末株式数(千株)
第20回新株予約権	普通株式	33
第21回新株予約権	普通株式	36
第22回新株予約権	普通株式	85
合計		235

7. 金融商品に関する注記

7-1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、GMS事業（総合スーパー）を核とした小売事業を中心に、総合金融、ディベロッパー、サービス等の各事業を複合的に展開しています。これらの事業を行うため、資金運用については、主として安全性の高い定期性預金等の金融資産に限定し、資金調達については、銀行借入等による間接金融のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、株式発行、債権流動化による直接金融によっております。

また、総合金融事業を営む連結子会社はクレジットカード、住宅ローン、個品割賦等の各種金融サービス事業を行っており、銀行業及び保険業を営む国内連結子会社では、有価証券等の運用業務も行っております。

当該事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを勘案して、顧客からの預金、金融機関からの借入、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化等によって資金調達を行っております。また、一時的な資金の過不足に対応するため、短期市場での資金運用及び資金調達を行っております。なお、一部の連結子会社は在外子会社であり外貨ベースで事業を行っております。

このように、総合金融事業は主として金利変動、為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動によるリスクを管理するために資産及び負債の総合的管理（ALM：アセット・ライアビリティ・マネジメント）を実施しております。

当社グループにおけるデリバティブ取引は、主として、資金調達に伴う金利変動リスクや為替変動リスク、事業活動上生じる金融取引の市場リスクを回避することを目的として行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は主として業務上の関係を有する会社の株式であり、市場価格の変動リスク及び信用リスクに晒されております。

銀行業における有価証券は、外国証券及び債券・株式等であり、それぞれ発行体等の信用リスク及び市場リスク等に晒されております。

銀行業における貸出金及び営業貸付金は、主として個人及び事業者に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び金利変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、主に1年以内の支払期日であります。

なお、外貨建の営業債権及び債務は為替の変動リスクに晒されております。

銀行業における預金は、銀行業を営む連結子会社の顧客からの預金であり、金融情勢の変動や一定の環境下で当該連結子会社が市場を利用できなくなる場合や財務内容の悪化等により、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクをはじめ、金利変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

短期借入金、コマーシャル・ペーパー、長期借入金、社債及びリース債務は主に営業取引、設備投資及び株式取得に係る資金調達であります。また、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しておりますが、返済時期又は償還時期を分散させることにより流動性リスクの回避を図っております。

デリバティブ取引は、主として、外貨建債権債務の為替変動のリスクを回避するための先物為替予約

取引及び通貨スワップ取引や短期借入金、長期借入金、社債及び市場性のある債券に係る金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引及び金利オプション取引を行っております。デリバティブ取引は、取引先の契約不履行による信用リスクを有しております。なお、デリバティブ取引のヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 1-7. 会計処理基準に関する事項 (9)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループは、当社グループ規程に従い、受取手形及び売掛金等の営業債権について、営業部門及び経理財務部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券のうち、市場価格のない株式等については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

総合金融事業を営む連結子会社は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、適切な与信審査・管理を行うことにより信用リスク管理を行っております。これらの与信管理は、審査部門が新規与信実行時及び実行後に継続的に信用状況を把握するとともに、債権管理部門において分析・研究を行い審査部門と連携することにより実施しております。また、銀行業を営む国内連結子会社は、リスク量として主にバリュエーション・アット・リスク（過去のデータ等に基づき、今後の一定期間において、特定の確率で保有する金融商品に生じる損失額の推計値。以下「VaR」という。）を計測し、定期的にリスクコンプライアンス委員会及び取締役会に報告しております。

差入保証金の一部については、抵当権、質権を設定する等保全措置を講じております。

デリバティブの利用にあたっては、取引金融機関を国際的に信用の高い相手先に限定し、かつ取引契約締結額も相手先の信用状況を常時把握していることから、信用リスクはほとんどないと判断しております。

② 市場リスクの管理

当社グループは、借入金及び社債等に係る支払金利の変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用しております。また、外貨建営業債権及び債務に係る為替変動リスクを回避する目的で、先物為替予約を利用しております。

有価証券及び投資有価証券については、市場動向、時価及び発行体（取引先企業）の財務状況等を定期的にモニタリングして経営陣に報告するとともに、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引管理規程に基づき、担当執行役又は担当取締役の承認後、所管部署が実行と残高の把握及び管理を行っております。

総合金融事業を営む連結子会社は、市場リスクに関する管理諸規程に従い、リスクの所在、規模等を把握し、適切な市場リスク管理を行うとともに、管理状況等を定期的に内部統制推進委員会において経営陣に報告しております。市場リスク管理に係る体制としては、収益部門から独立したリスク管理の組織・体制を整備することにより、業務上の相互牽制を確保しています。また、原則保有するすべての金融商品について市場リスクに関する定量的分析を行っており、主にVaRを用いて市場リスク量を管理しております。具体的には、VaRが取締役会等で決議したリスク限度額（資本配賦額）を超過しないよう市場リスクをコントロールしております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リ

スクを管理しております。

総合金融事業を営む連結子会社は、継続的なキャッシュ・フローのモニタリングを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整等により、流動性リスクを管理しております。また、銀行業を営む国内連結子会社は、流動性リスク管理として、支払準備資産保有比率及び資金ギャップ枠を設定し、リスク管理部が日々モニタリングを行い、その結果を定期的にリスクコンプライアンス委員会及び取締役会に報告しています。また、運営にあたっては資金効率を考慮しつつも流動性確保にウェイトを置いた管理を行っています。

(4)総合金融事業における市場リスクの定量的情報等について

総合金融事業で銀行業を営む国内連結子会社における市場リスクについては、モンテカルロシミュレーション（保有期間120日、観測期間3年、信頼区間99%値）によりVaRを計測しており、2025年2月28日現在の金額は33,266百万円であります。なお、在外子会社並びに一部国内子会社については、当該影響額が限定的であることから、市場リスクの計測は実施しておりません。

ただし、当該影響額は、過去の相場等の変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(5)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該時価が異なることもあります。また、「7-2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

7-2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月28日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。(注)をご参照下さい。)また、現金は注記を省略しており、預金、コールローン、支払手形及び買掛金、短期借入金、コマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)受取手形及び売掛金 貸倒引当金等(※1)	1,856,384 △59,225		
	1,797,158	1,829,254	32,096
(2)有価証券			
①銀行業における有価証券(※2)	768,296	766,635	△1,661
②銀行業における買入金銭債権	79,348	79,348	—
③保険業における有価証券	15,049	15,049	—
④その他	11,703	11,702	△1
	874,398	872,735	△1,662
(3)営業貸付金 貸倒引当金(※1)	595,895 △73,792		
	522,103	530,882	8,779
(4)銀行業における貸出金 貸倒引当金(※1)	3,022,476 △4,107		
	3,018,369	3,076,237	57,867
(5)投資有価証券 関係会社株式等 その他有価証券	63,277 229,373 292,651	77,344 229,373 306,718	14,067 — 14,067
(6)差入保証金 (1年内償還予定分を含む) 貸倒引当金(※1)	395,540 △2,591		
	392,948	356,520	△36,428
資産計	6,897,628	6,972,348	74,719

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)銀行業における預金	5,196,949	5,188,418	△8,530
(2)社債 (1年内償還予定分を含む)	1,126,936	1,088,385	△38,551
(3)長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	1,874,925	1,848,574	△26,351
(4)リース債務 (流動及び固定負債)	393,634	403,085	9,451
(5)長期預り保証金 (1年内返済予定分を含む)	281,776	272,880	△8,895
負債計	8,874,223	8,801,345	△72,877
デリバティブ取引(※3)	△4,376	△4,376	—

(※1) 受取手形及び売掛金、営業貸付金、銀行業における貸出金及び差入保証金に係る貸倒引当金並びに割賦利益繰延(流動負債)を控除しております。

(※2) 銀行業における有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示をしております。

(注) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、「(2)有価証券」及び「(5)投資有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式(※1)	23,591
組合等出資金(※2)	9,966

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合等出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基

準適用指針第31号 2021年6月17日)
第24-16項に基づき、時価開示の対象と
はしていません。

7-3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
銀行業における有価証券	305,615	367,418	21,025	694,059
銀行業における買入金銭債権	—	—	79,348	79,348
保険業における有価証券	—	15,049	—	15,049
投資有価証券				
その他有価証券	220,748	557	8,067	229,373
資産計	526,363	383,025	108,441	1,017,831
デリバティブ取引	—	△4,376	—	△4,376

銀行業における有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表価額は2,348百万円であります。

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形及び売掛金	—	133,707	1,695,547	1,829,254
有価証券				
銀行業における有価証券	21,330	10,614	38,283	70,227
その他	—	11,702	—	11,702
営業貸付金	—	—	530,882	530,882
銀行業における貸出金	—	—	3,076,237	3,076,237
投資有価証券				
関係会社株式等	77,344	—	—	77,344
差入保証金 (1年内償還予定分を含む)	—	356,520	—	356,520
資産計	98,674	512,544	5,340,950	5,952,169
銀行業における預金	—	5,188,418	—	5,188,418
社債 (1年内償還予定分を含む)	—	1,088,385	—	1,088,385
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	—	1,848,574	—	1,848,574
リース債務 (流動及び固定負債)	—	403,085	—	403,085
長期預り保証金 (1年内返済予定分を含む)	—	272,880	—	272,880
負債計	—	8,801,345	—	8,801,345

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

受取手形及び売掛金

金融サービス業を営む連結子会社の売掛金の時価は、営業債権の種類及び期間に基づく区分毎に信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを

算定し、リスクフリー・レートに債権の回収コスト（経費率）を加味した利率で割り引いて算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しています。金融サービス業以外の連結子会社の受取手形及び売掛金の時価は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。

有価証券、投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっており、活発な市場で取引されているため、その時価を主にレベル1の時価に分類しております。債券及び買入金銭債権のうち、取引所の価格及び取引金融機関等から提示された相場価格があるものは当該価格を時価とし、国債等はレベル1の時価、それ以外の債券はレベル2の時価に分類しております。相場価格が入手できないものは主にレベル3の時価に分類しております。上場投資信託については、取引所の価格によっており、活発な市場で取引されているため、その時価を主にレベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、主にレベル2の時価に分類しております。

営業貸付金

営業債権の種類及び期間に基づく区分毎に、保証料率、期限前返済率、倒産確率、回収率を反映した将来キャッシュ・フローを算定し、リスクフリー・レートで割り引いて算定しております。算定にあたり、観察可能なインプットを用いている場合又は観察できないインプットが重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

銀行業における貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額を、市場

金利にスプレッド等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。仕組貸出については、オプション価格モデル等を用いて、元利金の合計額を市場金利にスプレッド等を反映させた割引率で割り引いて、時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限る等の特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値から貸倒見積高を控除した価額によっております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でないため、レベル2の時価に分類しております。

負債

銀行業における預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定の期間毎に区分して、将来キャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金、リース債務

社債は市場価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割引いて算定する方法によっており、金利スワップは、市場金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。変動金利による長期借入金で金利スワップの特例処理の対象とされているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、リスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを、対応するリスクフリー・レートで割引いた現在価値により算定しております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でないため、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取引所取引は取引所等における最終の価格をもって時価とし、店頭取引は割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。店頭取引の価額を算定する評価技法に使用されるインプットは主に金利や為替レート、ボラティリティ等であり、店頭取引については、取引相手方及び当社グループの信用リスクに関する調整

(CVA、DVA)を行っております。取引所取引については主にレベル1の時価、店頭取引については、観察可能なインプットを用いている場合又は観察できないインプットが重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価のいずれかに分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

8-1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、全国主要都市を中心に賃貸商業施設等を有しております。

8-2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)
1,465,637	2,065,465

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注) 2 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて、自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）又は鑑定会社より鑑定評価書を取得し算定した金額であります。

9. 収益認識に関する注記

9-1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				
	GMS	SM	DS	ヘルス&ウエルネス	総合金融
商品売上高	3,293,029	2,942,554	401,509	1,320,260	—
サービス収入等	40,598	60,051	7,843	490	4,979
顧客との契約から生じる収益	3,333,627	3,002,606	409,352	1,320,751	4,979
その他の収益 (注) 3	127,040	43,150	882	1,246	462,044
外部顧客への営業収益	3,460,668	3,045,757	410,235	1,321,997	467,023

	報告セグメント				その他 (注) 1
	ディベ ロッパー	サービス・ 専門店	国際	計	
商品売上高	56	359,239	465,965	8,782,615	10,910
サービス収入等	141,893	154,157	38,249	448,264	4,510
顧客との契約から生じる収益	141,949	513,396	504,215	9,230,879	15,420
その他の収益 (注) 3	267,389	1,699	40,046	943,500	0
外部顧客への 営業収益	409,338	515,096	544,261	10,174,380	15,421

	合計	調整額 (注) 2	連結損益 計算書 計上額
商品売上高	8,793,525	36,039	8,829,564
サービス収入等	452,775	△91,265	361,510
顧客との契約から生じる収益	9,246,300	△55,225	9,191,074
その他の収益 (注) 3	943,501	301	943,803
外部顧客への 営業収益	10,189,801	△54,924	10,134,877

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、デジタル事業等を含んでおります。

- 2 「調整額」の区分は、当該事業セグメントの業績表示に適した取引について組み替えている調整額及び、事業セグメントに帰属しない本社、商品供給等を行っている会社の収益であります。
- 3 「その他の収益」は主に「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づく定期借家テナント賃料や「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)に基づくカードキャッシング利息等であります。

9-2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 1-7. 会計処理基準に関する事項 (6)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9-3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1)契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権 (期首残高) 117,941百万円

顧客との契約から生じた債権 (期末残高) 125,335百万円

連結貸借対照表上、「受取手形及び売掛金」に計上しております。

契約負債 (期首残高) 227,520百万円

契約負債 (期末残高) 217,954百万円

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当該履行義務に配分した取引価格は、主に商品券、ポイント、テナントとの出店契約に基づく共益費収入等であります。商品券は使用されるにつれて主に今後1年から10年の間で収益を認識することを見込んでおります。ポイントは履行義務の充足に応じて今後2年の間で収益を認識することを見込んでおります。テナントとの出店契約に基づく共益費収入等は、実際の契約期間に応じて収益を認識します。

なお、当初の予想契約期間が1年以内の取引については、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,218円63銭

1株当たり当期純利益金額 33円58銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 33円55銭

(注) 算定上の基礎

親会社株主に帰属する当期純利益 28,783百万円

普通株主に帰属しない金額 一百万円

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 28,783百万円

普通株式の期中平均株式数 857,140,910株

潜在株式調整後1株当たり当期純利益

金額の算定に用いられた親会社株主に

帰属する当期純利益調整額 △20百万円

普通株式増加数 222,668株

(うち新株予約権) (222,668株)

普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式に従業員持株ESOP信託が保有する当社株式85,700株を含めております。なお、当該信託が保有する当社株式の期中平均株式数は、644,789株であります。

11. 重要な後発事象に関する注記

11-1. 連結子会社による株式譲渡契約の締結（イオン・アリアンツ生命保険㈱）

当社の連結子会社であるイオンフィナンシャルサービス㈱（以下「イオンフィナンシャルサービス」という。）は、イオンフィナンシャルサービスが保有するイオン・アリアンツ生命保険㈱（以下「イオン・アリアンツ生命」という。）の株式の一部につき、2025年3月21日付で明治安田生命保険相互会社（以下「明治安田生命」という。）に譲渡することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。その概要は以下のとおりです。

(1) 株式譲渡の概要

- ① 株式譲渡の相手企業の名称
明治安田生命保険相互会社
- ② 株式譲渡の対象となる子会社の名称及び事業の内容
当該子会社の名称：
イオン・アリアンツ生命保険㈱
事業の内容：保険業
- ③ 株式譲渡の理由
少子高齢化・人口減少の進行や都市・地域間の格差の拡大等の社会課題がいつそう顕在化すると見込まれるなか、地域の課題が今後さらに深刻化することが予想されます。これらは、小売業を主体とする当社グループと生命保険業を営む明治安田生命にとって、共通の経営課題であると考えています。

この度イオンフィナンシャルサービスが保有するイオン・アリアンツ生命の株式の一部を明治安田生命に譲渡し、当社とイオンフィナンシャルサービス、明治安田生命の3社で包括的パ

ートナーシップを推進いたします。本包括的パートナーシップを通じて、3社はそれぞれ有する強みを活かして健康増進や地域活性化に資する多様な提供価値を共創し、3社のお客さまをはじめとしたステークホルダーに価値ある商品・サービスの提供を行ってまいります。

- ④ 株式譲渡実行日
2025年7月1日（予定）
※株式譲渡実行日は、競争法当局の手続き等によって変動する可能性があります。
 - ⑤ 譲渡する株式の数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式の状況
異動前の所有株式数：
863,000株（議決権所有割合：100%）
譲渡する株式の数：
734,413株（議決権所有割合：85.1%）
譲渡株式の譲渡価額：494億円
異動後の所有株式数：
128,587株（議決権所有割合：14.9%）
※所有株式数は、株式譲渡の直前に実施予定であるイオンフィナンシャルサービスによるイオン・アリアンツ生命への660億円の増資（以下「クローリング前増資」という。）を反映したものになります。
※譲渡株式の譲渡価額は、クローリング前増資を踏まえたイオンフィナンシャルサービスが保有する譲渡株式の株式価値として合意した金額であり、最終的な譲渡価額は、本株式譲渡契約に定める価格調整等を経て決定されます。
- (2) 翌連結会計年度以降の連結計算書類に与える影響
本株式の譲渡に伴い、イオン・アリアンツ生命は当社の連結の範囲から除外される見込みです。翌連結会計年度以降の連結計算書類に与える影響については現在精査中であります。

■ 計算書類

● 株主資本等変動計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位:百万円未満切捨)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
2024年3月1日残高	220,007	316,894	94	316,989	11,770	3,701	35,500	22,788	73,760
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩高						△119		119	—
別途積立金の取崩高							△20,000	20,000	—
剰余金の配当								△32,570	△32,570
当期純利益								40,221	40,221
自己株式の取得									
自己株式の処分			10,305	10,305					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	10,305	10,305	—	△119	△20,000	27,770	7,650
2025年2月28日残高	220,007	316,894	10,400	327,295	11,770	3,581	15,500	50,559	81,411

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
2024年3月1日残高	△20,478	590,279	75,920	74	75,995	362	666,637
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩高		—					—
別途積立金の取崩高		—					—
剰余金の配当		△32,570					△32,570
当期純利益		40,221					40,221
自己株式の取得	△13	△13					△13
自己株式の処分	7,221	17,527					17,527
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△56,980	829	△56,151	226	△55,925
事業年度中の変動額合計	7,208	25,164	△56,980	829	△56,151	226	△30,760
2025年2月28日残高	△13,270	615,444	18,939	903	19,843	588	635,876

●個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式及び関連会社株式

……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

……移動平均法による原価法

②デリバティブ

……時価法

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

……経済的耐用年数に基づく定額法

各資産別の耐用年数として以下の年数を採用
しております。

建 物

(事 務 所) 30～50年

(建物附属設備) 2～18年

構 築 物 2～44年

工具、器具及び備品 2～20年

②無形固定資産

……定額法

③長期前払費用

……定額法

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金

……債権の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

……従業員及び時間給制従業員に支給する賞与に

備え、支給見込額のうち当事業年度に負担する金額を計上しております。

③退職給付引当金（前払年金費用）

……従業員の退職給付に備え、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

④投資等損失引当金

……関係会社等に対する投資等に伴う損失に備え、当該会社の実情を勘案し、株式等の実質価額の低下額を固定資産の投資その他の資産にて、投資先の債務超過相当額のうち当社負担見込額を固定負債にてそれぞれ計上しております。

(4)収益及び費用の計上基準

当社は、純粋持株会社として投資先である関係会社の事業活動の管理を行っております。当社の主な収益は、関係会社受取配当金及び関係会社受入手数料となっております。このうち関係会社受入手数料は、契約に基づき概ね一定期間にわたる履行義務充足に応じて収益を認識しております。

(5)その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

②ヘッジ会計の方法は次によっております。

ヘッジ会計の方法

……原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たす為替予約については、振当処理によっております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

…… (ヘッジ手段) (ヘッジ対象)
 為替予約 ……外貨建金銭債権債務
 金利スワップ……借入金及び社債

ヘッジ方針

……為替予約は為替変動リスクを回避する目的で、また、金利スワップは金利変動リスクを回避する目的で行っております。なお、デリバティブ取引については管理規程に基づき、担当執行役の承認を得て行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

……ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

③退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(6)追加情報

(従業員持株ESOP信託に関する会計処理方法)
 連結計算書類に当該注記をしております。

(イオンモール㈱)の完全子会社化に向けた基本合意書締結及びイオンディライト㈱の完全子会社化に向けた公開買付けの開始について)

当社は、2025年2月28日にイオンモール㈱(以下、イオンモール)と株式交換による完全子会社化に向けた協議を開始する旨の基本合意書を締結いたしました。また、イオンディライト㈱(以下、イオンディライト)の完全子会社化に向けて同社の株式を公開買付けにより取得することを決定いたしました。

①背景・目的

両社を完全子会社化する目的は、事業構造改革の一環として行うものであり、グループのスケールを効率的かつ効果的に活用し、両社の成長速度を上げ、収益構造の改革や事業規模を拡大すること、並びに

収益性の高いイオンモールとイオンディライトの外部流出利益を取り込むことで、グループの自己資本増強、キャッシュ・フローの安定的な創出を図るものです。完全子会社化の方法は以下の通りです。

②イオンモール

手法	株式交換
本株式交換に係る割当ての内容	株式交換契約締結までにイオン及びイオンモールで協議の上決定
本株式交換の日程	<ul style="list-style-type: none"> 基本合意書締結日 2025年2月28日 株式交換契約締結日 2025年4月上旬(予定) 株式交換の効力発生日 2025年7月(予定)

③イオンディライト

手法	公開買付 (TOB)
買付の上限・下限	上限：なし 下限：3分の2
公開買付価格	1株当たり 5,400円 (2025年2月27日終値4,625円に対して16.76%のプレミアム)
本公開買付の日程	<ul style="list-style-type: none"> 機関決定日 2025年2月28日 公開買付期間 2025年3月3日から2025年4月24日 (38営業日) (予定) 買付結果公表日 2025年4月25日 (予定) 買付代金決済日 2025年5月2日 (予定)

2. 会計上の見積りに関する注記

市場価格のない関係会社株式等の評価

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円未満切捨)

	当事業年度
関係会社株式 (注)	567,934
関係会社出資金 (注)	36,202
投資等損失引当金 (投資その他の資産)	△23,428
投資等損失引当金 (固定負債)	120,788

(注) 貸借対照表計上額のうち、市場価格のないものを記載しております。

(2)識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社は、純粋持株会社として、関係会社の株式等

を保有することにより、投資先である関係会社の事業活動の管理を行っております。市場価格のない関係会社株式の評価にあたっては、関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復する可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理しております。実質価額は、関係会社の直近の1株当たりの実質純資産額に所有株式数を乗じた金額とし、著しい低下とは実質価額が簿価に比べて50%以上低下した場合としております。また、関係会社株式の実質価額が著しく低下している状況には至っていないものの、実質価額がある程度低下した場合、または、関係会社株式の実質価額が著しく低下したものの、回復する可能性が十分な証拠により裏付けられたため、直接減額は行わなかった場合に、実質価額の見積りや回復する可能性の判断を万全に行うことは実務上困難なときがあることを鑑み、健全性の観点から、このリスクに備えて投資その他の資産に投資等損失引当金を計上しております。

また、関係会社が債務超過の状況にある場合には、当該債務超過額のうち当社負担見込額を固定負債の投資等損失引当金として計上することとしております。

②主要な仮定

関係会社株式の実質価額の算定にあたり、投資先である関係会社の実質純資産額は、関係会社の資産等の時価評価に基づく評価差額の他、超過収益力、当社グループ内での経営統合や事業再編により見込まれる効果やコントロールプレミアム等を加味して算定しております。回復可能性の判断については、関係会社の概ね5年後の1株当たり純資産見込額が、関係会社株式の1株当たり簿価を上回るかどうかで判断しております。関係会社の将来の純資産見込額は、主として経営者により承認された中長期計画の数値等を基礎として算定しており、中長期計画の前提となった数値は、経営者の判断を伴う主要な仮定の影響を受けますが、これらの主要な仮定として、

将来の売上収益の成長予測、商品原価、人件費や家賃等の販売管理費の変動予測等に、将来の市場環境や経営環境の変化を考慮して織り込んでおります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの主要な見積り及び仮定について、著しい経済的な外部環境の変化やそれに対応するための事業戦略の変更等により、投資先である関係会社の実質純資産額、将来の純資産見込額の見積りの見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において追加の評価損等が発生する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|------------|
| (1)有形固定資産の減価償却累計額 | 21,317百万円 |
| (2)担保に供している資産 | |
| 流動資産 その他（注） | 20,791百万円 |
| （注）デリバティブ取引に係る差入保証金であります。 | |
| (3)保証債務等 | |
| 経営指導念書等 | |
| 主要な関係会社の資金調達に関連して、各社の健全な財政状態の維持責任を負うこと等を約した経営指導念書等を金融機関等に対して差入れております。なお、上記経営指導念書等のうち、「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第61号）に基づく保証類似行為に該当するものではありません。 | |
| (4)関係会社に対する金銭債権債務額（区分表示したものを除く） | |
| 短期金銭債権額 | 28,522百万円 |
| 短期金銭債務額 | 169,685百万円 |
| (5)預り金 | |
| 当社は、関係会社の余裕資金の有効活用を目的とし、一部の関係会社との間で金銭消費寄託契約を締結しております。当該契約により寄託された金額（期末残高167,162百万円）を預り金に計上しております。 | |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	77,881百万円
営業取引以外の取引高	8,704百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数	摘要
自己株式	普通株式	15,941	3	5,038	10,906	注1,2,3

- (注1) 当期末株式数には、従業員持株ESOP信託が保有する当社株式85千株を含めて記載しております。
- (注2) 当期増加株式数は、単元未満株式3千株の買取りによるものであります。
- (注3) 当期減少株式数は、従業員持株ESOP信託における株式売却1,029千株、新株予約権の行使53千株、京成電鉄(株)との資本業務提携を目的とした第三者割当による自己株式の処分3,954千株、及び単元未満株式の買増請求に伴う売渡0千株によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	91百万円
未払事業税	861百万円
未確定債務	46百万円
有形固定資産	41百万円
貸倒引当金	18百万円
投資有価証券及び関係会社株式	55,713百万円
預り金	12,682百万円
投資等損失引当金	43,986百万円
その他	454百万円
繰延税金資産小計	113,897百万円

将来減算一時差異の合計に係る

評価性引当額	△74,601百万円
評価性引当額小計	△74,601百万円
繰延税金資産合計	39,295百万円
繰延税金負債	
デリバティブ債権	△2,803百万円
固定資産圧縮積立金	△1,571百万円
その他有価証券評価差額金	△7,997百万円
繰延ヘッジ損益	△396百万円
その他	△1,859百万円
繰延税金負債合計	△14,628百万円
繰延税金資産の純額	24,667百万円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

法定実効税率	30.5%
(調整)	
受取配当金等一時差異ではない項目	△16.0%
評価性引当額の増減	9.9%
子会社清算に伴う繰越欠損金引継	△0.9%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.5%

- (3) 決算日後における法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律一三）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が創設されることとなりました。

これに伴い、2027年3月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は30.5%から31.4%に変更されます。変更後の法定実効税率を当事業年度末で適用した場合、繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）が532百万円増加し、法人税等調整額（貸方）が699百万円、その他有価証券評価差額金（借方）が167百万円増加します。

7. 関連当事者との取引に関する注記

区分	種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社及び関連会社等	子会社	イオンリテール㈱	所有 直接 100.00	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	158,786	短期貸付金	181,000
					利息の受取 (注1)	2,676	未収収益	576
		イオンマーケティング㈱	所有 直接 100.00	資金の貸付 役員の兼任	ロイヤルティの受取 (注2)	4,517	未収収益	2,474
					資金の貸付	36,871	短期貸付金	32,600
		㈱ダイエー	所有 直接 100.00	資金の貸付 役員の兼任	利息の受取 (注1)	667	未収収益	173
					資金の貸付	32,028	短期貸付金	32,120
		イオンマーケット㈱	所有 直接 100.00	資金の貸付 役員の兼任	利息の受取 (注1)	580	未収収益	153
					資金の貸付	29,887	短期貸付金	29,321
		㈱メガスポーツ	所有 直接 100.00	資金の貸付	利息の受取 (注1)	541	未収収益	144
					消費寄託契約に基づく 預り金	40,348	預り金	43,529
イオンマーケティング㈱	所有 直接 85.10 間接 14.90	消費寄託契約	利息の支払 (注3)	127	未払費用	48		
			消費寄託契約に基づく 預り金	25,681	預り金	27,500		
マックスバリュ東海㈱	所有 直接 64.61	消費寄託契約 役員の兼任	利息の支払 (注3)	79	未払費用	29		
			消費寄託契約に基づく 預り金	20,143	預り金	29,000		
イオンモール㈱	所有 直接 58.24 間接 0.59	消費寄託契約 役員の兼任	利息の支払 (注3)	64	未払費用	31		
			消費寄託契約に基づく 預り金	19,969	預り金	12,000		
ミニストップ㈱	所有 直接 48.79 間接 5.32	消費寄託契約 役員の兼任	利息の支払 (注3)	62	未払費用	22		
			松阪商業開発㈱	なし	資金の貸付	債権放棄 (注4)	2,026	—

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額は期中の平均残高を記載しております。

(注2) ロイヤルティの受取については、当社の基準に準拠し決定しております。

(注3) 消費寄託契約による資金の預りは、関係会社の余裕資金の有効活用を目的としており、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引金額は期中の平均残高を記載しております。

(注4) 関係会社の会社清算に伴う債権放棄であり、投資等損失引当金を充当しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 737円83銭
(2) 1株当たり当期純利益金額 46円92銭